頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
1	1	1			第1章 計画の方針【 <mark>危機管理本部</mark> 、消防局、市民文化局、各局室区】	第1章 計画の方針【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、消防局、市民文化局、各局室 区】	組織改正に伴う修正
1	1	1	1		づいて、地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものである。 ※ この計画において、市の組織については、川崎市災害警戒本部、川崎市災 害対策本部 <u>(削除)</u> が設置された場合には、川崎市災害対策本部規程、川崎	第1節 計画の目的【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、各局室区】 (略) なお、市域は大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条の 規定に基づく地震防災対策強化地域ではないが、当該地域に係る警戒宣言の 発令等に伴う混乱を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止め るため、大規模地震対策特別措置法第6条に基づき作成が義務付けられてい る地震防災強化計画に準じ、第6部において市の東海地震対策を定める。 また、この計画は、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づいて、地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものである。 ※ この計画において、市の組織については、川崎市災害警戒本部、川崎市災 害対策本部又は川崎市東海地震警戒本部が設置された場合には、川崎市災害 対策本部規程、川崎市災害対策本部設置要綱、川崎市災害警戒本部設置要 綱、川崎市東海地震警戒本部設置要綱に定めるところにより読み替えを行う ものとする。	時点修正等
1	1	1	1		(資料編 川崎市防災対策検討委員会設置要綱)	(資料編 川崎市防災会議専門部会運営規定)	時点修正
1	1	1	2		第2節 国・県の防災計画との関係【 <u>危機管理本部</u> 】 (略) 2 神奈川県石油コンビナート等防災計画との関係【消防局、 <u>危機管理本</u> <u>部</u> 】	第2節 国・県の防災計画との関係【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】 (略) 2 神奈川県石油コンビナート等防災計画との関係【消防局、 <u>総務企画局危</u> 機管理室】	組織改正に伴う修正
1	1	1	3		第3節 川崎市国土強靱化地域計画との関係【 <mark>危機管理本部</mark> 】	第3節 川崎市国土強靱化地域計画との関係【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正
1	1	1	4		第4節 計画の修正【 <mark>危機管理本部</mark> 】	第4節 計画の修正【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正
2	1	1	5		第5節 計画の習熟【 <u>危機管理本部</u> 】	第5節 計画の習熟【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正

頁(修 正後)	部	章	節 ①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
2	1	2	6	この計画は、震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、市及び防災関係機関等が行うべき各種対策を「予防計画」「初動対策計画」「応急対策計画」「復旧計画・復興体制」と時系列的に配し、市及び防災関係機関等の防災計画の策定、防災活動の実施等に係る基本指針を示すとともに、南海トラフ地震に係る対応を示すものである。また本編に定めのない事項については、「風水害対策編」及び「都市災害対策編」を準用するものとする。この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。表中	あり、市及び防災関係機関等が行うべき各種対策を「予防計画」「初動対策 計画」「応急対策計画」「復旧計画・復興体制」と時系列的に配し、市及び 防災関係機関等の防災計画の策定、防災活動の実施等に係る基本指針を示す	「南海トラフ地震に係る対 応」の新設に伴う修正
2	1	1		第7節 個別防災計画の策定等【 <u>危機管理本部</u> 、消防局、各局室区】	第7節 個別防災計画の策定等【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、消防局、各局室 区】	組織改正に伴う修正
4	1	1	表や図の修 7 正あり(別 添)	(表・図1)		時点修正

頁(修 正後)	部	章	節 ①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
4	1	1		共同参画室、各局室区】 過去の災害発生時の経験から、被災時に増大する家事、育児、介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害、性暴力が生じるといったジェンダー課題が明らかになっている。 こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うほか、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画でとターが、男女共同参画の視点に基づく防災活動の拠点となるよう、市民文化局人権・男女共同参画室は関係局区と連携し必要な支援を行う。 時期	第8節 男女共同参画の視点への配慮【 <u>(新設)</u> 市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】 過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中することなどの課題が明らかになっている。こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。 (新設)	風水害対策編との整合
5	1	1	表や図の修 9 正あり(別 添)	(表・図2)	(表・図)	時点修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
7	1	2	2		合併編入するとともに、海岸地帯の埋立造成を順次行い市域を拡大し会和6 年10月1日現在、人口1,551,788人、面積144.35km2となっている。工業都市 として発展してきた主な理由は、多摩川に面し、船の便がよく、東京・横浜 という大都市に挟まれ、未開発な低湿地で、地価低廉のため工業立地の条件 に適した土地であったことと、大正初期より工場誘地が行われたこと等があ げられる。 戦前はもとより、特に戦後は海岸地帯における工業用地の埋立事業が大いに 行われ大工場群を誘致し、この地域に石油化学部門を主軸とする重化学工業 が集結し、日本有数の石油化学センターと称せられ京浜工業地帯の中核とし て日本の高度経済成長を支えてきた。 その後、バブル経済の崩壊を契機に、生産拠点の海外移転や集約、サービス	1 市勢の概況 本市は、大正13年7月1日に市制を施行し、その後数次にわたり隣接町村を合併編入するとともに、海岸地帯の埋立造成を順次行い市域を拡大し平成29年10月1日現在、人口1,503,690人、面積144.35km2となっている。工業都市として発展してきた主な理由は、多摩川に面し、船の便がよく、東京・横浜という大都市に挟まれ、未開発な低湿地で、地価低廉のため工業立地の条件に適した土地であったことと、大正初期より工場誘地が行われたこと等があげられる。戦前はもとより、特に戦後は海岸地帯における工業用地の埋立事業が大いに行われた工場群を誘致し、この地域に石油化学部門を主軸とする重化学工業が集結し、日本有数の石油化学センターと称せられ京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長を支えてきた。	時点修正
8	1	2			2 人口・世帯数	平成29年10月1日現在で、本市の人口は1,503,690人、世帯数は716,470世帯であり、この5年間で人口は3.8%、世帯数は5.6%増加している。また、人口密	時点修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
8	1	2	2		4 道路及び橋りょうの概況 道路網については、自動車専用道路をはじめ、一般国道6路線、県道主要地方道9路線、一般県道7路線、市道があり、日常生活における安全、安心、快適な交通環境の構築や防災機能の強化に向け、一般国道409号や県道主要地方道世田谷町田等の整備を推進している。本市が管理する道路延長は2480.20 kmであり、面積舗装率は96.80%である。(今和5年4月1日現在)また、本市の都市計画道路(102路線・総延長約305km)のうち、完成延長は約210km(進捗率=約69%)となっている。(令和6年4月1日現在)また、本市が管理する橋りょうは609橋(令和5年4月1日現在)であり、内訳は国道に6橋、主要地方道に40橋、一般県道に12橋、市道に551橋となっている。緊急輸送道路など防災上重要な道路等に架かる124橋については既に耐震対策が完了しており、今後は、目標とする耐震性能を引き上げ、新しい年代に建設された橋りょうや、対策済みの橋りょうのうち、耐震性能が不足するものを対象に対策を実施し、耐震安全性の向上に努めていく。	本市は、東京都と横浜市の2大都市に挟まれた細長い地形のため、東京を中心とする多数の放射状の交通幹線が市域を横断している。それに比べて本市の臨海部と北西部丘陵地帯とを結び市域を縦貫する交通網は質、量とも弱体である。 本市が管理する道路延長は2472.86 kmであり、面積舗装率は96.67%である。また、本市の都市計画道路(102路線・総延長約305km)のうち、完成延長は約207km(進捗率=約68%)で、他の大都市と比べると低い水準にあり、特に市北部の多摩区や麻生区において整備が遅れている。(平成28年4月1	時点修正
8	1	2	2			5 鉄道の概況 鉄道網については、JR、私鉄合わせて6鉄道事業者・15路線(旅客線) が市内で運行している。 主要駅の1日平均乗車人員は、JR川崎駅が <u>207,725</u> 人で最も多く、次いで東 急溝の口駅が <u>148,474</u> 人、JR武蔵小杉駅が <u>124,325</u> 人となっている。(「 <u>平成</u> 28年版川崎市統計書」より)	時点修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由	
8	1	2	2		時点修正			
9	1	2	2		7 危険物施設の概況			
15	1	2	3		被害の概要 (記載なし)	被害の概要	時点修正	
16	1	3			第3章 被害の想定【 <u>危機管理本部</u> 】	第3章 被害の想定【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正	

頁(修正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
22	1	4			第4章 減災目標、 <u>かわさき強靭化計画</u> 及び業務継続計画【 <u>危機管理本部</u> 、 各局室区】	第4章 減災目標、 <u>地震防災戦略</u> 及び業務継続計画【 <u>総務企画局危機管理</u> 室、各局室区】	組織改正に伴う修正
222	1	4	1		年度から32年度までの5年間を計画期間とする新たな地震防災戦略を平成28年3月に策定した。 2 かわさき強靱化計画の策定 国において、首都直下地震などの大規模自然災害が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靭化の取組を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」を公布、施行し、さらに同法に基づき国土の強靭化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」を、平成26年6月に策定	第1節 減災目標及び川崎市地震防災戦略の策定 (新設) (略) 平成25年4月に改定を行った地震防災戦略が、平成27年度末に計画期間が終了したことから、減災目標に対する達成度を確認し検証した上で、平成28年度度度での5年間を計画期間とする新たな地震防災戦略を平成28年3月に策定した。 (新設) (表・図)	計画変更に伴う修正
25	1	4	2		第2節 業務継続計画の策定 大規模な地震発生時においては、被災による公共団体の行政機能の低下が 懸念されるが、その一方で、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持な ど、行政機能を維持することが求められる。 業務継続計画は、かわさき強靱化計画における行政としての施策の1つであ り、震災対策として本計画で定める業務等の細部計画として、あらかじめ発 災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材の資源を効率 的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とした計 画である。	第2節 業務継続計画の策定 大規模な地震発生時においては、被災による公共団体の行政機能の低下が 懸念されるが、その一方で、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持な ど、行政機能を維持することが求められる。 業務継続計画は、 <mark>地震防災戦略</mark> における行政としての <mark>減災施策</mark> の1つであ り、震災対策として本計画で定める業務等の細部計画として、あらかじめ発 災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材の資源を効率 的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とした計 画である。	かわさき強靭化計画策定に伴 う修正
25	1	4	2	表や図の修 正あり(別 添)	第2節 業務継続計画の策定 (表・図5)	第2節 業務継続計画の策定 (表・図)	計画変更に伴う修正

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
26	1	5		表や図の修 正あり(別 添)	(表・図6)	(表・図)	時点修正
27	1	5	4		関東総合通信局 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) による災害対応支援 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置 (臨機の措置) の実施に関すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること	関東総合通信局 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること</u> 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること	時点修正
27	1	5	4		関東農政局 (神奈川県拠点) 1 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること 2 応急用食料等の支援に関すること 3 食品の需給・価格動向等に関すること	関東農政局 (神奈川県拠点) 1 農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に 関すること 2 応急用食料・物資の支援に関すること 3 食料の需給・価格動向や食品の表示等に関すること 4 輸出証明に関すること 5 関係職員の派遣に関すること	時点修正
28	1	5	4		関東財務局 (横浜財務事務所) 3 災害発生時 <u>(災害が発生する蓋然性が高い場合も含む)</u> における地方公 共団体等に対する国有財産の無償貸付等	関東財務局 (横浜財務事務所) 3 災害発生時 (新設) における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付 等	時点修正
30	1	5	4		日本通運㈱ 福山通運㈱ 佐川急便㈱ ヤマト運輸㈱ 西濃運輸㈱ <u>(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク</u>	日本通運㈱ 福山通運㈱ 佐川急便㈱ セマト運輸㈱ 西濃運輸㈱ (新設)	時点修正
31	1	5	7		<u>東急電鉄(株)</u>	東京急行電鉄(株)	分社化による社名変更のため

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正		修正後		修正前	修正理由
32	1	5	8		(公社)川崎市歯科医師会 2 救 (一社)川崎市薬剤師会 (公社)川崎市看護協会 (社)神奈川県柔道整復師会	防災上重要な施設の管理者 療助産等救護活動の実施 護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 物教援活動に関する協力	第8節 その他の公共的E (公社)川崎市医師会 (公社)川崎市歯科医師会 (一社)川崎市薬剤師会 (公社)川崎市看護協会 (社)神奈川県柔道整復師会 (新設)	団体及び防災上重要な施設の管理者 1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 (新設)	時点修正
33	1	5	9		町内会・自治会 型 3 情 及 4 防	災知識の普及 <u>災行動(避難(在宅での避難を含む)、備蓄、情報の</u> <u>得など)の啓発</u> 報伝達 <u>,消火、避難</u> <u>、救護及び避難所開設</u> 等の計画 び訓練の実施 災用資器材の整備・点検 害時要援護者の支援	第9節 住民組織 自主防災組織→ 町内会・自治会→	1 防災知識の普及↔ ② 情報伝達・消火・避難・救護等の計画及び訓練の実施↔ ③ 防災用資器材の整備・点検↔ ④ 災害時要援護者の支援↔	時点修正
34	1	6	1		に配慮するとともに、家庭におい	性及び家具、家電等の転倒・落下防止措置で最低3日間、推奨1週間分以上の飲料水・の備蓄を図るよう努めなければならない。	に配慮するとともに、家原	生・耐火性及び家具、家電等の転倒・落下防止措置 庭において最低3日間、推奨1週間分以上の飲料水・ 等の備蓄を図るよう努めなければならない。	時点修正
35	2	1			第1章 防災都市づくり【まちづ局、経済労働局】	くり局、消防局、 <u>危機管理本部</u> 、建設緑政	第1章 防災都市づくり 建設緑政局、経済労働局】	【まちづくり局、消防局、 <u>総務企画局危機管理室</u> 、	組織改正に伴う修正
36	2	1	2		2 市街地の整備 (略) (1) 市街地再開発事業 ア <u>京急川崎駅西口地区</u>		2 市街地の整備 (略) (1) 市街地再開発事業 ア <u>小杉町3丁目東省</u>	<u> </u>	時点修正
37	2	1	3	表や図の修 正あり(別 添)	(表・図7)		(表・図)		時点修正
38	2	1	4		第4節 総合的な耐震対策等の促 (略) 6 川崎市防災行政無線回線の保		第4節 総合的な耐震対象 (略) 6 川崎市防災行政無線区	衆等の促進 回線の保護【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正

頁(修 正後)	部	章	節 ①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
38	2	1	5	2 市民防災農地の確保【経済労働局都市農業振興センター】 (略) なお、 <u>令和6年1月1日現在で、544箇所、80.7ha</u> の市民防災農地を登録している。	2 市民防災農地の確保【経済労働局都市農業振興センター】 (略) なお、 <mark>平成29年1月1日現在で、500箇所、75.8ha</mark> の市民防災農地を登録している。	時点修正
38	2	1	5	3 企業等との連携による一時避難場所等の確保【 <u>危機管理本部</u> 】	3 企業等との連携による一時避難場所等の確保【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正
40	2	1	表や図の修 正あり(別 添)	(表・図8)	(表・図)	時点修正
41	2	2	1	部】 第1節 道路・橋りょう施設の安全対策【建設緑政局、まちづくり局】 1 道路の安全性の向上【建設緑政局、まちづくり局】 道路は、発災後の初動・応急活動期における避難路、救助・救急及び 消火活動等の緊急活動を実施する道路、緊急物資等の輸送路、さらには火災 の延焼防止機能を併せ持つなど、防災上の役割は極めて重要であることか ら、着実な道路整備に努めるとともに、電線類の地中化を進めることにより	第2章 公共施設等の安全対策【建設緑政局、港湾局、まちづくり局、上下水道局、環境局、交通局、市民文化局、消防局、健康福祉局、 <mark>総務企画局危機管理室</mark> 】 第1節 道路・橋りょう施設の安全対策【建設緑政局、まちづくり局】	組織改正に伴う修正等
42	2	2	3	2 緊急輸送等の安全性確保 海上から搬入された救援物資の市街地への速やかな輸送を確保するため、 緊急輸送道路等を対象に必要に応じて液状化の検討・対策を進めるととも に、川崎港海底トンネルを適切に維持管理し、安全性を確保する。	2 緊急輸送等の安全性確保 海上から搬入された救援物資の市街地への速やかな輸送を確保するため、 緊急輸送道路等を対象に <u>液状化対策を進めるとともに、</u> 川崎港海底トンネル の耐震性・止水性向上等、安全性の強化を図る。	時点修正

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
43	2	2	4		1 地震防災上重要となる公共建築物とその耐震化 (略) (1) 主な対象施設 (略) (削除) 力 病院 キ 学校 ク 社会教育施設 ケ 社会福祉施設 コ 卸売市場 サ 競輪場	1 地震防災上重要となる公共建築物とその耐震化(略) (1) 主な対象施設(略) カ 保健福祉センター 寿院 夕 学校 ク 社会教育施設 ユ 社会福祉施設 卸売市場	時点修正
44	2	2	4		(3) 耐震診断、耐震改修に関する相談 <u>対応</u> まちづくり局防災まちづくり推進課及び川崎市住宅供給公社に耐震相談窓口を常設するとともに、耐震診断後に耐震化に踏み出せない所有者等への専門家の派遣や個別相談会を実施し、市民からの相談に対応する。	(3) 耐震診断、耐震改修に関する相談 <u>窓口の開設</u> まちづくり局防災まちづくり推進課 <u>一般財団法人川崎市まちづくり公社</u> 及び川崎市住宅供給公社に耐震相談窓口を常設するとともに、 <u>建築関係団体の協力を得て臨時窓口等を開設し、</u> 市民からの相談 <u>を受け付ける。</u>	時点修正
45	2	2	5		1 上水道施設 (略) ア 送水施設 ポンプ施設については、電源及び通信設備の二重化を行い、災害時に停電 が発生しても安定して送水が継続できる体制を確保した。送水管については 主として溶接鋼管を使用し、耐震化を推進し、災害時にも安定して送水が可 能となるよう施設整備を推進する。	1 上水道施設 (略) ア 送水施設 送水管は主として溶接鋼管を使用し、耐震化を図っている。また、ポンプ 施設の耐震化や電源及び通信設備の二重化として自家発電設備等を設置した ことで、災害時にも安定して送水が継続できる態勢を確保している。	時点修正
45	2	2	5		イ 配水施設 配水池・配水塔に関して、計装設備及び通信設備等の停電対策を実施し、 災害時に停電が発生しても安定して配水が継続できる体制を確保した。今後 も、実施済の耐震診断の結果を踏まえ、継続して耐震補強等を実施し、耐震化を進め、貯水機能の向上を図り、災害時にも安定して配水が可能となるよう施設整備を推進する。 管路については、重要施設(市立小・中・高等学校等の避難所及び重要な医療機関)への供給ルートや地震時の被害が懸念される老朽配水管を重要な管路と位置付け、耐震管への更新を実施し、地震に強い配水システムを構築する。	イ 配水施設 配水池・配水塔の耐震診断及び耐震補強を実施し、耐震化を進め、貯水機能の向上を図る。また、電源及び通信設備の二重化を実施したことで、災害時にも安定して配水が継続できる態勢を確保している。 鋳鉄管、ビニル管等の老朽配水管については優先的にすべて更新する計画とし、配水管の新設・改良時には耐震管を採用する事により、地震に強い配水システムを構築する。また、地域防災拠点や重要な医療機関等に供給する管路については、耐震化を図るとともに、新たに避難所への供給ルートを重要管路と位置づけ優先的に耐震化を進める。	時点修正
45	2	2	5		(3) 応急給水・応急復旧体制の確立 ア 水道事業及び工業用水道事業における 次害復旧用資材を備蓄する。 市内3箇所に復旧用資材を備蓄する。	(3) 応急給水・応急復旧体制の確立 ア <u>(新設)</u> 災害復旧用資材備蓄計画に基づき、市内3箇所に復旧用資材を備蓄する。	時点修正

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
45	2	2	5		ウ 災害時に半径約750m以内で市民が応急給水を受けられるよう、地域防災拠点を中心とする災害時応急給水拠点 <mark>や市立小中学校の</mark> 開設不要型応急給水拠点を含め、災害時応急給水拠点は、 <mark>令和5</mark> 年度末では <u>313</u> 箇所となっている。	ウ 災害時に半径約750m以内で市民が応急給水を受けられるよう、地域防災拠点を中心とする災害時応急給水拠点全139箇所の整備を平成25年度に完了した。現在は配水池・配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校に、開設が不要な応急給水拠点の整備を進めている。開設不要型応急給水拠点を含め、災害時応急給水拠点は、平成28年度末では169箇所となっている。	時点修正
45	2	2	5		2 工業用水道施設 (削除)工業用水道施設は、地震によって壊滅的な打撃を受けるとは考えられないが、工業用水道施設の安全強化のため具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害の恐れのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行い、被害を最小限に止めるための諸施策を実施する。	2 工業用水道施設 工業用水道事業は、京浜工業地帯の一翼を担う本市の経済活動に欠くこと のできない重要な社会公共事業である。市における工業用水道施設は、地震 によって壊滅的な打撃を受けるとは考えられないが、工業用水道施設の安全 性強化のための具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与え るもの、二次災害の恐れのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行い、被 害を最小限に止めるための諸施策を実施する。	時点修正
45	2	2	5		(1) 取水・導水・浄水施設 ア 取水・導水施設 取水所の電源及び通信設備の二重化 <u>を行い、災害時に停電が発生しても</u> 安 定して取水・導水が継続できる <u>体制を確保した。今後も、実施済の耐震診断</u> の結果を踏まえ、継続して耐震補強等を実施し、施設の耐震化を進める。	(1) 取水・導水・浄水施設 ア 取水・導水施設 取水所の電源及び通信設備の二重化 <u>として自家発電設備等を設置し、災害時にも</u> 安定して取水・導水が継続できる <u>能勢を確保する。さらに、施設の耐震診断及び耐震補強を実施し、耐震化を進める。</u>	時点修正
45	2	2	5		イ 浄水施設 安定した給水を確保した上で、長沢浄水場に機能集約する再構築事業の実 施により、浄水施設の耐震化率が100%となった。また、浄水場の受電を2系 統とするとともに、自家発電設備や太陽光発電設備を設置し、災害時にも安 定して浄水場の運転が継続できる体制を確保している。	イ 浄水施設 <u>浄水施設の耐震化を推進し、</u> また、浄水場の受電を2系統とするとともに、 自家発電設備 <u>等を設置したことで、災害時にも安定して浄水場の運転が継続できる態勢を確保している。</u>	時点修正
46	2	2	5		(2) 送・配水施設 ア 送水施設 ポンプ施設については、電源及び通信設備の二重化を行い、災害時に停電 が発生しても安定して送水が継続できる体制を確保した。送水管については 主として溶接鋼管を使用し、耐震化を推進し、今後も災害時にも安定して送 水が可能となるよう施設整備を推進する。	(2) 送・配水施設 ア 送水施設 送水管は主として溶接鋼管を使用し、耐震化を図っている。また、送水ポンプ施設の更新・耐震化や、電源及び通信設備の二重化として自家発電設備等を設置したことで、災害時にも安定して送水が継続できる態勢を確保している。	時点修正
46	2	2	5		イ 配水施設 配水ポンプ施設や調整池 <u>については、更新により耐震化、電源及び通信設備の二重化等の施設整備を完了し、災害時にも安定した配水が可能となった。今後も、</u> 鋳鉄管等の老朽配水管については優先的にすべて更新する計画とし、配水管の新設・改良時には耐震管を採用することにより、地震に強い配水システムを構築する。	イ 配水施設 配水ポンプ施設や調整池の更新・耐震化や、電源及び通信設備の二重化として自家発電設備を設置したことで、災害時にも安定して配水が継続できる態勢を確保している。また、鋳鉄管等の老朽配水管については優先的にすべて更新する計画とし、配水管の新設・改良時には耐震管を採用する事により、地震に強い配水システムを構築する。	時点修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
46	2	2	5		(3) 応急給水・応急復旧体制の確立 ア <mark>水道事業及び工業用水道事業における</mark> 災害復旧用資材備蓄計画に基づき、 市内3箇所に復旧用資材を備蓄する。	(3) 応急給水・応急復旧体制の確立 ア (新設) 災害復旧用資材備蓄計画に基づき、市内3箇所に復旧用資材を備蓄する。	時点修正
46	2	2	5		3 下水道施設 <u>(削除)</u>	3 下水道施設 <u>の地震対策</u>	他の項目との整合
46	2	2	5		震補強を実施し、耐震化を進める。	(2) 水処理センター・ポンプ場・スラッジセンターア 下水道施設は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、耐震診断及び耐震補強を実施し、耐震化を進める。 イ 災害時に地盤の液状化が予想される地域の施設には、二次災害の発生する恐れがあることから、液状化対策を図る。	他の項目との整合
48	2	2	7		第7節 転倒・落下物防止対策【まちづくり局、建設緑政局、健康福祉局、 <u>危機管理本部、関係局</u> 】	第7節 転倒・落下物防止対策【まちづくり局、建設緑政局、健康福祉局、 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正
48	2	2	7		(2) 家具等の転倒防止【健康福祉局、 <u>危機管理本部、関係局</u> 】 転倒により危険を及ぼす次のものについて、各種広報媒体や出前講座等、あ らゆる機会を通じて、家具の固定や高層集合住宅における長周期地震動によ る特有の被害への対応を呼びかけ、転倒防止の指導・啓発を図るとともに、 ひとり暮らし高齢者又はひとり暮らし障害者等が居住する家屋への家具転倒 防止金具の設置を推進する。 ア 家具、照明器具、冷蔵庫などの家電等 イ 自動販売機 ウ 自立型の暖房機器 エ L Pガスボンベ (プロパンガスボンベ) オ その他	(2) 家具等の転倒防止【健康福祉局、総務企画局危機管理室】 転倒により危険を及ぼす次のものについて、各種広報媒体や出前講座等、あ らゆる機会を通じて、家具の固定や高層集合住宅における長周期地震動によ る特有の被害への対応を呼びかけ、転倒防止の指導・啓発を図るとともに、 ひとり暮らし高齢者又はひとり暮らし障害者等が居住する家屋への家具転倒 防止金具の設置を推進する。 ア 家具類 イ 自動販売機 ウ 自立型の暖房機器 エ L P ガスボンベ (プロパンガスボンベ) オ その他	時点修正
51	2	2	9		第9節 災害対応の拠点となる庁舎等の耐災害性の向上【総務企画局公共施設総合調整室、危機管理本部、関係局】 災害時における迅速かつ円滑な応急対応及び必要な行政サービスの継続的な提供を図るため、関係局区と連携し、災害時における施設の機能や業務の重要性等の観点から、優先度や対策の方向性等を検討し、計画的に庁舎等の更なる耐災害性の向上に向けた取組を推進する。 津波により、受変電設備等を有する庁舎等が、当該設備等に被害を受け電源喪失等した場合、災害時の応急対応等に影響が出ることが想定されるため、浸水リスクが想定される庁舎等については、ハード、ソフトの両面から対策を図るものとする。	_(新設)	風水害対策編との整合
52	2	3			第3章 土砂災害・宅地災害対策【県、まちづくり局指導部、 <u>危機管理本</u> <u>部</u> 、区、建設緑政局】	第3章 土砂災害・宅地災害対策【県、まちづくり局指導部、 <u>総務企画局危機管理室</u> 、区、建設緑政局】	組織改正に伴う修正

頁(個正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
522	2	3	1		第1節 士砂災害防止対策【県、まちづくり局指導部、 <u>危機管理本部</u> 、区】 1 士砂災害警戒区域の指定 (1) 土砂災害警戒区域の基準(急傾斜地の崩壊) (略) (2) 土砂災害警戒区域への対策 ア 市は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(かわさきFM)、防災行政無線、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を活用する。イ 市は、警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、円滑な避難が行われるようメールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、防災行政無線等による情報伝達を行う。 (略) 3 急傾斜地崩壊危険区域のお定(略) (2) 急傾斜地崩壊危険区域のが策(略) イ 市は、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(かわさきFM)、防災行政無線、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等により、情報の伝達を行う。	室、区】 1 土砂災害警戒区域の指定 (1) 土砂災害警戒区域の基準 (急傾斜地の崩壊) (略) (2) 土砂災害警戒区域への対策 ア 市は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、防災気象情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(かわさきFM)、防災行政無線、「witter等を活用する。イ 市は、警戒区域内の高齢者、障害者、乳幼児等が利用する施設に対して、円滑な避難が行われるよう防災気象情報メール、緊急速報メール、防災行政無線等による情報伝達を行う。 (略) 3 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (略) (2) 急傾斜地崩壊危険区域への対策 (略) オ 市は、防災気象情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(かわさきFM)、防	
54	2	3	2		第2節 宅地災害の予防対策【県、まちづくり局指導部】 (略) 3 急傾斜地の把握等 市は、県が急傾斜地を調査及び把握し、土砂災害警戒区域等に指定する際 に、関係機関との調整に協力するとともに、各種情報提供等を行う。 また市は、必要に応じ急傾斜地等の点検・確認を実施するとともに、衛星 等による地盤変状観測など新たな技術も積極的に活用して市内の崖の状況を 適切に把握することにより、効果的な崖地の安全対策を実施する。	第2節 宅地災害の予防対策【県、まちづくり局指導部】 (略) 3 急傾斜地の把握等 市は、県が急傾斜地を調査及び把握し、土砂災害警戒区域等に指定する際 に、関係機関との調整に協力するとともに、各種情報提供等を行う。 (新設)	風水害対策編との整合
54	2	3	2		4 相談体制の構築 市は、住宅・宅地の安全と防災に関する専門家である一般社団法人地盤品 質判定士会との協定の締結により、崖に関する相談に対応できる民間窓口を 確保するとともに、出張相談会の実施や必要に応じた専門家の現地派遣等を 行うなど、崖地や擁壁の安全性に関する市民からの専門的な相談に対する支 援体制を構築する。 5 擁壁の改修等、宅地防災工事に係る助成制度	(新設) 4 擁壁の改修等、宅地防災工事に係る助成制度	風水害対策編との整合

頁(修正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
54	2	3	4		第4節 地盤の液状化の危険性の周知【 <mark>危機管理本部</mark> 】 地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことは、昭和39年の新 潟地震を契機に注目されるようになった。	第4節 地盤の液状化の危険性の周知【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】 地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことは、昭和39年の新 潟地震を契機に注目されるようになった。	時点修正
55	2	3	5		第5節 空家等対策【市民文化局、環境局、健康福祉局、まちづくり局、建設緑政局、区、消防局】 適切な管理のなされていない空家等については、災害時に倒壊や外壁、屋根、樹木、廃棄物等の飛散等により、二次被害を発生させる恐れがあることから、市は、平時から災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努め、所有者等への意識啓発を促し、地域住民からの相談や空家情報に対しては、区役所や空家対策関係部署の窓口等で対応する。その後、空家の課題及び相談者の主訴に応じて、まちづくり局等、関係部署で連携して対応し、情報共有を行うものとする。また、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置を行う場合は、関係局区が連携し適切な対応を行うものとする。	_(新設)	風水害対策編との整合等
60	2	4	5		1 消防施設の整備 消防活動拠点となる消防庁舎等の <mark>整備を推進</mark> する。 また、初動体制の強化を図るため、消防職員管理公舎を <u>維持管理</u> する。 2 情報収集設備及び消防機械器具の整備 被害情報を収集するための設備及び消火、救助、救急活動のための車両・ <u>資器材</u> の整備を強化する。	1 消防施設の整備 消防活動拠点となる消防庁舎等の <mark>耐震化を促進</mark> する。 また、初動体制の強化を図るため、消防職員管理公舎を <u>整備</u> する。 2 情報収集設備及び消防機械器具の整備 被害情報を収集するための設備及び消火、救助、救急活動のための車両・ <u>資機材</u> の整備を強化する。	時点修正
60	2	4	5		4 消防隊の充実強化 大規模火災に対応するため、震災時に用いる消火資器材を扱う消防隊の充 実強化を図る。 5 特別高度救助隊等の充実強化 大規模災害や特殊災害に対応するため、高度な技術、資器材を有する特別 高度救助隊を中心に特別救助隊、水難救助隊及び航空救助の充実強化を図 る。	(新設) 4 特別高度救助隊等の充実強化 大規模災害や特殊災害に対応するため、高度な技術、資機材を有する特別高度救助隊を中心に特別救助隊、水難救助隊及び航空救助の充実強化を図る。	時点修正
61	2	5			第5章 震災に対応するための情報システムの整備【 <u>危機管理本部</u> 】 被害状況や災害関連情報を迅速に集約し、市及び防災関係機関等相互の適切な情報共有を図ることにより、災害応急対策の円滑な実施と、地域住民に対する正確な情報提供を行うため、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、震度情報ネットワークシステム、震災被害シミュレーション及び総合防災情報システム等を駆使して、情報の収集、集約、分析、共有及び伝達を行うとともに、平素から研修、訓練等により機器操作に習熟する。	被害状況や災害関連情報を迅速に集約し、市及び防災関係機関等相互の適切な情報共有を図ることにより、災害応急対策の円滑な実施と、地域住民に対する正確な情報提供を行うため、インターネット、電子メール、震度情報ネットワークシステム、震災被害シミュレーション及び総合防災情報システム(一斉通知を含む。)を駆使して、情報の収集、集約、分析、共有及び伝達	時点修正等

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
61	2	5		表や図の修 正あり(別 添)	第1節 震度情報ネットワークシステム 震度情報ネットワークシステムは、市が設置した計測震度計の稼動状況の 監視、震度情報の集計、(削除)防災関係機関への情報配信等を行うための システムであり、市が設置した10箇所の計測震度計、サーバ等から構成し ている。計測震度計が地震を計測すると、すべての計測震度計の震度情報が サーバに集約され、神奈川県震度情報ネットワークシステムを通じ、気象庁 へと送られる。気象庁によって集約された震度情報は、震度速報、震度情報 として、Jアラート、Lアラート(公共コモンズ)等を通じて防災関係機関 等に共有され、市民や防災関係機関等に電子メールや同報系無線により情報 伝達を行う。 (表・図9)	第1節 震度情報ネットワークシステム 震度情報ネットワークシステムは、市が設置した計測震度計の稼動状況の 監視、震度情報の集計、防災関係機関が設置した計測震度計の震度情報の集 計、防災関係機関への情報配信等を行うためのシステムであり、市が設置し た10箇所の計測震度計、サーバ等から構成している。計測震度計が地震を 計測すると、すべての計測震度計の震度情報がサーバに集約され、必要に応 じて他システムとデータ連携を行い、 市民や防災関係機関等に電子メールや 同報系無線により情報伝達を行う。	時点修正
61	2	5		表や図の修 正あり(別 添)	第3節 総合防災情報システムは、(略) また、総合防災情報システムの構成については、情報を蓄積するデータベース及びメインシステムはクラウドサーバー上に構成されている。各防災関係機関への情報提供や、市民向けメール配信システム、川崎市防災ポータルサイトやかわさき防災アプリなど、情報発信を行う各システムとは、インターネットを通じwebアプリケーション上で情報連携を行っている。 現システムは、災害時における地域及び行政内部での情報共有基盤として、全和3年度から運用し、次の3点の取組を実現するための機能が備わっている。 1 情報空自期を埋め、初動対応力を高める取組 図画面に示し、全庁で同時に被害状況を共有できるほか、地震発生後の大雨に備之各種ハザードマップ等の地図情報と組み合わせて情報を分析することができ、本市の災害対応における迅速かつ的確な意思決定を支援する。 2 過去の教訓を活かすとともに防災情報を共有し、被害を軽減する取組被害情報、職員報告や市民通報、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の情報を含む)、本市の災害対応に係る活動内容や進捗、避難所の開設状況等の情報を、総合防災情報システムによって管理する。また、必要に応じて市民、本市及び各防災関係機関で共有できるよう、川崎市防災ポータルサイト等を通じて情報提供する。なお、総合防災情報システムによって管理する。また、必要に応じて市民、本市及び各防災関係機関で共有できるよう、川崎市防災ボータルサイト等を通じた情報を発き合む。なお、総合防災情報システムによって管理する。また、必要に応じて情報提供する。なお、総合防災情報システムによって実災害の被害報告や割検の活動内容等を限として管理することで、その後の災害対応における改善点の検討に活用するなど、ノウハウの蓄積を行う。3 災害情報を確実に伝える取組 (削除)本市の災害情報を一元的に管理し、必要に応じて、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、防災行政無線、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等、それぞれの情報伝達手段の特性に応じて幅広く市民に情報提供を行う。(表・図10)	第3節 総合防災情報システムは、(略) また、総合防災情報システムの構成については、各種情報通信システムとの連携サーバ並びに通報情報や被害情報等を収集するアプリケーションサーバ及びデータベースサーバ、市民、職員及び各防災関係機関に情報提供するためのWebサーバ、震度情報や市内の被害概況等を携帯電話やパソコンにメール配信するための電子メール配信サーバ等から構成されている。 災害時における地域及び行政内部での情報共有基盤として、平成21年度から運用している。次の3点を基本方針とし、それぞれを実現するための機能が備わっている。 「情報空白期を埋め、初動対応力を高める取組災害情報カメラ、ヘリコブターテレビ電送システム等の映像情報を本市で広く活用することで迅速に被害状況を把握できるほか、震度情報ネットワークシステムから送信される震度情報を職員に即座に伝達し、本市の災害対応における迅速かつ的確な意思決定を支援する。 2 過去の教訓を活かすとともに防災情報を共有し、被害を軽減する取組市民からの通報、被害情報、本市の災害対応に保る活動内容や進捗、避難所の開設状況等の情報を川崎市総合防災情報システムによって管理する。また、必要に応じて市民、本市及び各防災関係機関で共有できるよう、川崎市防災情報ジステムによって過去の災害や訓練の災害情報や活動内容等を履歴として管理することで、その後の災害対応における改善点の検討に活用するなど、ノウハウの蓄積を行う。 3 災害情報を確実に伝える取組市内の被害概況や震度情報など、本市の災害情報を一元的に管理するとともに、必要に応じて、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、防災行政無線、Twitter等、それぞれの情報伝達手段の特性に応じて幅広く市民に情報提供を行う。	時点修正

頁(修正後)	部	章	節 ①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
63	2	6	1	第6章 防災情報発信の基本的な考え方【危機管理本部】 第1節 趣旨・背景 災害発生時において、本市には避難指示等の避難情報を市民に伝える責務があり、様々な手段を活用して情報伝達を行っている。 大規模災害時において、市民へ避難情報を確実に伝達するためには、機器の故障や通信障害等も生じるおそれがあることも踏まえて、ひとつの手段に頼るのではなく、複数の手段を組み合わせて伝達手段の多重化を図ることが重要となっている。そのため、本市では、市ホームページの他、川崎市防災ポータルサイトやかわさき防災アプリ、メールニュースかわさき「防災気象情報」、各種SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)媒体を活用して、防災情報の配信を行っている。 一方で、伝達手段の整備だけでは災害時に防災情報を有効に活用することは難しいため、行政からの情報発信のみに依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的に避難行動をとることが求められている。	(新設)	「効率的・効果的な防災情報 発信に関する基本方針」の策 定に伴う修正
63	2	6	2	第2節 効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針 災害時における情報伝達は、命を守るための「きっかけ」や「気づき」を 与えるもので、その情報に基づいて個人個人が判断し、適切に行動することが必要となるが、その一方で、各伝達手段には、伝達範囲や情報量、耐災害性など一長一短の特徴があるため、特徴を踏まえた手段の組合せや役割に応じた情報発信を行うことが重要となる。 緊急時や発災直後においては、防災行政無線や緊急速報メールなど、速報性があり、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報を自動的・強制的に伝える手段(PUSH型)が有効となるが、時間が経過すると、地域ごとの生活情報等が必要となってくるため、市ホームページや川崎市防災ポータルサイトへの掲載など、各自が必要とする情報を選択して閲覧する手段(PULL型)が有効となる。 上記の状況を踏まえるとともに、既存の伝達手段の有効活用を前提として、地域特性や各伝達手段の特徴、整備費用等を考慮し、今後の持続可能な防災情報の発信に向けて、基本的な考え方を整理し、令和6年3月に「効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定した。	(新設)	「効率的・効果的な防災情報 発信に関する基本方針」の策 定に伴う修正

頁(代正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
63	2	6	3		第3節 基本的な考え方 基本方針で示している基本的な考え方は次のとおりであり、これに基づいて、関連する取組を進めていく。 1 防災行政無線や緊急速報メールなど、PUSH型の伝達手段を活用し、気づきを与える(併せてPULL型の伝達手段へ誘導する。)。 2 市ホームページや川崎市防災ポータルサイトなど、PULL型の伝達手段を活用し、適切に詳細情報を伝える。 3 PUSH型・PULL型の伝達手段を補完するとともに円滑に防災情報に繋げられるよう、かわさき防災アプリやメールニュースかわさき「防災気象情報」など、汎用性の高い伝達手段の機能や運用の強化を図る。 4 市民自らが必要な情報を取得し、正しい避難行動をとれるよう、意識向上のための啓発強化や情報提供に取り組む。		「効率的・効果的な防災情報 発信に関する基本方針」の策 定に伴う修正
64	2	7			第 <mark>7</mark> 章 地域防災拠点及び避難所の整備【 <u>危機管理本部</u> 、教育委員会、環境 局、健康福祉局、まちづくり局、区】	第 <u>6</u> 章 地域防災拠点及び避難所の整備【 <mark>総務企画局危機管理室</mark> 、教育委員会、環境局、健康福祉局、まちづくり局、区】	組織改正に伴う修正
64	2	7	1		第1節 地域防災拠点【 <mark>危機管理本部</mark> 、教育委員会、健康福祉局】 (略) 1 ヘリサインの整備【 <u>危機管理本部</u> 】 (略) 2 応急医療機能の確保【健康福祉局保健医療政策 <mark>部</mark> 】 災害時の被災状況等に応じて、 <u>避難所巡回型救護所を設置する等</u> 、応急医療活動ができる体制を、川崎市医師会、川崎市病院協会 <u>などの医療関係団体</u> 等との連携のもとに整えておく。	(略) 1 ヘリサインの整備【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】 (略) 2 応急医療機能の確保【健康福祉局保健医療政策室】 災害時の被災状況等に応じて、応急医療活動ができる体制を、川崎市医師	他の項目との整合等
64	2	7	2		第2節 避難所等【 <u>危機管理本部</u> 、環境局、健康福祉局、 <u>(削除)</u> 教育委員会、区】 1 緊急避難場所の指定【 <u>危機管理本部</u> 】 (略) 2 避難所の指定【 <u>危機管理本部</u> 】 (略) 3 住民への周知【 <u>危機管理本部</u> 、区】	第2節 避難所等【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、環境局、健康福祉局、 <u>まちづくり局</u> 、教育委員会、区】 1 緊急避難場所の指定【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】 (略) 2 避難所の指定【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】 (略) 3 住民への周知【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、区】	組織改正に伴う修正

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
65	2	7	2		4 情報受伝達手段の整備【 <u>危機管理本部</u> 】 避難所には、次の情報受伝達手段について、整備する。 (略) (2) 同報系防災行政無線屋外受信機の整備 避難所に避難してきた近隣住民等に対する情報伝達手段として屋外受信機 を整備する。なお、災害時には、地震に関する情報、津波に関する情報、 <u>海トラフ地震に関連する情報</u> 、被害状況、 <u>避難指示等</u> に関する情報、ライフ ラインや交通機関に関する情報、人心の安定に関する情報等を伝達する。 (3) 総合防災情報システムの整備 <u>避難所の開設状況や混雑状況を報告する手段と共に、</u> 災害に関する情報の 受伝達手段として、総合防災情報システムを整備する。	4 情報受伝達手段の整備【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】 避難所には、次の情報受伝達手段について、整備する。 (略) (2) 同報系防災行政無線屋外受信機の整備 避難所に避難してきた近隣住民等に対する情報伝達手段として屋外受信機を整備する。なお、災害時には、地震に関する情報、津波に関する情報、東 海地震に関する情報、被害状況、避難勧告に関する情報、ライフラインや交通機関に関する情報、人心の安定に関する情報等を伝達する。 (3) 総合防災情報システムの整備 避難所に避難してきた近隣住民等の状況、安否情報等の入力、集計、検索に加え、災害に関する情報の受伝達手段として、総合防災情報システムを整備する。	時点修正
65	2	7	2		5 物資の備蓄【危機管理本部、環境局、区】 一時的余裕教室等又は校地を利用して、備蓄倉庫を整備又は設置し、食料・飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ等を備蓄する。 また、緊急避難場所又は避難所における感染症の感染拡大防止のため、マスク、消毒液、パーティション等の必要な物資を備蓄する。 6 施設の整備【危機管理本部、教育委員会、環境局、健康福祉局、区】指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設については、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めるものとする。その他、避難者が安心して避難できるよう、必要な資機材等の確保に努める。 また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、非常用発電設備や太陽光発電整備等の整備に努めるものとする。 7 避難施設の運営【危機管理本部、教育委員会、区】 指定緊急避難場所又は指定避難所は、それぞれの指定目的を達成するために、マニュアル等を整備し、適切に運営を行う。 また、指定緊急避難場所及び指定避難所は自助・共助・公助に基づき運営されることから、運営ルール等について平時から啓発・研修に努める。	5 物資の備蓄【 <u>総務企画局危機</u> 管理室、環境局、区】 一時的余裕教室等又は校地を利用して、備蓄倉庫を整備又は設置し、食料・飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ等を備蓄する。 (新設) 6 施設の整備【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、教育委員会、環境局、健康福祉局、区】 <u>避難所となる施設について、耐震性などの安全性を確保するよう努めるとともに、災害時要援護者が不安なく安全な生活を送れるよう、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めるものとする。 また、避難者が災害情報を入手できるようテレビアンテナや緊急地震速報対応ラジオを整備している。 (新設)</u>	風水害対策編との整合防災基本計画を踏まえた修正
66	2	7	3		第3節 在宅での避難の考え方の啓発等【危機管理本部】 自宅が倒壊や火災、浸水等の恐れがなく、安全に利用できる場合には、在 宅での避難も有効であることから、市は、在宅での避難に必要な知識(地震 火災を抑制する感震ブレーカーや家具転倒防止金具等の設置、避難生活のた めの備蓄(循環型の備蓄や携帯トイレ)の重要性や避難所の役割等)の普及 啓発など必要な対策を進める。	_(新設)	時点修正

頁(修正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
67	2	8			第8章 物資の備蓄及び供給体制の整備【危機管理本部、各局室区】 震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が 予想される。各局は災害応急対策活動に必要な食料・飲料水、生活必需品、 資器材、災害用トイレ、被災者の災害救助のための医薬品等の備蓄を行う。 また、企業等との協定の締結による流通在庫備蓄の活用や、こうした物資 の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を円滑に届けられる よう、物資の受援体制の構築に努める。 立む、市の備蓄物資の数量、品目及び保管場所等については、平成 22 年 と平成 25 年の川崎市地震被害想定調査報告書を基に改定した「川崎市備蓄 計画」において定めるものとする。	第7章 物資の備蓄及び協定【総務企画局危機管理室、各局室区】 震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想される。各局は災害応急対策活動に必要な食料・飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ、被災者の災害救助のための医薬品等の備蓄をする。また、平常時から卸・小売業者等と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等の内容の検証や必要な見直しを行うとともに、新たに全国展開している企業等と協定を締結することで、流通在庫備蓄を活用した災害時の物資供給体制の整備に努める。 (新設)市の備蓄物資の数量、品目及び保管場所等については、平成22年と平成25年の川崎市地震被害想定調査報告書を基に改定した「川崎市備蓄計画」において定めるものとする。	時点修正
67	2	8	1		第1節 食料・飲料水及び生活必需品の備蓄【 <u>危機管理本部</u> 】	第1節 食料・飲料水及び生活必需品の備蓄【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正
67	2	8	2		第2節 資器材の備蓄【 <u>危機管理本部</u> 、区】	第2節 資器材の備蓄【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、区】	組織改正に伴う修正
68	2	8	3		第3節 備蓄場所【 <u>危機管理本部</u> 、区】	第3節 備蓄場所【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、区】	組織改正に伴う修正
68	2	8	4		第4節 各局の備蓄業務 (略) 2 健康福祉局 医薬品及び医療救護用資器材 <u>(削除)</u> 等を備蓄し、円滑な管理保管体制を とる。	第4節 各局の備蓄業務 (略) 2 健康福祉局 医薬品及び医療救護用資器材 <u>食料・生活必需品</u> 等を備蓄し、円滑な管理 保管体制をとる。	風水害対策編との整合
68	2	8	5		第5節 物資の供給体制の整備 各局は、災害対策本部規程の分掌事務に基づき、他都市、全国展開している関連業者等と災害時の応援協定を締結し、安定した物資、資機材の確保・供給を図る。 また、各局は、締結している協定内容を検証し、流通在庫の備蓄品の保有量の把握に努めるとともに、必要に応じて協定内容の見直しを行う。	第5節 応援協定の推進 各局では災害対策本部規程の分掌事務に基づき、他都市、全国展開している関連業者等と災害時の応援協定を締結し、安定した物資、資機材の確保・供給を図る。 また、各局は、締結している協定内容を検証し、流通在庫の備蓄品の保有量の把握に努めるとともに、必要に応じて協定内容の見直しを行う。	時点修正

頁(修正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
68	2	8	6		第6節 物資の受援体制の構築 大規模災害が発生した場合、市及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇し、民間供給能力の低下等により、被災自治体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。このため、国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に緊急輸送する「プッシュ型支援」を行うこととしている。こうした支援などに対応し、支援物資の受入れ、避難所への輸送等を円滑に行うため、市は、機能性の高い施設や輸送・集配のノウハウを有する民間事業者との協定締結を推進するともに、県、関係団体との連携を図り、物資に関する受援体制を構築する。また、平時から候補施設の連絡先や情報の更新、新規候補施設の追加を行うなど、施設の状況把握に努めるものとする。		時点修正
70	2	9			第 <u>9</u> 章 緊急輸送体制の整備【建設緑政局、 <u>港湾局、危機管理本部、</u> 神奈川県 警察】	第 <u>8</u> 章 緊急輸送体制の整備【建設緑政局、(<mark>新設</mark>)神奈川県警察】	時点修正
70	2	9	1		(1) 緊急通行車両の要件 ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車 イ 災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又 はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両 (ア) 警報発令及び伝達並びに避難の <u>(削除)</u> 指示 (イ)消防、水防その他の応急措置 (ウ)被災者の救難、救助その他の保護 (エ) <u>災害</u> を受けた児童及び生徒の応急教育	(1) 緊急通行車両の要件 ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車 イ 災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又 はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両 (ア) 警報発令及び伝達並びに避難の <mark>勧告、</mark> 指示 (イ)消防、水防その他の応急措置 (ウ)被災者の救難、救助その他の保護 (エ) <u>被害</u> を受けた児童及び生徒の応急教育	災害対策基本法の規定との整 合

頁(修正後)	部	章	節①表や図	の修正後	修正前	修正理由
70	2	9	1	(2) 緊急通行車両の確認の申出 上記(1)イに該当し、市で実施する災害応急対策等に使用する車両については、県公安委員会に緊急通行車両の確認の申出を行い、確認標章及び確認 証明書の交付を受ける。確認の申出は、災害発生前、災害発生後のいずれも 同様の手続となるが、災害発生後の手続は時間を要する可能性があることから、各局区は、災害応急対策等に使用する予定の車両については、災害発生 前に確認の申出を行うことを原則とする。当該車両を災害応急対策等に使用 する際は、交付を受けた確認標章を車両前面の見やすい箇所に掲示する。 なお、緊急通行車両の事前届出の手続は廃止となったが、事前届出済車両 については、事前届出済証及び緊急通行車両確認申出書を県公安委員会(県 警察交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、 各警察署及び交通検問所)に提出し、確認標章及び確認証明書の交付を受け ることができる。	(2) 緊急通行車両の事前届出名局区は、市で実施する災害応急対策等に使用する予定の車両について、県公安委員会に緊急通行車両の事前届出を行い、事前届出済証の交付及び確認証明書の事前の交付を受ける。 (3) 緊急通行車両の確認申請車両を災害応急対策等に使用する場合は、県公安委員会に緊急通行車両の確認申請を行い、次により緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付を受け、確認標章は当該車両前面の見やすい箇所に掲示する。ア事前届出済の車両事前届出済車両については、事前届出済証及び確認証明書を県公安委員会(県警察交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所)に提出し、確認標章の交付を受ける。イ事前届出のない車両各局区は、事前届出をしていない車両を災害応急対策等に使用する場合は、車両の把握を行い速やかに県公安委員会へ緊急通行車両の確認申請を行う。	法令改正に伴う修正
71	2	9	2	第2節 緊急輸送道路【建設緑政局、 <u>港湾局、</u> まちづくり局、 <u>危機管理本部</u> 】	第2節 緊急輸送道路【建設緑政局、 <u>(新設)</u> まちづくり局、 <mark>総務企画局危機</mark> <u>管理室</u> 】	時点修正等
72	2	10		第 <u>10</u> 章 防災力の向上【 <u>危機管理本部</u> 、 <u>総務企画局</u> 、教育委員会、経済労働局、 <u>まちづくり局、</u> 建設緑政局、上下水道局、環境局、区、消防局】	第 <u>9</u> 章 防災力の向上【 <u>総務企画局危機管理室、行政改革マネジメント推進</u> 室、教育委員会、経済労働局、 <u>(新設)</u> 建設緑政局、上下水道局、環境局、区、消防局】	組織改正に伴う修正等
72	2	10	1	第1節 基本理念【 <u>危機管理本部</u> 】	第1節 基本理念【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
73	2	10	2		くり局、建設緑政局、上下水道局、教育委員会、消防局、区】	第2節 防災知識の普及と意識の高揚【 <u>総務企画局危機管理室、行政改革マネジメント推進室</u> 、まちづくり局、建設緑政局、上下水道局、教育委員会、消防局、区】 「自助」「共助」「公助」の役割にもとづき、それぞれに対して様々な啓発方法により、防災知識の普及と意識の高揚を図るものとする。 (新設) 1 自助及び共助の推進【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、まちづくり局、建設緑政局、上下水道局、消防局、区】 (略)(表中)方法 5 川崎市ホームページ(防災情報ポータルサイト等)での啓発(新設) 2 公助の推進【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、行政改革マネジメント推進室】(新設)市民の生命、身体及び財産を災害から守るという市の最も重要な責務を遂行するため、職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うものとする。(新設)	時点修正等
74	2	10	2		3 学校での防災教育【教育委員会】(略)(表中)方法2 災害に関するハザードマップ等を活用した防災教育の実施	3 学校での防災教育【教育委員会】 (略) (表中) 方法 2 災害に関するハザードマップ <mark>等の頒布及び解説</mark>	風水害対策編との整合
75	2	10	3		第3節 自主防災組織等の育成・強化【 <u>危機管理本部</u> 、区、上下水道局、建設緑政局、環境局、消防局】 (略) 2 自主防災組織の活動支援 (7) 自主防災組織への助言等 市は、自主防災組織からの防災活動に関する相談等に対し、必要な助言 等を行う。	第3節 自主防災組織等の育成・強化【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、区、上下水道局、建設緑政局、環境局、消防局】 (略) 2 自主防災組織の活動支援 <u>(新設)</u>	組織改正に伴う修正等
76	2	10	4		第4節 防災ネットワークづくりの推進【 <u>危機管理本部</u> 、区】	第4節 防災ネットワークづくりの推進【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、区】	組織改正に伴う修正

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
77	2	10	5		第5節 消防団の充実・強化【消防局】 消防団は、防災活動等を消防署と連携して実施し、(略)地域における防 災の要である消防団の的確なリートが不可欠であることから、「共助」の推 進のため、次のとおり消防団の防災活動力の充実・強化に努める。 1 消防団員に対する防災教育 配置した資器材等を安全かつ効果的に活用できるよう、大規模災害を想定 した実践的な各種訓練の充実を図る。 (略) 3 救助・応急救護用資器材等の増強配置 発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、資器 材等の配置を図る。	第5節 消防団の充実・強化【消防局】 消防団は、防災活動、応急救護活動等 地域における防災の要である消防団の的確なリードが不可欠であることか ら、「共助」の推進のため、次のとおり消防団の防災活動力の充実・強化に 努める。 1 消防団員に対する防災教育 配置した救助・応急資器材を安全かつ効果的に活用できるよう、大規模災 害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。 (略) 3 救助・応急救護用資器材等の増強配置 発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、 <u>救</u> 助・応急救護預資器材等の増強配置 発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、 <u>救</u> 助・応急救護資機材の配置を図る。	風水害対策編との整合
77	2	10	6		第6節 企業防災の促進【 <u>危機管理本部</u> 、経済労働局】	第6節 企業防災の促進【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、経済労働局】	組織改正に伴う修正
78	2	10	7		第7節 応援協定の締結及び実効性の確保に向けた取組の推進 近年の災害の頻発化、激甚化等により、救助等の実施に当たっては、国や 他の地方自治体、関係団体等の支援等が不可欠であり、市では、医療救護・ 福祉、物資の調達、輸送、帰宅困難者支援等を目的としたさまざまな災害時 協定を締結している。 各局は、災害発生時に迅速かつ円滑な支援が受けられるよう所管する協定 の連絡体制や資機材、実施体制の把握に努めるなど実効性の確保に向けた取 組を推進するものとする。	_(新設)_	時点修正
78	2	10	8		第 <u>8</u> 節 その他防災力の活用【 <u>危機管理本部</u> 、消防局】 (略) 1 川崎市防災インストラクター制度【 <u>危機管理本部</u> 】	第 <u>7</u> 節 その他防災力の活用【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、消防局】 (略) 1 川崎市防災インストラクター制度【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正等
79	2	10	9		第9節 地区防災計画の提案等【危機管理本部、各局室区】 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同 して、当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支 援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成 し、地域防災計画に定めることを市防災会議へ提案できる。市防災会議は、 提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に定めるものとす る。	第8節 地区防災計画の提案等【総務企画局危機管理室、各局室区】 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同 して、当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支 援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成 し、市防災会議へ提案できる。市防災会議は、提案を受け、必要があると認 めるときは、地域防災計画に反映させるものとする。	組織改正に伴う修正等
80	2	11			第 <u>11</u> 章 防災訓練の実施【 <u>危機管理本部</u> 、各局室区】	第 <u>10</u> 章 防災訓練の実施【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、各局室区】	組織改正に伴う修正

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
					第1節 訓練の方針及び実施時期【 <mark>危機管理本部</mark> 、各局室区】 (略) 1 総合防災訓練 (略) 発災対応型訓練 災害対策本部訓練、情報伝達・広報訓練、避難・救護訓練、火災防ぎょ訓練、	第1節 訓練の方針及び実施時期【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、各局室区】 (略) 1 総合防災訓練 (略) 予知対応型訓練(東海地震) 東海地震警戒本部・災害対策本部訓練、情報伝達・広報訓練、	時点修正等
					(首都直下地震) 交通対策訓練、混乱防止訓練、ライフライン応急復旧訓練、広城応援訓練、帰宅困難者対策訓練等 違波対策訓練(情報伝達訓練、津波避難訓練、津波避難施設の開設訓練、防潮屋等の操作訓練等)	京海和泉舎坂本郎・次舎対東本部神駅、情報伝達・仏報訓駅、	
80	2	11	1		石油コンビナート等対策訓練(石油コンビナート等防災本部運営訓練、災害予防型訓練、発災対応型訓練等) 個別訓練(自主防災組織等訓練、防災ボランティア活動訓練、学校等訓練、医療機関等訓練、デパート等訓練、一般事業所等訓練等)	予知対応型訓練・ 津波対策訓練 情報伝達訓練、津波避難訓練、津波避難施設の開設訓練、防潮扉等の操作訓練等 (東海地震・首都直下地震) 石油コンビナート等 対策訓練 石油コンビナート等防災本部運営訓練、災害予防型訓練、発災対応型訓練等 個別訓練 自主防災組織等訓練、防災ボランティア活動訓練、学校等訓練、医療機関等訓練、デパート等訓練、一般事業所等訓練等	
81	2	11	2		第2節 訓練の検証【 <u>危機管理本部</u> 、各局室区】	第2節 訓練の検証【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、各局室区】	組織改正に伴う修正
82	2	12			第 <u>12</u> 章 災害ボランティアとの連携【市民文化局、健康福祉局、 <u>危機管理本部</u> 、まちづくり局、消防局】	第11章 災害ボランティアとの連携【市民文化局、健康福祉局、 <u>総務企画局危機管理室</u> 、まちづくり局、消防局】	組織改正に伴う修正
82	2	12	1		第1節 災害ボランティアの活動分野【市民文化局、健康福祉局、危機管理本 部、消防局】 災害時のボランティアは、自発的な参加により、被災者支援に関わる社会 福祉活動を行う者で、避難所運営支援や物資の配送などを行う「一般ボラン ティア」と、医療、消防、通訳などそれぞれの専門的な知識、資格、技能な どを要する「専門ボランティア」に区分される。	災害時のボランティアは、自発的な参加により、被災者支援に関わる社会福祉活動を行う者で、避難所運営支援や物資の配送などを行う「一般ボランティア」と、医師、看護師、通訳などそれぞれの専門的な知識、資格、技	風水害対策編との整合
82	2	12	1		1 一般ボランティア 専門的技能を必要としない、自己完結による支援を基本とする一般のボランティアで、川崎市災害ボランティアセンター、区、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会(以下「 <u>(削除)</u> 社会福祉協議会」という。) <u>(削除)</u> 及び公益財団法人かわさき市民活動センター(以下「市民活動センター」という。)等を通じて全般的な活動を地域において行う。	1 一般ボランティア 専門的技能を必要としない、自己完結による支援を基本とする一般のボランティアで、 <mark>区あるいは</mark> 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会(以下「 <mark>市</mark> 社会福祉協議会」という。)・区社会福祉協議会及び公益財団法人かわさき市民活動センター(以下「市民活動センター」という。)等を通じて全般的な活動を地域において行う。	

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
82	2	12	1		(3) 応急危険度判定ボランティア 応急危険度判定に関する知識を有するボランティアで、余震等による建物 の倒壊などの二次災害を防止するため、まちづくり局を通じて <mark>市職員の判定</mark>	2 専門ボランティア (略) (2) 消防ボランティア 消防活動等に関する知識と経験を有する元消防職 (団) 員等で構成される ボランティアで、各消防署を通じて、平時の防災啓発のほか、災害時の消防 活動の支援等を行う。 (3) 応急危険度判定ボランティア 応急危険度判定に関する知識を有するボランティアで、余震等による建物 の倒壊などの二次災害を防止するため、まちづくり局を通じて市職員の行政 判定土であるコーディネーターの指示により、被災した一般建築物の応急危 険度判定を行う。	風水害対策編との整合
82	2	12	1		(6)動物救援ボランティア 獣医師やかわさき犬・猫愛護ボランティア等をはじめとする動物救援ボランティアで、健康福祉 <mark>部及び動物救援本部等</mark> と連携して被災動物の救援活動を行う。	(6)動物救援ボランティア 獣医師やかわさき犬・猫愛護ボランティア等をはじめとする動物救援ボランティアで、健康福祉 <u>局と公益社団法人川崎市獣医師会等</u> と連携して被災動物の救援活動を行う。	風水害対策編との整合
82	2	12	1		(7) その他専門ボランティア 一定の知識や経験、資格等を有するボランティアで、被災地のニーズに応 じて、市関係局、 <u>社会福祉協議会</u> 等を通じて被災地及び被災住民の支援活動 を行う。	(7) その他専門ボランティア 一定の知識や経験、資格等を有するボランティアで、被災地のニーズに応 じて、市関係局、 <mark>市社会福祉協議会・区社会福祉協議会</mark> 等を通じて被災地及 び被災住民の支援活動を行う。	風水害対策編との整合
83	2	12	2		ボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等総合的な推進を図る。 (2) (削除) 社会福祉協議会、市民活動センターと連携を図り、災害時に対応できるボランティアコーディネーター等の人材育成に努める。 (3) (削除) 社会福祉協議会、市民活動センター及び企業や地域の市民団体等と連携しながら、ボランティアネットワークづくりに取り組む。 (4) (削除) 社会福祉協議会及び市民活動センターと災害時における情報連絡体制を構築するため、MCA無線の活用を図る。 (5) 川崎市災害ボランティアセンター(支援センター及び地域センター)を速やかに設置・運営するため、全国にネットワークを有し、各区に連携拠点を持つ(削除) 社会福祉協議会を核とした体制整備を行う。併せて、(削除) 社会福祉協議会、市民活動センター等と連携を図り、災害ボランティア	の取組みを行う。 (1) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会(以下、「市社会福祉協議会」という。)、公益財団法人かわさき市民活動センター(以下、「市民活動センター」という。)と連携を図り、災害時に活動可能なボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等総合的な推進を図る。 (2) 市社会福祉協議会、市民活動センターと連携を図り、災害時に対応できるボランティアコーディネーター等の人材育成に努める。 (3) 市社会福祉協議会、市民活動センター及び企業や地域の市民団体等と連携しながら、ボランティアネットワークづくりに取り組む。 (4) 市社会福祉協議会及び市民活動センターと災害時における情報連絡体制	風水害対策編との整合 災害ボランティアセンターに 関する協定書との整合

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
84	2	13			第13章 災害時要配慮者対策【健康福祉局、市民文化局、教育委員会、ことも未来局、危機管理本部、総務企画局、建設緑政局、まちづくり局、消防局、区】 市及び防災関係機関は、防災上特段の配慮が必要な高齢者及び障害者などの災害時要配慮者に対する情報伝達、避難体制、及び行政機関・社会福祉機関・自主防災組織・消防団・町内会・自治会・地域住民・企業等との協力・連携による救出・救護体制の整備に努めることとする。災害時要配慮者(以下「要配慮者」という。)とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の防災施策及び災害時に配慮を要する人々をいう。このうち、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々を災害時要援護者という。注)ここでいう「災害時要援護者という。注)ここでいう「災害時要援護者」とは災害対策基本法第49条の10に定める「避難行動要支援者」と同義とし、その対象範囲については、災害時要援護者が登録した者(以下「避難支援制度を登録者」という。)とは、管理が登録者」という。)とは、第一次という。)とは、第一次という、第一次という。)とは、第一次という。)との対象範囲については、災害時要援後を要する。(当事業を受ける。	第12章 災害時要配慮者対策【総務企画局危機管理室、健康福祉局、総務企画局庶務課、市民文化局、こども未来局、区、消防局】 (新設) 災害時要配慮者(以下「要配慮者」という。)とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の防災施策及び災害時に配慮を要する人々をいう。このうち、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々を災害時要援護者という。 注)ここでいう「災害時要援護者」とは災害対策基本法第49条の10に定める「避難行動要支援者」と同義とし、その対象範囲については、災害時要援護者避難支援制度に登録した者(以下「避難支援制度登録者」という。)と付せて、要介護度3~5及び身体障害者手帳1級~4級(4級は肢体不自由を除く)、知的障害程度中度~最重度、精神障害等級1級~2級の範囲とする。 市では、要配慮者に対し、行政機関と社会福祉機関、自主防災組織、消防団、自治会・町内会、地域住民及び企業等との協力・連携により、支援体制の整備を推進するものとする。	風水害対策編との整合等
84	2	13			(削除)	第1節 社会福祉施設等における対策【健康福祉局、こども未来局】 社会福祉施設等には、高齢者、障害者等が多数入所・通所しており、通常、施設が備えるべき防災対策の他に要配慮者(特に災害時要援護者)に対して、施設のもつ専門性等を効果的に活用できるよう、充分な事前対策が必要とされる。 1 防災計画の策定 社会福祉施設等においては、災害発生時に在宅の災害時要援護者に対する的確な避難・誘導等の安全措置を講じることができるよう、職員の役割や情報連絡体制、避難救護体制等を確立し、防災計画を策定するものとする。 2 防災設備等の整備 社会福祉施設等においては、耐震性の向上、防災設備の整備・点検に努めるほか、災害発生時に在宅の災害時要援護者に対する迅速かつ的確な対応を行うため、非常用発電設備、給水タンク、食料・医薬品の備蓄、災害時優先電話やMCA無線機等の整備を図るものとする。 また、保育所においては、保護者等による引取りまでの間、適切に園児を保護するため、災害時に必要となる物品の備蓄に努めるものとする。 3 防災教育・訓練の実施 社会福祉施設等においては、災害発生時に的確な行動がとれるよう、施設の実態に応じた訓練を行うほか、定期的に地域住民と連携した訓練を実施するものとする。 また、防災週間や防災関連行事を通じ、震災等についての基礎的な知識や、災害時にとるべき行動等の習得に努めるものとする。	風水害対策編との整合

頁(修正後)	部	章	節 ①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
84	2	13	1	第1節 地域と連携した共助体制の確保【健康福祉局、 <u>危機管理本部、区、消防局</u> 】 災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動を取れるようにするため、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、啓発・訓練を実施するなど、要配慮者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進する。 なかでも、在宅の災害時要援護者を適切に支援するためには、支援を必要とする災害時要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのため、市と各区は、災害時要援護者の身体及び生命の保護を目的として、次の取組を推進するものとする。 1 自助・共助の推進【危機管理本部、区】 ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等は、自らの安全確保を図るため、避難などに関する情報の収集に努め、また、地域住民や自主防災組織をはじめとする各種団体は、共助の精神に基づき、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等とコミュニケーションを図り、災害時に情報の伝達、避難の支援等ができる地域づくりに努めるものとし、市はこれらの取組を支援する。	局】 <u>災害発生時に要配慮者を守るには、</u> 日頃から行政、自主防災組織、地域住 民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を 築くとともに、 <u>(新設)</u> 要配慮者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推	風水害対策編との整合

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
84	2	13	1		(削除) 2 災害時要援護者避難支援制度【健康福祉局危機管理担当、危機管理本部、区】 地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、市は、 在宅で生活する要配慮者の内、支援希望の申込みによって避難支援制度登録者名簿 を作成し、この名簿情報を平常時から (削除) 支援組織である町内会・自治会、自 主防災組織、民生委員・児童委員等の地域の支援組織に配布する。 支援組織は、次に掲げる情報が記載された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、あらかじめ災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を 把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難 支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。 (1) 登録番号 (2) 氏名力ナ (3) 氏名漢字 (4) 年齢 (5) 性別 (6) 住所 (7) 連絡先 (8) 世帯状況 (9) 身体状況 (10) 介護保険要支援・要介護認定区分 (11) 身体障害(障害等級・障害区分) (12) 知的障害(障害等級) また、災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。 (表削除) (資料編 災害時要援護者避難支援制度実施要綱)	第3節 迅速な避難支援体制の整備【総務企画局危機管理室、健康福祉局、区、消防局】 災害時において、要配慮者(特に災害時要援護者)が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、自主防災組織や地域住民等の協力、連携体制を平常時から確立する。 在宅の災害時要援護者を適切に支援するためには、支援を必要とする災害時要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのため、各区は、災害時要援護者の外及び生命の保護を目的として、災害時の迅速な避難方法や情報伝達体制を構築するとともに、関係機関や住民の役割等を定める「区災害時要援護者避難計画」を作成する。 また、市は、災害時要援護者、避難支援者に対し、迅速かつ正確な情報の伝達体制を整備する。 1 災害時要援護者の難難支援制度【総務企画局危機管理室、健康福祉局、区】地域の共助による災害時要援護者の避難支援者に対し、迅速かつ正確な情報の伝達体制を整備する。 1 災害時要援護者を強力、支援者望の申込みによって次に掲げる情報が記載された避難支援制度登録者名簿を作成し、平常時からこの名簿情報を支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等の地域の支援組織に配布する。 支援組織及び支援者は、避難支援制度登録者名簿に関する情報の適正な管を通じ内注意を払いながら、あらかじめ平常時から避難支援制度登録者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援制度登録者との面談を通じた上で、支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を行うものとする。 (表)	時点修正
85	2	13	1		3 災害時要援護者情報の活用【健康福祉局、区】 健康福祉局及び区は、災害時要援護者の内、避難支援制度未登録者を含め、上記2に掲げる情報を、福祉制度の庁内システムを活用して把握するとともに、定期的にこれらに該当する者の名簿を更新する。 <u>また、</u> 災害時には、必要に応じて各避難所等に提供するものとする。	2 災害時要援護者情報の活用【健康福祉局庶務課、区】 健康福祉局及び区は、平常時から災害時要援護者情報(避難支援制度登録者及び要介護度3~5及び身体障害者手帳1級~4級(4級は肢体不自由を除く)、知的障害程度中度~最重度、精神障害等級1級~2級の者の名簿)について、福祉制度のシステム等から把握し、定期的にこれらに該当する者の名簿を更新する。なお、名簿への記載情報は避難支援制度登録者名簿と同じ項目とする。 災害時には、必要に応じて各避難所等に提供するものとする。	防災基本計画を踏まえた修正 等

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
85	2	13	1		4 公助による支援体制の整備 (1) 公助による避難支援【健康福祉局 <mark>危機管理担当</mark> 、高齢者在宅サービス課、区、消防局】 災害時要援護者の生命及び身体の保護を目的として、区と消防署で <mark>災害時要援護者に関する情報を共有</mark> し、災害時における関係機関の連携による避難支援体制の確立を図るものとする。また、健康福祉局は、高齢者の実態把握についても区と連携して調査するものとする。 (2) 高齢者及び障害者緊急通報システムの整備・拡充【健康福祉局高齢者在宅サービス課、障害福祉課】	(1) 公助による避難支援【健康福祉局 <u>庶務課</u> 、高齢者在宅サービス課、区、 消防局】 災害時要援護者の生命及び身体の保護を目的として、 <u>上記の名簿を</u> 区と消	風水害対策編との整合等
85	2	13	1		(4) 医療的ケア児者への発災時の電源確保事業【健康福祉局】 市は、大規模災害による停電時の緊急対応として、人工呼吸器を使用している医療的ケア児者に対し、協定締結事業者の協力を得て本市が用意するプラグインハイブリッド車から、医療機器の外部バッテリーへの充電を行うことにより、災害時における医療的ケア児者への支接体制の拡充を図るものとする。 (5) 在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業【健康福祉局障害計画課】 市は、人工呼吸器を在宅で連続6時間以上使用する者に対して、災害時に生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等を給付することにより、災害時における要配慮者の支援体制の拡充を図るものとする。	_(新設)	新たな取組の追記
86	2	13	1		5 災害時における情報伝達体制の整備【 <u>危機管理本部</u> 、区】 市は、要配慮者(特に災害時要接護者)や支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(かわさきFM)、防災行政無線、 <u>SNS</u> (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を活用する。	4 災害時における情報伝達体制の整備【終務企画局危機管理室、区】 市は、要配慮者(特に災害時要接護者)や支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(かわさきFM)、防災行政無線、Twitter等を活用する。	組織改正に伴う修正等

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
					6 要配慮者に配慮した備蓄等の実施 市は、食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄に際して、要配慮者に配慮した備蓄品目を検討し備蓄をするほか、関係団体、企業等からの物資供給のための体制づくりを推進するものとする。 (具体的検討品目 おかゆ、紙おむつ、杖、車椅子、ポータブルトイレ、簡易ベッド、ストマ装具他)	(新設)	記載箇所の変更
86	2	13	1		7 防災訓練への参加 市は、自主防災組織及び地域住民等と要配慮者がお互いに災害時の対応の 流れを確認し、災害発生時に円滑な避難支援が行われるよう、要配慮者に対 して防災訓練への積極的な参加を呼びかける。		
					8 家庭や地域での防災対策の推進 市は、ひとり暮らし高齢者世帯、寝たきり高齢者世帯及び障害者等の安全 確保を図るため、防災器具や防災製品の普及の推進を図る。 また、日頃から、町内会・自治会、自主防災組織、地域住民、社会福祉機関 等が相互に連携して、在宅の災害時要援護者に対する支援体制を確立する。		
86	2	13	2		第2節 個別避難計画【健康福祉局】 市は、福祉事業所、地域の団体等と連携し、災害時要援護者等のうち、心身の状況等に応じて避難にあたって優先度の高い者から、順次、個別避難計画を作成するとともに、庁内システムを活用して市と区で計画内容の共有を図り、災害時における災害時要援護者等の安全の確保に向けた取組を推進する。	(新設)	風水害対策編との整合等
86	2	13	3		て支援を行う。 (略) 3 その他の要配慮者対策 地域における妊娠後期妊産婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害者(児)、医療依存度の高い療養者、アレルギー疾患を有する者 <u>公害健</u>	1 難病患者・公害病健康被害被認定者対策 難病に関する医療機関情報と患者情報を把握することにより、難病患者の 医療を確保するとともに、公害病被認定者に対しても、区保健福祉センター を中心として支援を行う。 (略) 3 その他の要配慮者対策 地域における妊娠後期妊産婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障	組織改正に伴う修正

頁(修正後)	部	章	節 ①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
86	2	113	4	第4節 災害時要配慮者利用施設等の対策【危機管理本部、建設緑政局河川課、こども未来局、健康福祉局、教育委員会】 災害時の避難等に支援を必要とする災害時要配慮者が利用する施設(以下「災害時要配慮者利用施設」という。)等は、情報の収集、避難誘導、避難施設等への搬送体制の確保が極めて重要であることから、防災力の向上や地域との連携を図るものとする。市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」(以下、「土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」(以下、「土砂災害防止法」という。)第8条第2項に基づき、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、土砂災害警戒情報等の情報伝達手段を確立する。 1 災害時要配慮者利用施設等の範囲 (1) 災害時要配慮者利用施設 ア社会福祉施設 高齢者施設 素人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、表人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、軽費産人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、映覧障害者情報文化センター、規定障害者情報文化センター、地域疾育センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所接重施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、規模所表述を施設、自然を施設、身体障害者福祉センター、地域保育所、設定にどら、地域を発展、表別に、別を施施設、児童を護施設、児童心理治療施設、母子・父子福祉センター、母子生活支援施設、一時保護所、児童館 イ 学校 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等 ウ 医療施設 病院、診療所、助産所(有床に限る) エ その他		風水害対策編との整合

頁(個正後	部	章	節(①表や図の修	修正後	修正前	修正理由
877	2	13	4	※ 土砂災害防止法第8条第1項第4号に定める社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設等を資料編に示す。 (資料編 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等一覧表) 2 土砂災害警戒情報等の伝達市は、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、円滑かつ迅速な避難が行えるよう土砂災害警戒情報等の情報を電話、FAX、電子メール、同報系防災行政無線等で伝達する体制を整備する。	_(新設)	風水害対策編との整合

頁(修正後)	部	章	節 ①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
87	2	13	4	3 各種計画の作成	(新設)	風水害対策編との整合
88	2	13	5	ディプロモーション推進室、市民文化局 <mark>多文化共生推進課、区】</mark> 国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとする。 1 防災知識の普及・啓発 外国人(旅行者等の短期の訪日外国人を含む)向けに、「やさしい日本語」や6言語による防災啓発冊子の作成、避難所標識へのピクトグラム(絵文字、図形)や英語、「やさしい日本語」の併記を行うほか、防災関連行事等を通じ、災害時に必要な知識・行動の習得を図り、外国人の防災力の向上	シティプロモーション推進室、市民文化局 <u>人権・男女共同参画室</u> 、区 国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとする。 1 防災知識の普及・啓発 外国人(旅行者等の短期の訪日外国人を含む)向けに、「やさしい日本語」や6言語による防災啓発冊子の作成のほか、避難所標識へのピクトグラム(絵文字、図形)や英語、「やさしい日本語」の併記、防災関連行事等を通じ、災害時に必要な知識・行動の習得を図り、外国人の防災力の向上に努	組織改正に伴う修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
88	2	13	6		2 要配慮者用避難施設等の整備【 <u>健康福祉局危機管理担当、こども未来局危機管理担当</u> 】 <u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で、</u> 通常の避難所と別の空間の確保が	第6節 避難所等の対策【総務企画局危機管理室、健康福祉局、まちづくり局、教育委員会】 要配慮者が生活可能な避難所の設置と整備を行い、安全な生活を送れるよう、運営管理に関するシステムの確立を図る。 1 避難所における要配慮者受入れ体制の整備【総務企画局危機管理室、区、教育委員会】 学校等の避難所において、高齢者、障害者等が健常者とともに一時的に安全を確保し、また、外国人に対して言語や文化等の違いに配慮し、安定した避難生活を営めるよう運営体制を構築していく。また、避難所に指定された公共施設にあっては、要配慮者が不安なく安全に避難生活を送れるよう、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めておくものとする。 2 要配慮者等の避難施設の整備【健康福祉局】要配慮者の内、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者が、より適切な環境のもとで避難生活を送るため、社会福祉施設等の確保に努めるとともに、ホテル等の活用について検討を進める。 (新設)	風水害対策編との整合等
89	2	13	6		(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策(二次避難所整備)事業実施要綱) (資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書) 3 応急仮設住宅の建設【 <u>まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進</u> 課】 応急仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者に配慮した住宅について、検討をする。	3 応急仮設住宅の建設【 <u>まちづくり局</u> 】 応急仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者に配慮した多様な住宅について、検討をする。 (資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策 (二次避難所整備) 事業実施要綱) (資料編 災害時に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等 を使用することに関する協定書)	風水害対策編との整合
90	2	14			第 <u>14</u> 章 混乱防止及び帰宅困難者対策【 <u>危機管理本部</u> 】	第 <u>13</u> 章 混乱防止及び帰宅困難者対策【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正
90	2	14			1 市及び関係機関の役割 (略) (2) 鉄道事業者の役割 鉄道事業者は、旅客及び駅利用者等の安全を確保するとともに、代替輸送手段の確保に努めるものとする。また、駅構内及び列車等における混乱防止対策を講じるものとする。	1 市及び関係機関の役割 (略) (2) 鉄道事業者の役割 鉄道事業者は、旅客及び駅利用者等の安全を確保するとともに、代替輸送手段の確保に努めるものとする。	事業者の防災業務計画等との 整合

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
91	2	14			5 広域的対策の推進 (略) (2) 九都県市と連携した取組 ア 徒歩帰宅者に対して、幹線道路沿いを中心に、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア及びファミリーレストラン等を活用した災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。 イ 協定を締結したコンビニエンスストア、ファストフード、ファミリーレストラン、居酒屋及びカラオケスペース等の店舗等において、情報、水道水、トイレの提供等を行う。 (削除)	5 広域的対策の推進 (略) (2) 九都県市と連携した取組 ア 徒歩帰宅者に対して、幹線道路沿いを中心に、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア等を活用した災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。	時点修正
92	2	15				第 <u>14</u> 章 津波対策【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、建設緑政局、港湾局、上下水道局、消防局、区、横浜地方気象台、第三管区海上保安本部】	組織改正に伴う修正
92	2	15	2		第2節 予防対策 1 海岸保全施設の点検・整備 (略) (2)防潮扉 年数回、防潮扉の開閉作業を実施し、その異常の有無を点検し所要の措置をとることと併せ、常備器具の保管状況も点検する。また、防潮扉の閉鎖までの時間を短縮するため、順次、角落し式から引き戸式等へ防潮扉の改修をすすめるとともに、開閉作業について企業との連携を強化し、迅速確実な作業態勢を確保する。	1 海岸保全施設の点検・整備 (略) (2) 防潮扉 年数回、防潮扉の開閉作業を実施し、その異常の有無を点検し所要の措置 をとることと併せ、常備器具の保管状況も点検する。また、防潮扉の閉鎖ま での時間を短縮するため、順次、角落し式から引き戸式の防潮扉への改修を	時点修正
93	2	15	2		4 情報伝達体制の整備 インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報 メール、テレビ神奈川データ放送、 <u>コミュニティ</u> FM(かわさきFM)、 <u>S</u> NS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を活用するとともに、 臨海部の公園施設利用者等に的確に津波警報等を伝達するため、海岸部に同 報系防災行政無線屋外受信機の整備を図る。	臨海部の公園施設利用者等に的確に津波警報等を伝達するため、海岸部に同	他の項目との整合等

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
96	2	15	10 In N	表や図の修 正あり(別 添)	第5節 津波警報・注意報等の受伝達 1 伝達系統 津波による被害の軽減を図るため、気象庁が発表する津波警報・注意報を、次の伝達系統により迅速かつ正確に伝達するものとする。 (表・図11) 2 津波警報・注意報等を付置として次により、なお、鳴鐘及び吹鳴の反復は適宜とする。 (表・図 略) 3 津波警報・注意報等の伝達 (1) 住民等への情報伝達 住民の安全確保や二次災害の防止等を図るため、区、消防局、港湾局、危機管理本部は、津波警報・注意報等の伝達を受けたときは、広報車、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティ (削除) FM (かわさき FM)、同報系無線、サイレン、巡視船等により、関係する地域住民及び事業所等にその旨を伝達し津波注意の喚起をするとともに、海岸から離れた高台や、津波避難施設等への避難を広報するものとする。	1 伝達系統 津波による被害の軽減を図るため、気象庁が発表する津波警報・注意報を、次の伝達系統により迅速かつ正確に伝達するものとする。 (表・図) 2 津波警報・注意報等の標識 津波警報・注意報等を鐘音及びサイレン音により伝達する場合は、原則として次による。なお、鳴鐘及び吹鳴の反復は適宜とする。(表・図 略) 3 津波警報・注意報等の伝達 (1) 住民等への情報伝達 住民の安全確保や二次災害の防止等を図るため、区、消防局、港湾局、総務企画局危機管理室は、津波警報・注意報等の伝達を受けたときは、広報車、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティーFM(かわさきFM)、同報系無線、サイレン、巡視船等により、関係する地域住民及び事業所等にその旨を伝達し津波注意の喚起	時点修正等
98	2	15	6			1 地震発生時 (略) 2 津波警報発表時等 (1) 市長(その補助執行機関として区長、消防局長又は消防署長)は、大津 波警報、津波警報を覚知し、津波による被害が発生するおそれがある場合 は、直ちに広報車、消防ヘリコプター、インターネット、 <u>電子メール</u> 、緊急 速報メール、テレビ神奈川データ放送、同報系無線等により <u>避難の勧告等</u> の	時点修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
99	2	15	6		及び県警察と連絡調整を図り、川崎港海底トンネルの交通規制を要請するとともに、津波による被害が切迫していると認めるときは、通行止めなどの措置を講じるものとする。 (5) 港湾局長は、津波から避難する港湾関係者等に対して、川崎市港湾振興会館(川崎マリエン)等の庁舎の一部を一時避難場所として提供するものとする。	置を講じるものとする。 (6) 港湾局長は、津波から避難する港湾関係者等に対して、川崎市港湾振興会館(川崎マリエン)等の庁舎の一部を一時避難場所として提供するものとする。 (7) 県警察は、津波による被害が発生すると判断した場合若しくは津波による危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに避難の措置を行い、安全な避難誘導を実施するものとする。また、市長から要請があった場合は、避難の指示を実施するものとする。 (8) 第三管区海上保安本部は、港外への避難を勧告するとともに、必要に応	

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
					第 <u>16</u> 章 高層集合住宅の震災対策【まちづくり局 <u>、危機管理本部</u> 】 (略)従って、高層集合住宅での震災対策への取組についても、本計画における「自助」・「共助」・「公助」の考え方に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携・協力していくことが基本となる。 (略)高層集合住宅の震災対策として有効な施設の整備誘導 <u>の推進や、在宅での避難を推進するための対策を実施するものとする。</u>	第 <u>15</u> 章 高層集合住宅の震災対策【まちづくり局 <u>(新設)</u> 】 (略)従って、高層集合住宅での震災対策への取組についても、 <u>川崎市地震防災戦略</u> における「自助」・「共助」・「公助」の考え方に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携・協力していくことが基本となる。 (略)高層集合住宅の震災対策として有効な施設の整備誘導 <u>を推進するための対策を実施するものとする。</u>	時点修正等
					1 市、市民及び事業者の責務・役割 (1) 市の責務・役割	1 市、市民及び事業者の責務・役割 (1) 市の責務・役割 市は、市民及び事業者の理解と協力の下に、(略) (新設)	
101	2	16			(2) 市民の責務・役割	(2) 市民の責務・役割 高層集合住宅に居住する市民、管理組合等は、居住する高層集合住宅の管理規 約・使用細則その他これらに類する規定を遵守するとともに、震災対策として整備 された施設を適正に管理することにより、安心して暮らすことのできる住環境の形 成に資するよう努めなければならない。また、家具の固定などの安全対策に努めな ければならない。 (新設)	
					(略) 2 震災対策用施設の整備 (略) (表中) (茨東中) 防災対応トイレ 施設を整備する目的:常用の電源が復旧するまでの間、 <u>高層集合住宅に居住する</u> 市 民が共同で使用する。	(略) 2 震災対策用施設の整備 (略) (表中) (茨対応トイレ 防災対応トイレ 施設を整備する目的:常用の電源が復旧するまでの間、 <u>低層階に避難した</u> 市民が共同で使用する。	
					第 $\frac{1}{7}$ 章 臨海部における液状化、長周期地震動対策【 $\frac{6機管理本部}$ 、港湾局、消防局、関係局】	第 <u>16</u> 章 臨海部における液状化、長周期地震動対策【 <u>総務企画局危機管理</u> 室、 港湾局、消防局、関係局】	字句修正等
103	2	17	1		第1節 液状化対策 大規模地震の発生に伴うコンビナート地域での地盤の液状化による災害発生 の防止は、緊急の課題で <u>あることから、</u> 次の対策を図る。	第1節 液状化対策 大規模地震の発生に伴うコンビナート地域での地盤の液状化による災害発生 の防止は、緊急の課題で <u>ある</u> 次の対策を図る。	
103	2	17	1		・臨港地区内における緊急輸送道路の液状化対策 港湾局は、震災時に耐震強化岸壁及び基幹的広域防災拠点から緊急支援物 資を市内へ輸送する際、液状化により輸送路が寸断され物資の輸送が滞って しまわないよう、臨港地区内の緊急輸送道路指定路線を対象に、 <u>必要に応じ</u> 液状化の検討・対策を行い、輸送路の確保を図る。	・臨港地区内における緊急輸送道路の液状化対策 港湾局は、震災時に耐震強化岸壁及び基幹的広域防災拠点から緊急支援物 資を市内へ輸送する際、液状化により輸送路が寸断され物資の輸送が滞って しまわないよう、臨港地区内の緊急輸送道路指定路線を対象に <u>液状化対策の</u> 検討を行い、輸送路の確保を図る。	時点修正

頁(修 正後)	部	章	節①	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
103	2	16	2		第2節 長周期地震動対策 (略) <u>(削除)</u>	第2節 長周期地震動対策 (略) 消防局は、特定事業所に対し、未だ長周期地震動に伴う耐震基準を満足しない内部浮き蓋付き特定屋外タンクについて、法令基準の改修期限に捉われることなく、危険性評価を考慮し、できるだけ早期に「新基準」への改修を進めるよう指導する。	時点修正
104	2	18			第 <u>18</u> 章 災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等 【 <u>危機管理本部</u> 】	第 <u>17</u> 章 災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等 【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正
105	3	1			は、統制及び連携を図るための組織づくりが必要であるため、次のように定める。 なお、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときの活動体制につ	第1章 組織【 総務企画局危機管理室 】 災害の発生に際し、市民の生命・財産等を守るため、様々な災害対策を実施し、被害軽減に努めなければならない。その災害対策を迅速に行うためには、統制及び連携を図るための組織づくりが必要であるため、次のように定める。 なお、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときの活動体制については第2部第14章第3節において、東海地震に関連する情報の発表時及び警戒宣言発令時の活動体制については第6部において定める。	時点修正等
105	3	1	2		き「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM (削除) 等各種伝達手段を用いて市民向けに発表する。 (略) 5 廃止の伝達 災害対策本部を廃止した場合、次によりその旨を伝達する。 (1) 県知事及び防災関係機関へ伝達する。 (2) 市庁舎・区庁舎等の入口の掲示物を撤去する。 (3) 各報道機関へ発表する。また、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニ	(略) 2 設置場所 災害対策本部は、第3庁舎7階の防災センター の「災害対策本部室」及び 「災害対策本部事務局室」に設置するものとする。 なお、防災センター に被害が生じ、設備の応急措置等によっても機能が回復	時点修正

頁(帽正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
106	3	1	2		る。なお、副本部長が本部長の職務を代理する順序は、川崎市長 <u>の</u> 職務代理 に関する規則(平成15年規則第17号)に定めるところによる。また、災害対	6 指揮 災害対策本部は、本部長が指揮監督する。ただし、本部長に事故のあるとき 等は、災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)がその職務を代理す る。なお、副本部長が本部長の職務を代理する順序は、川崎市長職務代理順 序に関する規則(平成15年規則第17号)に定めるところによる。また、災害 対策本部参与(以下「参与」という。)は本部長及び副本部長に進言し、他 の災害対策本部員(以下「本部員」という。)に指示することができる。 (略) 8 本部会議 (1) 構成員 ア 本部長(市長) イ 副本部長(副市長) ウ 参与((新設)、病院事業管理者、教育長) (略) (2) 所掌事務 (略) コ 避難の <u>勧告又は</u> 指示に関すること。	法令改正に伴う修正等
107	3	1	2		10 区本部 (5) 区本部会議 ア 所掌事務 (略) (キ) 緊急を要する避難の <u>(削除)</u> 指示に関すること。	10 区本部 (5) 区本部会議 ア 所掌事務 (略) (*) 緊急を要する避難の <mark>勧告又は</mark> 指示に関すること。	法令改正に伴う修正
109	3	1		表や図の修 正あり(別 添)	<別表 1 > (表・図12)		時点修正等
110	3	2			第2章 配備【 <u>危機管理本部</u> 】	第2章 配備【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
110	3	2	1		第1節 動員区分 (略) (1) 動員区分及び主な活動内容 (略) ウ 業務継続要員 区役所を除く各職場において、業務継続計画(自然災害対策編)に基づ く非常時優先業務の遂行を担う職員。 (略) 本 物資拠点運営要員 国などからの支援物資等を受け入れ、避難所に向けて送り出すために市が 設置する地域内輸送拠点の管理・運営等に当たる職員 参集場所・・・・・指定された地域内輸送拠点等に参集する。 力 区本部要員 各区役所において、区本部及び同事務局を構成する職員。 参集場所・・・・・・各職場に参集する。 主 区業務継続要員 区役所の各職場において、業務継続計画(自然災害対策編)に基づく非常 時優先業務の遂行を担う職員。 参集場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第1節 動員区分 (略) (1) 動員区分及び主な活動内容 (略) ウ 業務継続要員 区役所を除く各職場において、 常時優先業務の遂行を担う職員。 (略) (新設) ** ** ** ** ** ** ** * * *	令和5年3月に策定した「川 崎市の災害時支援物資受援体 制のあり方及び物資受援マ ニュアル」を踏まえた修正等
111	3	2	2		第2節 配備体制及び基準 1 平常時の体制 予測することができない地震の発生に対して、発災時の対応を早急に行うため、 <mark>危機管理本部</mark> 内に事務局を常設し、事務局内にて当直及び宿日直体制を敷き、災害発生時の対応に備える。		組織改正に伴う修正
112	3	2		表や図の修 正あり(別 添)	(1) 配備体制及び基準 (表・図13)	(1) 配備体制及び基準 (表・図)	新たな動員区分の設定に伴う 修正等
112	3	2	2		(削除)	※令和元年5月31日より気象庁により「南海トラフ地震臨時情報」が発表される仕組みが運用されたことに伴い、当面の間、表中の「東海地震に関連する調査情報(臨時)」は「南海トラフ地震臨時情報」に読み替えて運用するものとする。	時点修正

頁(修 正後)	部	章	節 ①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
113	3	2	2	(2) 配備体制の伝達 市及び気象庁が設置した計測震度計により計測した <mark>震度等</mark> から、災害対策 本部事務局は、配備体制に基づき、電子メール、電話等をもって参集指示を 伝達する。 (略) 3 体制の移行 (略) (削除)	市及び気象庁が設置した計測震度計により計測した震度から、災害対策本	時点修正
115	3	3		第3章 初動活動体制【 <u>危機管理本部</u> 】 地震発生時において、初動時 <u>の</u> 体制をいかに確立させるかが、その後の防 災対策の成否を決めるので、 <u>市は</u> 、次の初動体制を執るものとする。 (略) なお、災害対策本部が設置された際に、本部長は①市内の複数の観測点で 震度6 <u>弱</u> 以上の震度が観測されたとき②市内で地震 <u>又は風水害等</u> による相当 程度の被害が確認されたとき③本部長が必要と認めたときのいずれかにあた る場合、業務継続計画を発動する。	第3章 初動活動体制 【終務企画局危機管理室】 地震発生時において、初動時 <u>での</u> 体制をいかに確立させるかが、その後の 防災対策の成否を決めるので、市 <u>では、本部長をはじめ</u> 、次の初動体制を執 るものとする。 (略) なお、災害対策本部が設置された際に、本部長は①市内の複数の観測点で 震度6強以上の震度が観測されたとき②市内で <u>地震による</u> 相当程度の被害が 確認又 <u>は予測</u> されたとき③本部長が必要と認めたときのいずれかにあたる場合、業務継続計画を発動する。	業務継続計画の改定に伴う修正等
115	3	3	1	第1節 災害対策本部における各要員の初動体制 (略) 2 災害対策本部事務局長の初動体制 災害対策本部事務局長は、地震が発生したときは、直ちに当直及び宿日直 職員と連絡をとり、本部長に震度情報ネットワークシステム及び震災被害シミュレーションによる震度情報、被害予測等の災害情報を連絡し、職員の動員体制・災害対策本部の設置等必要な指示を得て、直ちに災害対策本部へ参集する。 (略) 4 区本部における各要員の初動体制 区本部における各要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ (削除)等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに区本部へ参集するものとする。 (略) 7 避難所運営要員の初動体制 避難所運営要員は、地震が発生したときは、市内在住の職員にあっては自宅周辺の被害状況等と調査し、また市外在住の職員にあってはインターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに指定された避難所に参集するものとする。	(略) 2 災害対策本部事務局長の初動体制 災害対策本部事務局長は、地震が発生したときは、直ちに当直及び宿日直 職員と連絡をとり、本部長に震度情報ネットワークシステム及び震災被害シ ミュレーションによる震度情報、被害予測等の災害情報を連絡し、職員の動 員体制・災害対策本部の設置等必要な指示を得、直ちに災害対策本部へ参集 する。 (略) 4 区本部における各要員の初動体制 区本部における各要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子	時点修正等

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
116	3	3	1		8 物資拠点運営要員の初動体制 物資拠点運営要員は、地震が発生したときは、地域内輸送拠点の候補施設 や周辺道路の被害状況等を調査し、災害対策本部と情報連携を図るととも に、本部長からの地域内輸送拠点拠点開設指示後、あらゆる手段を用いて、 直ちに指定された地域内輸送拠点に参集するものとする。	_(新設)_	新たな動員区分の新設に伴う 修正
116	3	3	1		ン、国及び県等の防災関係機関から情報収集し、本部長及び災害対策本部事務局長へ連絡する。次に、インターネット、 <u>メールニュースかわさき「防災</u> 気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、 <u>(削除)</u> 防災行政無線、 <u>SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サー</u>	8 当直及び宿日直担当者の初動体制 夜間・休日等の勤務時間外における災害発生に備え、第3庁舎7階防災センター等で当直及び宿日直体制を執るが、地震が発生したときは、直ちに、庁内の安全確認を行うとともに、震度情報ネットワークシステム及び震災被害シミュレーション、国及び県等の防災関係機関から情報収集し、本部長及び災害対策本部事務局長へ連絡する。次に、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、市防災行政無線、Twitter及び「災害時等における放送要請に関する協定」に基づく放送各社の協力を得て、市民広報を実施し、また、職員には、電子メール等により動員指令を伝達する。	時点修正等
116	3	3	3		1 災害対策本部における災害対応方針 災害対策本部体制を執った時点において、消防局ではいち早く、消防指揮本部体制が執られており、又、119番通報により、ある程度の被害状況把握も進んでいる。したがって、震災被害シミュレーションの被害予測結果と、消防局からの情報、災害情報カメラやヘリコプターテレビ電送システム	第3節 災害対策本部・区本部における初動対応 (新設) 災害対策本部体制を執った時点において、消防局ではいち早く、消防指揮本部体制が執られており、又、119番通報により、ある程度の被害状況把握も進んでいる。したがって、震災被害シミュレーションの被害予測結果と、消防局からの情報、災害情報カメラやヘリコプターテレビ電送システムによる映像情報等に基づき、災害対策本部での災害対応の基本方針を決定する。 1 災害対策本部における災害対応方針 (略) 2 区本部における災害対応方針 区本部における災害対応方針 区本部における損害なり、消防署・避難所運営要員・市災害対策本部・その他の関係機関からの各種情報等により区本部の基本方針を決定する。	時点修正
118	3	4			室、区、消防局、各局室区】 被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図ることにより災害 応急対策を円滑に実施し、また、地域住民に対し正しい災害情報を適切な時	第4章 災害情報の収集・伝達【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、シティプロモーション推進室、区、消防局、各局室区】 被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図ることにより災害応急対策を円滑に実施し、また、地域住民に対し正しい災害情報を適切な時期に提供するため、有線電話、インターネット、電子メール、 <mark>緊急速報メール、総合防災情報システム (一斉通知を含む。)</mark> 、防災行政無線、Lアラート(公共コモンズ)等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。	時点修正等

頁(何正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
118	3	4	1	表や図の修 正あり(別 添)	第1節 連絡体制 (表・図14)	第1節 連絡体制 (表・図)	時点修正等
120	3	4	2		第2節 通信設備の確保 (1) 一般的な通信設備 ア 一般加入電話(市においては内線電話も含む) イ インターネット回線(webサイトアクセス、電子メール等の通信) (略) (2) 災害時の通信設備 ア 防災行政無線設備等 有線通信設備(以下、「有線等」という。)が途絶した場合、市が行う地震情報の伝達、災害対策の指示等は、各種市防災行政無線等を使用する。また、防災行政無線等を使用する際には通信設備の監視、通信統制等を行い、通信の有効な活用に努める。 (7) 多重系防災行政無線 市役所庁舎と区役所庁舎等との間で、音声及びFAXによる通信を行う。 (4) (削除) 移動系防災行政無線 市と防災関係機関等との間、市役所庁舎と区役所庁舎、避難所等との間で、音声による通信を行う。通信方法は、直接通信及び専用通信を優先的に利用する。なお、一部の施設においてはFAXによる通信も整備している。 (り) 同報系防災行政無線 屋外受信機及び戸別受信機に対し、音声による一斉通報を行う。 (エ) MCA (削除) 災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で、音声やメール機能による通信を行う。(は) 衛星系防災行政無線 (略) (4) 多摩防災センターの通信設備 本庁舎6階の災害対策本部室等の予備施設である多摩区役所6階の多摩防災センターには、情報受伝達ができる通信設備を整備する。	第2節 通信設備の確保 (1) 一般的な通信設備 アー般加入電話(市においては内線電話も含む) イ 電子メール (略) (2) 災害時の通信設備 ア 防災行政無線設備 有線通信設備(以下、「有線等」という。)が途絶した場合、市が行う地震情報の伝達、災害対策の指示等は、各種市防災行政無線を使用する。また、市防災行政無線を使用する際には通信設備の監視、通信統制等を行い、通信の有効な活用に努める。 (7) 多重系防災行政無線 市役所庁舎と区役所庁舎等との間で、音声及びFAXによる通信を行う。 (4) デジタル移動系防災行政無線 市と防災関係機関等との間、市役所庁舎と区役所庁舎、避難所等との間で、音声による通信を行う。通信方法は、直接通信及び専用通信を優先的に利用する。なお、一部の施設においてはFAXによる通信も整備している。 (ウ) 同報系防災行政無線 屋外受信機及び戸別受信機に対し、音声による一斉通報を行う。 (エ) MCA 市災害対策本部長、市災害対策副本部長、市災害対策本部事務局長、区本部長、市災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で、音声(新設)による通信を行う。(は) 衛星通信設備 (略) (4) 多摩防災センターの通信設備 市役所第3庁舎7階の防災センターの予備施設である多摩区役所6階の多摩防災センターには、情報受伝達ができる通信設備を整備する。	時点修正
12	3	4	3		第3節 災害情報の収集・伝達 (略) 1 情報収集・伝達体制 (1) 避難所運営要員による情報収集 避難所運営要員は発災直後、地域の災害情報の収集を行うものとし、情報を 整理し、 <u>(削除)</u> 所管する区本部に伝達を行うものとする。	(略) 1 情報収集・伝達体制 (1) 避難所運営要員による情報収集	時点修正

頁(正征	^修	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
12	2 3	4	3		(8) 非常通信 災害時において、有線等が途絶又は輻輳し、かつ無線通信設備についても 重大な障害等が発生して防災関係機関等相互の通信が困難になった場合は、 関東地方非常通信協議会に加入の各機関所属無線局等を利用し、災害に関す る通信の確保を図るものとする。〔電波法第52条第4 <u>号</u> に定める非常 <mark>通信</mark> に該当〕 2 映像による災害情報の活用	(8) 非常無線 災害時において、有線等が途絶又は輻輳し、かつ無線通信設備についても 重大な障害等が発生して防災関係機関等相互の通信が困難になった場合は、 関東地方非常通信協議会に加入の各機関所属無線局等を利用し、災害に関す る通信の確保を図るものとする。〔電波法第52条第4項に定める非常無線 に該当〕 2 映像による災害情報の活用	時点修正
12	3 3	4	4		第4節 防災行政無線等の運用 (略) 1 無線設備の配置 (1) 市防災行政無線は、次の無線系をもって全体のシステムを構成する。 ア 多重系 イ (削除) ウ 衛星系 エ 同報系 (削除) (削除) (削除) (削除) (割除) (割) (3) 災害による停電等に備えて、無線設備の運用に万全を期するため、発動発電機、蓄電池等の非常用電源設備の配置を行い、重要な無線設備の使用可能時間を3日以上確保できるよう努める。 2 運用 市防災行政無線は、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災 行政無線管理運用要綱」等に基づき、(削除) 運用する。		細目の整理等

頁(傾正後	部	章	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
123	3 3	4 4			(1) 無線通信の手段 ア 多重系は、市役所、区役所、支所等との間で、音声及びファクシミリによる通信を行う。 イ デジタル移動系は、市役所、区役所、支所、指定避難所、防災関係機関等との間で、半固定型無線機、車載型無線機及び携帯型無線機により、音声、ファクシミリによる通信を行う。 ウ 衛星系は、本市と国や他自治体との間で、音声、ファクシミリ、データ及び映像による通信を行う。 エ 同報系は、屋外受信機及び戸別受信機に対し、音声による一斉通報を行う。 エ 同報系は、屋外受信機及び戸別受信機に対し、音声による一斉通報を行う。 カ MCAは、市災害対策本部長、市災害対策副本部長、市災害対策本部事務局長、区本部長、市災害対策本部事務局長、区本部長、市災害対策本部事務局長、区本部事務局等との間で、音声による通信を行う。 キ アナログ移動系は、他自治体等の応援無線局及び防災関係機関所属の無線局との間で、防災相互通信用無線として音声による通信を行う。詳細は、第6節に記載する。 (2) 運用時間 常時とする。 (3) 管理及び運用組織無線局を統括する組織の長として、「統括管理者」及び「副統括管理者」を、また、無線設備を管理する責任者として「無線管理者」を、さらに各無線局には「無線使用管理者」を、さらに各無線局には「無線使用管理者」を、さらに各無線局には「無線使用管理者」を、さらに各無線局には「無線使用管理者」を、さらに各無線局には「無線使用管理者」を、さらに各無線局には「無線使用管理者」を、さらに各無線局には「無線使用管理者」を、さらに各無線局には「無線使用管理者」を、さらに各無線局には「無線使用管理者」を、さらに各無線局には「無線使用管理者」を、さらに各無線局には「無線使用管理者」を、さらに各無線局には「無線使用管理者」を、さらに各無線局には、無線の関係では、に関係では、対域に関係では、対域に関係では、対域に関係では、対域に関係では、対域に関係を表して、対域に関係では、対域に関係では、対域に関係を対域に対域に対域に対域に関係を対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対	細目の整理

頁(修正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
123	3	4	4		(資料編 川崎市防災行政無線管理運用規程) (資料編 川崎市防災行政無線管理運用規程) (資料編 川崎市防災行政無線管理運用要綱) (資料編 川崎市防災行政無線系統図) (資料編 同報系屋外受信機設置一覧表) (資料編 雨量・水位・潮位観測局設置図)	(4) 通信統制 災害時において、通信回線の混信、輻輳等を避けるため統括管理者は次の通信統制を行う。ただし、MCAについては一般財団法人移動無線センターの統制に従う。 ア 通話時間統制 通話時間は5分以内とし、必要に応じて、統制局において回線を遮断する。 イ 発着信統制 必要に応じて、統制局において市防災行政無線等の発着信を制限する。 (5) 機器使用の優先順位 市及び防災関係機関等は、次に示す通信設備の確保に努める。通信設備の利用は、記載上位の設備から優先的に利用することを原則とし、障害等がある場合は、順次、下位記載の設備とする。なお、状況により適宜2種類以上の通信設備を併せて利用する。 ア 一般加入電話・内線電話 イ 電子メール ウ 災害時優先電話 エ 多重系防災行政無線 オ デジタル移動系防災行政無線(直接通信及び専用通信を優先的に利用) カ MCA(配置場所が限られているので注意が必要) (資料編 川崎市防災行政無線管理運用規程) (資料編 川崎市防災行政無線管理運用要綱) (資料編 川崎市防災行政無線管理運用要綱) (資料編 川崎市防災行政無線管理運用要綱) (資料編 同報系屋外受信機設置一覧表) (資料編 雨量・水位・潮位観測局設置図)	細目の整理

頁(傾正後	部	章	節	①表や図の修正		修正前	修正理由
	3	4	5		第5節 衛星通信の運用 国及び他自治体との情報受伝達並びに災害映像の送受信、他自治体との相 互応援協定に基づく応援要請を行うため、衛星通信を活用し運用するものと する。 1 無線設備の配置 電話及びファクシミリ並びに映像の送受信が行える衛星地球局設備を市役 所に配置するとともに、各区役所、消防局及び多摩防災センターに衛星系映 像受信専用装置 (TVRO)を配置する。 2 運用 (削除)衛星地球局の運用については、「川崎市防災行政無線管理運用規 程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき運用する。 (削除)	国及び他自治体との情報受伝達並びに災害映像の送受信、他自治体との相 互応援協定に基づく応援要請を行うため、衛星通信を活用し運用するものと する。 1 無線設備の配置 電話及びファクシミリ並びに映像の送受信が行える衛星地球局設備を市役	細目の整理
124	. 3	4	7		災害時における応急対策活動等で必要となる情報は、被害情報、避難情	第7節 災害情報の整理・報告 災害時における応急対策活動等で必要となる情報は、被害情報、避難情報、気象情報等の災害情報であり、各局区長は速やかに各種情報の把握を行い、市長に報告する。 (新設) (略) (新設)	防災基本計画を踏まえた修正
124	3	4	8		第8節 地震関連情報の収集・伝達 1 地震関連情報 横浜地方気象台から、神奈川県を通じて通報される地震関連情報は、次の とおりとする。(津波関連情報については第2部第 <u>15</u> 章に、 <mark>南海トラフ地震</mark> に関連する情報については第6部第2章に掲載する。)	1 地震関連情報 横浜地方気象台から、神奈川県を通じて通報される地震関連情報は、次の	時点修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
126	3	4	8		横浜鶴見区、横浜神奈川区、横浜西区、横浜中区、横浜南区、横浜保土ケ谷区、横 浜磯子区、横浜金沢区、横浜港北区、横浜戸塚区、横浜港南区、横浜旭区、横浜緑 区、横浜瀬谷区、横浜栄区、横浜泉区、横浜青葉区、横浜都筑区、川崎川崎区、川 崎幸区、川崎中原区、川崎高津区、川崎多摩区、川崎宮前区、川崎麻生区、横須賀 市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間 市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町	地震情報で用いる地域名は、次のとおりとする。 (表中) 神奈川県東部 横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、 <u>三浦郡(</u> 葉山町)、 <u>高座郡(</u> 寒川町)、 <u>中郡</u> (大磯町、二宮町) 神奈川県西部 小田原市、 <mark>相模原市</mark> 、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、 <mark>足柄上郡</mark> (中井町、	時点修正
126	3	4	8	表や図の修	2 地震関連情報の伝達 県、その他の防災関係機関等から受理した地震関連情報、市で観測した震 度情報等は、総合防災情報システム、インターネット、メールニュースかわ さき「防災気象情報」、(削除) 防災行政無線等により直ちに関係機関、住 民等に伝達する。地震関連情報の流れは、「第1節 連絡体制」によるものと する。また、市防災行政無線の放送基準は次の要領による。 (表・図15)	県、その他の防災関係機関等から受理した地震関連情報、市で観測した震	時点修正

頁(修正後)	部	章	節 ①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
127	3	4	9	第9節 広報・広聴【関係局、区】 地震発生後、広報及び広聴活動を積極的に実施し、救援救護対策や応急復旧対策に万全を期す るとともに、必要に応じ、収集された広域のあらゆる情報やニーズを防災関係機関等や地域住民 に発信する地元密着型の地域情報ステーションを被災地近傍に設置し、人心の安定を図るものとする。 (略) 1 災害広報の実施 (略) (1) 広報事項 ア 地震発生直後の広報 (略) (グ) 遊離指示等に関する事項 (略) カインターネットの活用 インターネットによる「市ホームページ」や「川崎市防災ボータルサイト」、スマートフォン 向け「かわさき防災アプリ」等を活用し、文字や画像による情報提供に努める。 キ電子メールの活用 事前にメールニュースかわさき「防災気象情報」に登録された、電子メールアドレス宛に、文字による情報提供に努める。 (略) セ SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の活用 災害時に遊離指示等の重要情報を市民に迅速、確実に伝達するため、報道機関等(テレビ、ラジオ等)への情報提供に、 Lアラート (公共情報コモンズ)を活用する。 (3) 報道機関への情報提供 (略) ウ 市内の被害状況等により必要に応じて、報道機関のためのプレスセンターを市役所本庁舎2 隆会見室のレイアウトを変更し、設置する。	第9節 広報・広聴【関係局、区】 地震発生後、広報及び広聴活動を積極的に実施し、救援教護対策や応急復旧対策の万全を期するとともに、必要に応じ、収集された広域のあらゆる情報やニーズを防災関係機関等や地域住民に情報を発信する。地元密着型の地域情報ステーションを被災地近傍に設置し、人心の安定を図るものとする。 (略) 1 災害広報の実施 (略) (1) 広報事項 ア 地震発生直後の広報 (略) (グ) 遊離勧告、指示に関する事項 (略) カ インターネットの活用 インターネットの活用 インターネットによる「川崎市ホームページ」や「川崎市防災情報ポータルサイト」、携帯電話による「モバイル川崎」等を活用し、文字や画像による情報提供に努める。 キ 電子メールの活用 電子メールの活用 電子メールの活用 「メールニュースかわさき『防災気象情報』」に登録された、電子メールアドレス宛に、文字による情報提供に努める。 (略) ア ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用 「witter]等を活用し、文字による情報提供に努める。 (略) ソ Lアラートの活用 災害時に遊離勧告・遊離指示などの重要情報を市民に迅速、確実に伝達するため、報道機関等(テレビ、ラジオ等) への情報提供に、Lアラート(公共情報コモンズ)を活用する。 (3) 報道機関への情報提供 (略) ウ 市内の被害状況等により必要に応じて、報道機関のためのプレスセンターを市役所第3庁金 4階会見室のレイアウトを変更し、設置する。	時点修正
131	4	1	2	第2節 警防活動 (略) 5 救助・救急活動 (略) (1) 救助活動 同時多数の要救助者の救助活動を行う必要があるときは、全市的に救助隊 の統括運用を行うとともに、高度救助 <u>資器材</u> 等を有効に活用し、効率的に救 助活動を行う。 (2) 救急活動 初動時の救急活動体制を確立するため、 <mark>救急医療関係機関への受入れ調整を 実施し</mark> 、医療救護所、収容可能な医療機関及び後方医療機関への <u>救急搬送</u> を実 施する。 6 航空活動 航空隊は、初動時の被害状況の把握、救助、救急、消火活動のほか、必要 に応じて人員、物資及び <mark>資器材</mark> の輸送、広報活動の調整を行い実施する。	第2節 警防活動 (略) 5 救助・救急活動 (略) (1) 救助活動 同時多数の要救助者の救助活動を行う必要があるときは、全市的に救助隊 の統括運用を行うとともに、高度救助資機材等を有効に活用し、効率的に救助活動を行う。 (2) 救急活動 初動時の救急活動体制を確立するため、各消防署に応急救護所を開設する 等、医師又は救急救命士等によるトリアージ及び応急処置の活動を行い、医療 救護所、収容可能な医療機関及び後方医療機関への搬送を実施する。 6 航空活動 航空隊は、初動時の被害状況の把握、救助、救急、消火活動のほか、必要 に応じて人員、物資及び資機材の輸送、広報活動の調整を行い実施する。	時点修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
137	4	3	1		第3章 交通対策【建設緑政局、総務企画局、港湾局、 <mark>危機管理本部、</mark> 区、神奈川県警察、第三管区海上保安本部】 第1節 道路の啓開活動【建設緑政局、港湾局、 <mark>危機管理本部、区】</mark> 震災時における道路の状況次第では被災者の救助・救出・消火等の緊急活動作業に著しい影響を及ぼす。したがって、緊急活動道路(第2部第 <u>9</u> 章参照)に指定された路線から優先的に道路機能を復元する啓開活動を行うものとする。	第3章 交通対策【建設緑政局、総務企画局、港湾局、区、神奈川県警察、第三管区海上保安本部】 第1節 道路の啓開活動【建設緑政局、港湾局、 <mark>総務企画局</mark> 、区】 震災時における道路の状況次第では被災者の救助・救出・消火等の緊急活動作業に著しい影響を及ぼす。したがって、緊急活動道路(第2部第 <u>8</u> 章参照)に指定された路線から優先的に道路機能を復元する啓開活動を行うものとする。	時点修正
138	4	3	2		第2節 車両の移動【 <u>危機管理本部</u> 、建設緑政局、港湾局、区】 (略) 第3節 道路交通対策【神奈川県警察】 (略) 2 交通情報の収集等 (1) 交通情報の収集 被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に 実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ヘリコプ ター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、 <u>通行可能</u> な道路や交通状 況を迅速に把握する。	第2節 車両の移動【 <u>総務企画局</u> 、建設緑政局、港湾局、区】 (略) 第3節 道路交通対策【神奈川県警察】 (略) 2 交通情報の収集等 (1) 交通情報の収集 被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に 実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ヘリコプ ター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、情報通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。	時点修正
141	4	3	3	表や図の修 正あり(別 添)	(表・図16)		時点修正
144	4	4			第4章 医療救護・福祉対応【健康福祉局、病院局、区】 震災時においては、その災害の規模によって、地域の医療機関の通常の診療能力を超えた死傷者の発生、医療機関及び関係機関の機能低下や機能停止、情報通信網の混乱、交通網の遮断、ライフラインの途絶、関係職員の被災等が想定される。これに備え、震災時における市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画(川崎市災害時保健医療ガイドライン)を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとする。また、震災時の時間経過ごとの医療ニーズへの対応をガイドラインに示すものとする。さらに、災害福祉の取組を円滑に実施するため、川崎市災害福祉調整ガイドラインを策定し、その対応を迅速に行うものとする。	第4章 医療救護 (新設) 【健康福祉局、病院局、区】 震災時においては、その災害の規模によって、地域の医療機関の通常の診療能力を超えた死傷者の発生、医療機関及び関係機関の機能低下や機能停止、情報通信網の混乱、交通網の遮断、ライフラインの途絶、関係職員の被災等が想定される。これに備え、震災時における市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画(川崎市災害時医療救護活動マニュアル)を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとする。また、震災時の時間経過ごとの医療ニーズへの対応をマニュアルに示すものとする。 (新設)	風水害対策編との整合等
144	4	4	1		1 災害対策本部健康福祉部の役割 (略) (1) 保健医療調整本部 第3部第1章第2節に定める災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置する。設置場所は本庁舎6階災害対策本部 事務局室とする。	1 災害対策本部健康福祉部の役割 (略) (1) 保健医療調整本部 第3部第1章第2節に定める災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置する。設置場所は <u>第3庁舎5階会議室</u> とする。	実状に応じた文言の修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
144	4	4	1		2 区本部保健衛生・福祉班の役割 災害対策本部又は区本部は、(削除) 医師、歯科医師 <u>をはじめとした医療</u> 職及び事務職等による保健衛生・福祉班を区本部内に設置する。保健衛生・ 福祉班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配 置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行い、必要 に応じ、直接 <u></u> 離難所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。	2 区本部保健衛生・福祉班の役割 災害対策本部又は区本部は、保健福祉センターに、医師、歯科医師、医療 <u>従事者</u> 及び事務職等による <u>医療・衛生班を</u> 設置する。 <u>医療・衛生班</u> は、原則 として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受 入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行い、必要に応じ、直接 <u>医療</u> 救護所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。	風水害対策編との整合等
145	4	4	1		4 地域の医療関係団体等との連携 (略) (1) 川崎市医師会 川崎市医師会は、各区に設置する「災害コーディネーター」が中心となり、 <mark>区医師会医療救護隊本部を設営(各休日急患診療所等)のうえ医療救護 班を編成し、市又は区の設置した医療救護所において</mark> 医療救護活動を行う。 (略) (6) 神奈川県柔道整復師会川崎 <u>(削除)</u> 支部 神奈川県柔道整復師会川崎 <u>(削除)</u> 支部は、救護組織を編成して傷病者に 対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。	4 地域の医療関係団体等との連携 (略) (1) 川崎市医師会 川崎市医師会は、各区に設置する「災害コーディネーター」が中心とな り、 <mark>医療救護班を編成して各休日急患診療所等を拠点として</mark> 医療救護活動を 行う。 (略) (6) 神奈川県柔道整復師会川崎 <u>南・北</u> 支部 神奈川県柔道整復師会川崎 <u>南・北</u> 支部は、救護組織を編成して傷病者に対 する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。	現在の正規の名称への変更等
146	4	4	1		5 市内病院の役割 (略) (1) レベル1 (削除) (略) (2) レベル2 (削除) (略) (3) レベル3 (削除) (略) (4) レベル4 (削除)	5 市内病院の役割 (略) (1) レベル1 (救命センターを有する災害拠点病院) (略) (2) レベル2 (区内災害医療強化病院) (略) (3) レベル3 (区内災害医療連携病院) (略) (4) レベル4 (区内災害時支援病院)	時点修正
147	4	4			5 市内病院の役割 (略) 市内の災害拠点病院(令和 <u>6</u> 年4月現在) (表・図17)	5 市内病院の役割 (略) 市内の災害拠点病院(令和 <u>3</u> 年4月現在) (表・図)	時点修正

頁(化正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
14	4	4	1		において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とする。 7 災害時情報伝達体制の整備市は、「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、防災	が大きく変動することから、まず、災害発生後は速やかに自身の診療所及び 従事する医師等の安否を確認し、その状況について、川崎市医師会が導入する安否確認システム等により報告する。 <u>従事する医師等が医療救護活動を行うことが可能な場合には、</u> 川崎市医師会により編成される医療救護班に参加し、医療救護所等において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とする。 7 災害時情報伝達体制の整備 市は、 <u>広域災害救急医療情報システム(EMIS)</u> を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、防災行政無線の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。 なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、 <u>「広</u>	文言修正
14	3 4	4	1		(資料編 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎 <u>(削除)</u> 支部との災害時における応急救護活動に関する協定)	(資料編 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎 <mark>南・北</mark> 支部との災害時における 応急救護活動に関する協定)	時点修正
14	4	4	2		川崎市医師会は、災害規模及び患者の <u>発生状況等</u> に応じ、 <u>各区医師会が設置する区医師会医療救護隊本部(各休日急患診療所等)</u> を拠点として医師を班長とする医療救護班(現場医療救護班、待機医療救護班、 <u>地区災害出動</u> 班)を編成する。 イ 地域の医療関係団体 川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復	1 市内の医療関係団体等 (略) ア 川崎市医師会 川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じ、各体日急患診療所 を拠点として医師を班長とする医療救護班(現場医療救護班、持機医療救護 班、収容医療救護班)を編成する。 イ 地域の医療関係団体 川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復 師会川崎南・北支部は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づ	時点修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
152	4	4		表や図の修 正あり(別 添)	第6節 災害時の福祉対応【健康福祉局、区】 1 災害福祉調整本部 (1) 目的、役割等 災害福祉の体制や対応状況を整理し、市内の入所系施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設(以下この節において「社会福祉施設」という。)や災害時要援護者等の情報を集約し、地域の関係機関や他都市、国との連携を深め、この分野における的確な判断と迅速な対応が行えるよう、災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に災害福祉調整本部を設置する。なお、設置場所は本庁舎12階執務スペースを基本とし、当該スペース等が利用できない場合は、災害対策本部と連絡・調整が可能となる適切な場所を選定し、設置するものとする。 「災害福祉調整本部の役割 1 社会福祉施設の情報集約 2 被災した社会福祉施設への支援 3 他都市からの災害時の福祉活動チーム、介護専門職等の受入調整 4 各区の災害時受援護者等の情報収集 5 三次避難所連絡要員の派遣 災害福祉調整本部は、二次避難所連絡要員を各区本部の保健衛生・福祉班へ派遣する。二次避難所連絡要員の派遣 災害福祉調整本部は、二次避難所連絡要員を各区本部の保健衛生・福祉班へ派遣する。二次避難所連絡要員の派遣 災害時要援護者等の撤送調整等を行う。 (3) 災害時時報伝達・収集体制 関係局区や社会福祉施設、福祉関係団体との間で、災害時における円滑な情報受伝達を図るため、平時から、川崎市災害時高齢者・障害者施設等情報共有システム(E-Welfiss)を中心に、電話、MCA無線、電子メール、防災アプリ等の複数の手段を組合せた情報伝達及び情報収集体制を整備し、発災時において災害福祉調整本部が機能できるよう取組を進める。	(新設)	風水害対策編との整合
153	4	4	6		2 区本部保健衛生・福祉班の役割 区本部保健衛生・福祉班は、災害福祉調整本部や避難所等と連携しながら次の役割を担う。 (1) 災害時要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。 (2) 災害時要援護者の安全確保に関すること。 (3) 災害時要援護者の状況調査に関すること。 (4) 災害時要援護者の情報に関すること。 (5) 二次避難所となる施設との連携に関すること。 (5) 二次避難所となる施設との連携に関すること。 (5) 二次避難所となる施設との連携に関すること。 (5) 二次避難所となる施設との連携に関すること。 (5) 二次避難所となる施設との連携に関すること。 (6) 二次避難所となる施設との連携に関すること。 (資料編 災害時においては、まずは自施設の被災状況や利用者等の安全を確保したうえで、協定に基づく災害時要援護者等の受入に努めるものとする。 (資料編 災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)	(新設)	風水害対策編との整合

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正		修正前	修正理由
153	4	4	6		4 二次避難所の開設 健康福祉部長は、避難を要する災害時要接護者等の安定した避難生活を確保するため、災害の状況、避難所等の開設状況、地域の特性、施設の被害の程度、避難者の人数等を勘案し、市の施設や協定により確保した社会福祉施設の中から二次避難所を開設する。 5 神奈川DWATの派遣要請 災害福祉調整本部は、大規模災害時に、避難所における要配慮者への福祉ニーズに応じて、「神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱」に基づき、神奈川県に対し神奈川DWATの派遣要請を行う。 注)「神奈川DWAT (神奈川県災害派遣福祉チーム)」とは、大規模災害時に、一般避難所等における災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一目でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行う福祉専門職等で構成するチームを指す。 (資料編 神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱) 6 平時からの訓練の実施 災害福祉の取組については、平時からの備えが重要であることから、健康福祉局は、関係局区、社会福祉施設、関係団体等と連携し、定期的に訓練を実施する。		風水害対策編との整合等
155	4	5			第5章 応援体制【 <u>危機管理本部</u> 、市民文化局、まちづくり局、消防局、健康福祉局、各局室区】 発生した震災の規模や被害状況から、国、他都県市、民間企業、各種団体等の協力が必要と認められる場合は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等により速やかに協力を要請し、広域的な応援による迅速な災害対策を実施する。その際、平成29年7月に策定した「川崎市受援マニュアル」及び令和5年3月に策定した「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」に基づき、円滑に外部の応援を受入れる体制等を整えるものとする。	第5章 応援体制【総務企画局危機管理室、市民文化局、まちづくり局、消防局、健康福祉局、各局室区】 発生した震災の規模や被害状況から、国、他都県市、民間企業、各種団体等の協力が必要と認められる場合は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等により速やかに協力を要請し、広域的な応援による迅速な災害対策を実施する。その際、平成29年7月に策定した「川崎市受援マニュアル」(新設)に基づき、円滑に外部の応援を受入れる体制等を整えるものとする。	崎市の災害時支援物資受援体 制のあり方及び物資受援マ
156	4	5	2		第2節 応援の要請 (略) 2 地方公共団体に対する応援要請 (資料編 災害時における相互援助協定(山形市、福井市、新潟市、静岡 市、富山市、花巻市、那覇市 <u>町田市、横須賀市</u>))	第2節 応援の要請 (略) 2 地方公共団体に対する応援要請 (資料編 災害時における相互援助協定(山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市、花巻市、那覇市(新設)))	時点修正等

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
156	4	5	3		第3節 九都県市応援調整本部【 <u>危機管理本部</u> 】	第3節 九都県市応援調整本部【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正
157	4	5	4		第4節 自衛隊に対する災害派遣要請 (略) 2 派遣要請依頼 (略) (2) 自衛隊派遣要請の依頼事務手続は、市長の指示により、 <u>危機管理本部</u> が、文書により、県知事に対し行う。 (略) 連絡先 : 神奈川県 <u>くらし安全防災局危機管理防災課</u> (略) 3 派遣部隊の受入体制の整備 (略) (4) 自衛隊との連絡窓口 危機管理本部を窓口とする。	第4節 自衛隊に対する災害派遣要請 (略) 2 派遣要請依頼 (略) (2) 自衛隊派遣要請の依頼事務手続は、市長の指示により、 <u>総務企画局危機管理室</u> が、文書により、県知事に対し行う。 (略) 連絡先 : 神奈川県安全防災局災害対策課 (略) 3 派遣部隊の受入体制の整備 (略) (4) 自衛隊との連絡窓口 総務企画局危機管理室を窓口とする。	組織改正に伴う修正
159	4	5	6		3 消防機関の活動拠点 (表中) 等々力球場	3 消防機関の活動拠点 (表中) 等々力硬式野球場【2020年度完成予定】	時点修正
159	4	5	6		3 消防機関の活動拠点 (表中) 消防訓練センター <u>(削除)</u>	3 消防機関の活動拠点 (表中) 消防訓練センター <u>(旧消防総合訓練場)</u>	時点修正

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
161	4	5	7		センター)等を設置し、(略) 1 一般ボランティア (1) 市は、(削除) 社会福祉協議会及び市民活動センター等と協働して、被災者ニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努め、必要とするボランティアの活動内容、必要人員等について情報の提供を行う。	(略) また、市社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、ボランティアの活動拠点となる「川崎市災害ボランティアセンター」 (川崎市災害ボランティア支援センター(支援センター)及び区災害ボランティアセンター(区センター))等を設置し、(略) 1 一般ボランティア (1) 市は、市社会福祉協議会及び市民活動センター等と協働して、被災者ニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努め、必要とするボランティアの活動内容、必要人員等について情報の提供を行う。 (2) 市は、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、市社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、支援セン	時点修正
162	4	5			2 専門ボランティア (略) (4) その他専門ボランティアについては、関係局、 <u>(削除)</u> 社会福祉協議会 <u>(削除)</u> 等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要 請、活動場所の提供等を行う。	2 専門ボランティア (略) (4) その他専門ボランティアについては、関係局、 <u>市</u> 社会福祉協議会 <u>区社会福祉協議会</u> 等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要請、活動場所の提供等を行う。	時点修正
163	4	6			第6章 避難対策【 <u>危機管理本部</u> 、シティプロモーション推進室、健康福祉局、港湾局、区、消防局、教育委員会】 (略) また、コンビナート災害に伴う避難対策は、川崎市臨海部防災対策計画 (削除)により対応するものとする。 第1節 避難場所等の指定 市長は、災害対策基本法に基づき、広域避難場所や避難所等から政令(災害対策基本法施行令)で定める基準に適合する施設又は場所を、異常な現象の種類ごとに、緊急避難場所として予め指定するとともに、生活の場を失った被災者の臨時的な生活の場となる施設として、地域防災拠点のほか、市立、小学校及び高等学校等(跡地利用を含む。)を避難所として予め指定する。また、緊急避難場所又は避難所に指定したときは、公示等を行い、広く市民に周知する。	第6章 避難対策【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、シティプロモーション推進室、健康福祉局、港湾局、区、消防局、教育委員会】 (略) また、コンビナート災害に伴う避難対策は、川崎市臨海部防災対策計画 <u>第4部第4章避難対策</u> により対応するものとする。 第1節 避難場所等の指定 市は、広域避難場所や避難所等から、災害対策基本法に基づき、政令(災害対策基本法施行令)で定める基準に適合する施設又は場所を、異常な現象の種類ごとに、緊急避難場所を予め指定し、公示等を行い、広く市民に周知することに努める。	組織改正に伴う修正等

頁(侧正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
163	4	6	2		第2節 避難情報【危機管理本部、区、消防局】 大地震の発生 → 建物の倒壊、火災の発生、大津波警報・津波警報の発表等 → 避難情報の発令 緊急 避 難 場 所 等 → 避難情報の発令者 市長などの避難情報の発令の権限を有する者(以下「発令者」という。)は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、避難情報を発令し、避難誘導を行う。 なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難情報の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難情報を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。	第2節 避難勧告・指示【総務企画局危機管理室】 大地震の発生 → 建物の倒壊、火災の発生、大津波警報・津波警報の発表等 → 避難勧告・指示 緊 急 避 難 場 所 等 → 避難勧告・指示の解除 (略) 1 避難勧告・指示の発令者 市長などの避難動告・指示の発令の権限を有する者(以下「発令者」という。)は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、避難勧告・ 指示を発令し、避難誘導を行う。 なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難勧告・指示の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難勧告・指示を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。	法令改正に伴う修正等
164	4	6		表や図の修 正あり(別 添)	(表・図18)	(表・図)	時点修正
164	4	6	2		た、避難 <mark>情報</mark> の発令にあたっては必要に応じ、関係機関に助言を求めることとする。 <u>また</u> 、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがか えって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待 避等の安全確保措置を指示することができるものとする。 東京湾内湾に大津波警報又は津波警報が発表された場合には、地震による堤 防等の被害、津波の到達予想時の潮位、予想される津波の高さ、慶長型地震	2 避難動告・指示の発令基準発令者は、 <u>農災</u> が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、避難の必要があると認める場合、避難を動告する。なお、危険が目前に切迫し、急を要すると認めるときは避難を指示する。また、避難動告・指示の発令にあたっては必要に応じ、関係機関に助言を求めることとする。	法令改正に伴う修正

頁(帽正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
164	4	6	2		避難 <mark>情報</mark> を発令する場合、避難対象となる住民等に対し、次の事項を明確にし、住民の円滑な協力を得るように努める。 (表中) 伝達内容 4 避難すべき理由 (削除) 5 状況、危険の度合い 6 避難情報の種別 7 避難の時期(避難開始時期及び完了時期) 8 避難場所 9 避難の経路(又は、通行できない経路)	3 避難勧告・指示の内容 避難勧告・指示を発令する場合、避難対象となる住民等に対し、次の事項 を明確にし、住民の円滑な協力を得るように努める。 (表中) 伝達内容 4 避難すべき理由、状況、危険の度合い 5 避難勧告、避難指示の別 6 避難の時期(避難開始時期及び完了時期) 7 避難場所 8 避難の経路(又は、通行できない経路) 9 住民の取るべき行動や注意事項 10 担当部署及び連絡先	法令改正に伴う修正
165	5 4	6	2		避難情報を発令した場合は、市総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、次の方法のうち実情に即した方法により市民へ伝達する。また、災害時要援護者については、登録名簿に基づき、支援者が情報を伝達し、登録のない者等についても、自主防災組織の会長等の協力を得て組織的な伝達等により伝達漏れのないよう留意する。	避難制告・指示を発令した場合は、市総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、次の方法のうち実情に即した方法により市民へ伝達する。また、災害時要援護者については、登録名簿に基づき、支援者が情報を伝達し、登録のない者等についても、自主防災組織の会長等の協力を得て組織的な伝達等により伝達漏れのないよう留意する。	法令改正に伴う修正等
165	5 4	6		表や図の修 正あり(別 添)	(表・図19)	(表・図)	時点修正

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
165	4	6	2		5 関係機関等への通知及び報告 (1) 市長は、避難 <mark>情報</mark> を発令したとき並びに警察官、海上保安官、自衛官及び県知事から避難指示等を実施した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事に報告するとともに警察等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。また、報道等の関係機関に連絡する。 (2) 避難 <u>情報</u> が発令されたときは、当該区域の区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へその旨を通知する。 6 避難 <u>情報</u> の解除 (1) 市長は、避難の必要がなくなったと認められるときは、避難 <u>情報</u> を解除し、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。 (2) 避難 <u>情報</u> が解除されたときは、当該区域の区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。 (3) 区長は、避難 <u>情報</u> の解除に伴う避難者及び避難施設の管理者との事務処理にあたる。	(1) 市長は、避難 <u>勧告・指示</u> を発令したとき並びに警察官、海上保安官、自衛官及び県知事から避難指示等を実施した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事に報告するとともに警察等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。また、報道等の関係機関に連絡する。(2) 避難 <u>勧告・指示</u> が発令されたときは、当該区域の区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へその旨を通知する。 6 避難 <u>勧告・指示</u> の解除	法令改正に伴う修正等
166	4	6	3		第3節 住民説明の実施【 <u>危機管理本部</u> 、消防局、区】 市長、区長、消防局長又は消防署長は、避難 <mark>情報</mark> を発令した場合には、避難 時又は事後において、避難を要した状況等について、職員や自主防災組織等 を通じるなどして住民等への説明を行うとともに、住民等の避難状況の把握 に努める。	市長、区長、消防局長又は消防署長は、避難 <u>勧告・指示</u> を発令した場合に は、避難時又は事後において、避難を要した状況等について、職員や自主防	法令改正に伴う修正等
166	4	6	4		第4節 避難誘導【 <u>危機管理本部</u> 、消防局、区】	第4節 避難誘導【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、消防局、区】	組織改正に伴う修正
166	4	6	4		2 災害時要援護者の避難支援 避難誘導にあたっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住 民の協力を得て避難支援を行う。避難支援制度登録者に対しては、 <mark>地域の支 援組織の構成員が、自身・家族の安全を確保した後、</mark> 避難支援活動を行う。 <u>避難支援を行う際は、</u> 年齢や体力等を十分考慮するとともに、安全を最優先 に、可能な範囲で活動を行うものとする。	避難誘導にあたっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行う。避難支援制度登録者に対しては、あらかじめ決めている支援者が迅速に避難支援活動を行う。合わせて、年齢や体力等	時点修正

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
167	4	6	5		及び避難所運営会議の協力を得て、施設の安全確認、避難スペースの確保等の開設準備を行い、住民が避難してきたときは避難所を開設し、住民を受入れる。 なお、発災直後等で職員が不在で緊急の場合は、区長の指示に基づき、施設管理者が、避難所運営会議の協力を得て、避難所を開設する。 (2) 勤務時間外 避難所運営要員は、夜間・休日等、勤務時間外に川崎市内で震度6弱以上	(1) 勤務時間内 区長は、勤務時間内に川崎市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は発生した地震が震度5強以下であっても開設が必要と認められる場合には、開設準備のために避難所へ職員を派遣する。派遣された職員は、(新設)施設の安全確認、避難スペースの確保等の開設準備を行い、住民が避難してきたときは避難所を開設し、住民を受入れる。 なお、発災直後等で職員が不在で緊急の場合は、区長の指示に基づき、施設	時点修正
168	4	6	5		5 避難所の管理運営 (略) なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに <u>男女共同参画や</u> 性的マイノリティへの理解・配慮等の視点を取り入れた避難所運営マニュアルを作成する。	5 避難所の管理運営 (略) なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに <u>(新設)</u> 避難所 運営マニュアルを作成する。	時点修正
169	4	6	5		9 感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等【危機管理本部、健康福祉局、区、教育委員会】 緊急避難場所又は避難所における感染症の感染拡大防止のため、関係局区が連携し、自宅療養者等に対する必要な情報の提供に努めるとともに、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切なレイアウト、十分な避難スペースや避難者の動線の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、避難者は、緊急避難場所又は避難所への避難に当たっては、マスクの着用等の基本的な感染対策を行うものとする。	_(新設)	風水害対策編との整合等
171	6	6		表や図の修 正あり(別 添)	(表・図20)	(表・図)	時点修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
172	4	7	1		1 市長は、 <u>(削除)</u> 防災行政無線、市ホームページ、 <u>川崎市防災ポータルサイト、メールニュースかわさき「防災気象情報」</u> 、テレビ神奈川データ放	モーション推進室、港湾局、交通局、区】 大規模地震発生時等には、通信の輻輳や情報の不正確さによっておこるパニックや主要駅頭における混乱が予想されるため、その防止を図る必要がある。 第1節 情報パニックによる混乱防止措置 電話の不通、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。 1 市長は、市防災行政無線、市ホームページ、防災情報ポータルサイト、防災気象情報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、Twitter、その他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車や電話の使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防	時点修正等
173	4	7	3		3 協定による各種団体等による支援 協定を締結した次の各種団体の店舗(事業所)等において、情報、水 道水、トイレ等の提供を行い、移動を支援する。 (略) (1) <u>神奈川県石油業協同組合(ガソリンスタンド)</u> (2) 自動車販売店 (3) コンピニエンスストア (4) ファストフード・ファミリーレストラン (5) 居酒屋 (6) カラオケスペース (7) その他	3 協定による各種団体等による支援 協定を締結した次の各種団体の店舗(事業所)等において、情報、水道水、トイレ等の提供を行い、移動を支援する。 (略) (1) ガソリンスタンド(神奈川県石油業協同組合) (2) 自動車販売店 (3) コンピニエンスストア及びファーストフード店 (4) ファミリーレストラン (5) 居酒屋・カラオケスペース	時点修正
174	4	8			危機管理本部、交通局、区】 大規模災害の発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送等、緊急を要する輸送について、防災関係機関等と連携し迅速かつ適切に行い、災害対策活動を円滑に進める。 なお、「川崎市受援マニュアル」及び「川崎市の災害時支援物資受援体制の	第8章 輸送計画【総務企画局、 <u>(新設)</u> 建設緑政局、消防局、港湾局、 <u>(新設)</u> 交通局、区】 大規模災害の発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送等、緊急を要する輸送について、 <mark>関係機関</mark> と連携し迅速かつ適切に行い、災害対策活動を円滑に進める。 なお、「川崎市受援マニュアル」 <u>(新設)</u> に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。	崎市の災害時支援物資受援体 制のあり方及び物資受援マ
174	4	8	1		第1節 輸送の優先順位【 <u>危機管理本部</u> 】	第1節 輸送の優先順位【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
174	4	8	2		第2節 輸送の実施【 <u>危機管理本部</u> 、港湾局、交通局、消防局、区】 人員、物資等の輸送は、次により行う。 <u>なお、市保有車両等では不足する場合や市保有車両等の確保が困難な場合は、協定等に基づく応援要請を行う。</u> 1 車両 <u>による輸送</u> (1)輸送活動に必要な車両は、各局区保有車両とする。 (2) <u>危機管理本部</u> は、被災者の輸送のため、市内バス運行者に対して協力要請を行う。また、交通局は、緊急輸送を実施する。 (3)区は、避難所の物資の備蓄状況等を踏まえ必要に応じ、関係局と連携し、各区の備蓄倉庫(集中備蓄倉庫)から各避難所等に備蓄物資を輸送する。	設)】 人員、物資等の輸送は、次により行う。 <u>(新設)</u> 1 車両 <u>(新設)</u>	時点修正
174	4	8	2		2 舟艇による輸送 (略) 3 航空機による輸送 (略) 4 緊急通行車両 (1)確認の手続き <u>危機管理本部</u> は、災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が 行われた場合、緊急通行車両(確認標章等、または事前届出済証等の交付を 受けている車両及び、緊急自動車(道路交通法39条)を除く)の把握を行い、県知事又は県公安委員会に緊急通行車両の確認の申出を行い、確認標章 及び確認証明書の交付を受ける。 (2)対象車両 ア 警報の発令及び伝達並びに避難情報の伝達に使用される車両	2 弁艇 (新設) (略) 3 航空機 (新設) (略) 4 緊急通行車両 (1) 確認の手続き <u>総務企画局</u> は、災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合、緊急通行車両(事前届け出済証の交付及び確認証明書の事前交付を受けている車両及び、緊急自動車(道路交通法39条)を除く)の把握を行い、県知事又は県公安委員会 <u>車両の使用の申し出、その確認並びに緊急通行車両の</u> 確認標章及び確認証明書の交付を受ける。 (2) 対象車両 ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示の伝達に使用される車両	時点修正等
175	4	8	2		5 燃料の確保 車両等の燃料の確保が困難な場合は、協定に基づき、 <mark>関係団体</mark> に対し、あらかじめ定められた方法により、供給を要請する。(第4部第5章第2節参照) <u>なお、緊急通行車両及び緊急自動車(消防車・救急車等)は、自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応能力の高い「中核SS」での優先給油を行う。</u>	5 燃料の確保 車両等の燃料の確保が困難な場合は、協定に基づき、供給業者に対し、あらかじめ定められた方法により、供給を要請する。(第4部第5章第2節参照) (新設)	業務継続計画の改定に伴う修正
175	4	8	2		6 応援要請 必要な車両等の確保が困難な場合は、災害対策本部は、市と輸送に関する 協定を締結している <mark>防災関係機関等</mark> に対し応援派遣を要請する他、県知事に 対して派遣及び調達・あっせんを要請する。	必要な車両等の確保が困難な <mark>時</mark> は、災害対策本部は、市と輸送に関する協	他の項目との整合

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
175	4	8	2		7 輸送実施機関の調整 各輸送実施機関の支援の調整は、 <mark>危機管理本部</mark> が中心となり各局室区と調整し行う。 (略) <u>(削除)</u>	7 輸送実施機関の調整 各輸送実施機関の支援の調整は、 <u>総務企画局危機管理室</u> が中心となり各局 室区と調整し行う。 (略) <u>(資料編 災害時における物資の輸送に関する協定(日本通運株式会社横 浜支店))</u>	他の項目との整合
175	4	8	2		(資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する 協定 (神奈川県石油業協同組合各支部)) <u>(削除)</u>	(資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定 (神奈川県石油業協同組合各支部)) (資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定 (神奈川県石油業協同組合各支部))	誤記の修正
175	4	8	3		第3節 物資拠点における支援物資等の受入れ及び輸送【危機管理本部、経済労働局、関係局、区】 大規模災害時に国が実施するプッシュ型支援(第2部第8章第6節参照)は、被災都県が設置する広域物資輸送拠点、被災市区町村が設置する地域内輸送拠点を経由し、避難所に輸送される計画となっている。本市では、こうしたプッシュ型支援などに対応するため、地域内輸送拠点のほか、物資保管拠点を開設し、民間事業者や関係団体と連携を図りながら、支援物資の受入れ、避難所への輸送等を実施する。 1 広域物資輸送拠点【危機管理本部、経済労働局】 国等から供給される物資を受入れ、地域内輸送拠点や避難所に向けて物資を送り出すための拠点として被災都県が設置する。「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、中央卸売市場北部市場が同拠点の一つに指定されていることから、市は発災直後、速やかに北部市場の受け入れの可否を確認し、神奈川県に報告する。	第3節 救援物資等の市集積場所・区輸送拠点【総務企画局、経済労働局、港湾局、建設緑政局、区】 (新設) 1 市集積場所【総務企画局危機管理室、経済労働局、港湾局、建設緑政局】 災害時において、他都市から救援物資の受入れや、調達物資等を大規模に 集約するため、次の箇所を市集積場所とする。 (表・図の削除)	時点修正
176	4	8	3		2 地域内輸送拠点【危機管理本部】 広域物資輸送拠点から支援物資等を受入れ、避難所へ送り出すための拠点として市が設置する。 被災状況等によって使用の可否や使用条件が異なることから、あらかじめ施設を指定せず、候補施設の中から、市内の被災状況や道路等の状況、施設の被災状況等を踏まえ、選定の上、速やかに開設を行う。 3 物資保管拠点【危機管理本部】 小口物資、余剰物資などが庁舎や地域内輸送拠点のスペースを圧迫し、避難所への支援物資の輸送等に混乱が生じないよう滞留物資の保管を目的に市が設置する。 地域内輸送拠点と同様に、あらかじめ施設を指定せず、物資の滞留が見込まれる場合に、候補施設の中から、物資の保管量や施設の被災状況等を踏まえ、選定の上、開設を行う。	2 区輸送拠点【総務企画局危機管理室、区】 災害状況等から開設が必要と認められる場合、各区内の救援物資等の受入れ、配分、避難所への輸送の拠点として、市の施設等を活用し、区輸送拠点を定める。 3 市集積場所及び区輸送拠点補完施設の確保【総務企画局】 災害状況により、既存の市集積場所及び区輸送拠点だけでは十分な物流拠点としての機能が果たせない場合に備え、災害時の民間事業者等の物流施設の利用が図れるよう協定の締結等を進めていく。また、広域にわたる被害で市内での市集積場所等の確保が困難な場合は、県に対し調整・あっ旋を要請し、広域物資拠点や県立施設、協定に基づく民間事業者の施設の活用を図る。	時点修正

頁(修 正後)	部	章	節 ①表や図の	修正後	修正前	修正理由
176	4	8	3	4 地域内輸送拠点等の運営及び避難所等への物資の輸送【危機管理本部、関係局区】 (1) 本部長は、地域内輸送拠点等における物資の受入れ、仕分け、配分、保管などを円滑に行うため、関係局室区から職員を派遣する。 (2) 地域内輸送拠点等に派遣された職員は、協定事業者等と連携し、災害対策本部事務局、区本部、避難所及び県と情報共有を図りながら拠点の運営を行う。 (3) 地域内輸送拠点から避難所等への物資の輸送は、協定事業者等の応援を得て、道路状況等を踏まえ実施する。	4 区輸送拠点及び各避難所等への輸送手段【総務企画局、関係局区】 (1) 市集積場所から区輸送拠点等への輸送手段 災害対策本部事務局は、関係局区と協議のうえ、各市集積場所・備蓄倉庫等から救援物資等を事業者等の応援を得て、各区輸送拠点に輸送するものとする。災害状況等から必要と認める場合、直接、避難所へ輸送する。また、物流の専門家との連携による物品の受入れ、在庫管理、仕分け、配分などの円滑な輸送体制構築のため、協定の締結等を進める。 (2) 区輸送拠点から各避難所への輸送手段区は各避難所へ救援物資等の輸送を行うものとし、事業者等の支援が必要区は各避難所へ救援物資等の輸送を行うものとし、事業者等の支援が必要な場合は、災害対策本部を通じ、協定に基づき業者等に協力要請を行うものとする。 (3) 市集積場所、区輸送拠点等への職員の配置等【総務企画局、区】 災害対策本部は、市集積場所及び区輸送拠点等における物品の受入れ、仕分け、配分などを円滑に行うため、関係局室区から職員を派遣する。また、協定に基づく事業者等への協力要請や災害ボランティアセンター等を通じた災害ボランティアの派遣要請を行う	時点修正
176	4	8	3	(資料編 災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定書(北部市場・南部市場内各事業者) (資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定(神奈川倉庫協会)) (資料編 災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定(アクティオ)) (資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目(川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部)) (資料編 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書(佐川急便株式会社神奈川支店)) (資料編 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書(福山通運株式会社横浜支店・相模原支店)) (資料編 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書(日本通運株式会社横浜支店)) (資料編 災害時で設ける支援物資の受入、配送等に関する協定書(日本通運株式会社横浜支店)) (資料編 災害時支援物資の受入等及び備蓄物資等の検討に関する協定書(一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク、株式会社丸和運輸機関))	協定書(北部市場・南部市場内各事業者) (資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定(神奈川倉庫協会)) (資料編 災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定(アクティオ)) (資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目(川崎港運協会、 港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部))	時点修正
177	4	8	4	第4節 基幹的広域防災拠点(東扇島地区)との連携【 <u>危機管理本部</u> 、建設 緑政局、港湾局、区】	第4節 基幹的広域防災拠点(東扇島地区)との連携【 <u>総務企画局</u> 、建設緑政局、港湾局、区】	組織改正に伴う修正

頁(修正後)	部	章	節 ①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
178	4	9		第9章 物資等の供給【上下水道局、経済労働局、健康福祉局、 <u>危機管理本</u>	第9章 物資等の供給【上下水道局、経済労働局、健康福祉局、 <mark>総務企画局、環境局、港湾局、区】</mark> 市は、災害の発生により、物資等の確保が困難な者に対し、飲料水・食料・生活必需品等を応急的に供給し、人心の安定を図るものとする。なお、「川崎市受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。	時点修正等
178	4	9	1	両等による運搬給水並びに災害対策用貯水槽及び開設不要型応急給水拠点に て行い、可能な場合は管路による拠点給水を実施する。	第1節 飲料水・生活水の供給【上下水道局】 3 応急給水方法等 (略) (2) 発災から3日 <u>目まで</u> の応急給水は、原則として市所有車両、市が調達した 車両等による運搬給水並びに災害対策用貯水槽及び開設不要型応急給水拠点 にて行い、可能な場合は管路による拠点給水を実施する。 (3) 発災から3日目以降は、 <u>順次管路による応急給水へ移行する事を努めるも</u> のとする。応急給水の方法としては、半径約750m内に1箇所の割合で応急給水 拠点を開設し、拠点給水を行うものとする。	時点修正
179	4	9	表や図の修 1 正あり(別 添)	(表・図21)	(表・図)	時点修正

頁(修正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
175	4	9	2		等とする。 (4) 供給数量の基準 1 人当たりの供給数量は次のとおりとする。(麦製品の精米換算率は100%とする。 ただし生パンは原料小麦粉の重量で計算する。) ア アルファ化米等 1 人、1 食当たり精米換算100g程度 1 簡易食料 1 人当たり60g程度 ウ 乳児用粉ミルク 1 人、1 日当たり粉換算135g程度 (略) (6) 公平な供給 在宅での避難者への供給も含め、市民は、食料が公平に供給されるよう相互に協力する。	中央卸売市場北部市場、 <mark>総務企画局</mark> 、健康福祉局 <u>庶務課</u> 、港湾局、区】(略) 1 食料の応急供給の基準 (1)食料の応急供給の方法 災害発生から約3日間においては、市が備蓄している食料を供給するものとする。協定を締結している小売業、卸売業等の流通在庫備蓄、国等からの救援物資については、補完物資と位置づけ、物資が到着次第、供給するものとする。 (新設) (2)食料の応急供給の対象者 (略) ウ 在宅避難者で物資の確保が困難な者 (略) (3)応急供給する食料の品目 供給の品目は、あらかじめ備蓄しているアルファ化米(おかゆ含む。)、(新設) 粉ミルクの他、流通在庫備蓄等により確保した米穀やその他食料品等とする。 (4)供給数量の基準 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。(麦製品の精米換算率は100%とする。ただし生パンは原料小麦粉の重量で計算する。) ア アルファ化米等 1人、1食当たり精米換算100g程度 (新設) 1 乳児用粉ミルク 1人、1日当たり粉換算135g程度 (略) (6)公平な供給 在宅避難者への供給も含め、市民は、食料が公平に供給されるよう相互に協力する。	時点修正
181	4	9	2		2 食料の調達方法及び手続き (表中) 実施者 <mark>危機管理本部</mark> 3 食料等の供給の実施 (3) 燃料等の供給 避難所等における食料供給のために必要となる燃料等については、公益社団 法人神奈川県LPガス協会川崎南・北支部及び神奈川県石油業協同組合各支 部との <mark>燃料の供給協力に関する協定</mark> に基づき供給を受けるものとする。	2 食料の調達方法及び手続き (表中) 実施者 <mark>総務企画局危機管理室</mark> 3 食料 (新規) 供給の実施 (3) 燃料等の供給 避難所等における食料供給のために必要となる燃料等については、公益社団 法人神奈川県LPガス協会川崎南・北支部及び神奈川県石油業協同組合各支 部との <u>災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定</u> に基づき供給 を受けるものとする。	時点修正等

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
181	4	9	3		第3節 生活必需品等の供給【経済労働局消費者行政センター、 <u>危機管理本</u> ** ** ** ** ** ** ** ** **	第3節 生活必需品等の供給【経済労働局消費者行政センター、 <mark>総務企画局 危機管理室</mark> 、港湾局、区】 (略) 1 生活必需品等供給の基準 (1) 生活必需品等供給の対象者 (略) ウ <u>在宅避難者</u> で物資の確保が困難な者 (略) 2 生活必需品等の供給の品目及び基準 (略) (4) 公平な供給 <u>在宅避難者</u> への供給も含め、市民は、生活必需品等が公平に供給されるよう相互に協力する。 3 生活必需品等の調達方法及び手続き (表中) 実施者 総務企画局	組織改正に伴う修正
183	4	9	5		第5節 義援物資の受付等【 <u>危機管理本部</u> 、健康福祉局 <u>地域包括ケア推進</u> 室、区】	第5節 義援物資の受付等【 <u>総務企画局危機管理室</u> 、健康福祉局 <u>庶務課</u> 、区】	組織改正に伴う修正
183	4	9	5		1 義援物資の受付 (略) (2) 企業や団体等からの大口物資は被災地の需要や状況に応じて受け付け る。また、運搬手段は提供側で確保し、原則として、避難所まで輸送するよ う依頼する。 2 義援物資の取扱い 事前に連絡がなく、市役所及び区役所、地域内輸送拠点等に直接届けられた 義援物資は、原則、物資保管拠点へ輸送する。	1 義援物資の受付 (略) (2) 企業や団体等からの大口物資は被災地の需要や状況に応じて受け付ける。ただし、輸送手段が確保できない場合や市集積場所等に物資の滞留が発生している場合等は支援を受け付けないものとする。 2 義援物資の取扱い (1) 連搬手段は提供側で確保し、原則として、市集積場所等まで輸送するよう依頼する。 (2) 事前に連絡がなく、市役所及び区役所等に直接届けられた義援物資は、原則、市集積場所等へ輸送し、仕分け等を行うものとする。	時点修正
184	4	9	6		第6節 応援要請【 <u>危機管理本部</u> 】	第6節 応援要請【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正
184	4	9	7		第7節 災害対策要員の飲料水・食料の確保【総務企画局 <mark>労務</mark> 厚生課、経済労働局、上下水道局】	第7節 災害対策要員の飲料水・食料の確保【総務企画局 <mark>職員</mark> 厚生課、経済労働局、上下水道局】	組織改正に伴う修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
185	4	10	1		第10章 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定【まちづくり局】 (略) 第1節 被災建築物応急危険度判定 (略) <u>(削除)</u>	第10章 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定【まちづくり局】 (略) 第1節 被災建築物応急危険度判定 (略) 3 応急危険度判定士会 被災後、迅速に一般判定士の参集を図るため、応急危険度判定士会として、各区毎にリーダー、サブリーダーを設け、市内の一般判定士の連絡網を確立している。	時点修正
185	4	10	1		3 コーディネーター 被災時に民間ボランティア、他都市行政職員等で構成される応急危険度判定士(以下、「判定士」という。)が迅速に活動できるように的確な指示を与える必要があるため、市職員の判定土がコーディネーターとなり、判定活動を行う判定士に指導支援を行う。なお、他都市行政職員がコーディネーターとなる場合がある。 4 市職員による判定活動 被災後、迅速に災害応急対策上重要な建築物の使用上の安全の確認を判定するため、コーディネーター以外の市職員の判定土が、あらかじめ定められた建築物の判定作業を行う。 5 応急危険度判定活動 (1) 災害対策本部が被災状況に応じ、応急危険度判定活動を行うことを決定した場合、応急危険度判定実施本部と各判定拠点(別表1)が設置される。(2) 応急危険度判定実施本部は、「地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定」に基づき、状況に応じ、協定を締結した各団体を通じて市内又は近郊に住む判定士の参集要請を行う。 (3) コーディネーターの指示により、(削除)一般建築物の判定を行う。 6 資機材等 判定士及びコーディネーターの判定活動用資機材を別表1のとおり各判定拠点に、別表2の資機材等を配置する。	4 コーディネーター 被災時に民間ボランティア (新設) で構成される応急危険度判定士 (新設) が迅速に活動できるように的確な指示を与える必要があるため、市職員の行政判定士がコーディネーターとなり、一般判定士に指導支援を行う。 (新設) 5 行政判定士 被災後、迅速に災害応急対策上重要な建築物の使用上の安全の確認を判定するため、コーディネーター以外の行政判定士が、あらかじめ定められた建築物の判定作業を行う。 6 応急危険度判定活動 (1) 災害対策本部が被災状況に応じ、応急危険度判定活動を行うことを決定した場合、応急危険度判定実施本部と各区役所に判定拠点が設置される。 (2) 応急危険度判定実施本部は、「地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定」に基づき、状況に応じ、協定を締結した各団体を通じて一般判定士の参集要請を行う。 (3) コーディネーターの指示により、一般判定士による一般建築物の判定を行う。 (3) コーディネーターの指示により、一般判定士による一般建築物の判定を行う。 (7 資機材等 一般判定士及びコーディネーターの判定活動用資機材を別表1のとおり各区に、別表2の資機材等を配置する。	時点修正
186	4	10		表や図の修 正あり(別 添)	(表・図22)	(表・図)	時点修正
187	4	10		表や図の修 正あり(別 添)	(表・図23)	(表・図)	時点修正
190	4	11		表や図の修 正あり(別 添)	(表・図24)	(表・図)	業務継続計画等との整合

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
191	4	11	3		2 具体的な対応 (略)(3) 災害用トイレの設置 (削除)	2 具体的な対応 (略) (3) 災害用トイレの設置 普通ごみの収集を優先的に行うため、資源物の収集を中止し、収集・処理 体制が安定した後、収集する。	時点修正
193	4	11		表や図の修 正あり(別 添)	(表・図25)	(表・図)	業務継続計画等との整合
194	4	11		表や図の修 正あり(別 添)	(表・図26)	(表・図)	業務継続計画等との整合
205	4	11		表や図の修 正あり(別 添)	(表・図27)	(表・図)	時点修正
208	4	12	2		第12章 防疫・保健衛生【健康福祉局、区】 (略) 第2節 環境・食品衛生対策等 (略) 4 災害時の動物救護対策 (略) (3) 避難所における動物の同行避難動物がいることで飼い主が避難所への避難を躊躇することのないよう、原則として同行避難を受け入れるものとする。なお、受入場所等については、衛生面や健康面での影響を考慮し、各避難所にて調整する。健康福祉部及び区本部は、平時から避難時の動物の同行避難におけるルールやマナー啓発を行うものとする。 (4) 避難所における動物の適正飼養健康福祉部及び区本部は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。 区本部は、(削除) かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。 (5) 逸走した犬の捕獲収容 (略)	第12章 防疫・保健衛生【健康福祉局、区】 (略) 第2節 環境・食品衛生対策等 (略) 4 災害時の動物救護対策 (略) (新設) (3) 避難所における動物の適正飼養 市は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。 区本部は、避難所運営会議で動物の同行避難が認められた避難所については、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。 (4) 逸走した犬の捕獲収容 (略) (5) 特定動物対策	時点修正

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
209	4	12	3		第3節 保健衛生対策【健康福祉局、区】 (略) 2 精神保健(メンタルケア)対策 災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等精神保健医療への需要 に対応するため、災害の規模に応じて、健康福祉局長は、保健医療調整本部 でDPATの受け入れ調整を行い、各地域みまもり支援センター等におい て、DPAT、医療機関及び関係機関とともに <u>精神保健医療活動</u> を行う。な お、 <u>精神保健医療活動</u> に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合 は、国・県・他自治体・医療関係団体等に協力を要請する。	第3節 保健衛生対策【健康福祉局、区】 (略) 2 精神保健(メンタルケア)対策 災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等精神保健医療への需要 に対応するため、災害の規模に応じて、健康福祉局長は、 <u>災害対策本部健康</u> 福祉部内に精神科救護本部を設置するとともに、各保健福祉センター等に精 神科救護所を設置してDPAT等の保健医療活動チーム、医療機関及び関係 機関とともに <u>精神科救護活動</u> を行う。なお、 <u>精神科救護活動</u> に際してスタッ フ又は医薬品等に不足が生じた場合は、国・県・他自治体・医療関係団体等 に協力を要請する。	時点修正
210	4	13	2		第13章 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い【危機管理本部、健康福祉局、建設緑政局、消防局、区、陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、第三管区海上保安本部、神奈川県警察】 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、(削除)遺体の捜索、収容、処理、埋火葬を実施する際は、関係機関の協力を得て遅滞なく処理するものとする。(略)第2節 遺体の取扱い【危機管理本部、区、県警察、健康福祉局】(略)(3)遺体安置所への職員の配置等【危機管理本部、関係局室区】	第13章 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い【(新規)健康福祉局、建設緑政局、消防局、区、陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、第三管区海上保安本部、神奈川県警察】災害により行方不明者又は死者が多数発生し、災害救助法第13条に基づき遺体の捜索、収容、処理、埋火葬を実施する際は、関係機関の協力を得て遅滞なく処理するものとする。(略)第2節 遺体の取扱い【(新設)区、県警察、健康福祉局】(略)(3)遺体安置所への職員の配置等【総務企画局、関係局室区】	他の項目との整合等
211	4	13	2		4 遺体の検視・調査等 警察は、 <u>医師に立会いを求めて、</u> 遺体の検視・調査等を行う。	4 遺体の検視・調査等 警察は、 <u>(新設)</u> 遺体の検視・調査等を行う。	時点修正
211	4	13	2		5 遺体の検案 遺体の検案は、 <u>(削除)</u> 法医学専門 <u>医</u> 、警察協力医、医療救護班又は応援 協力により <mark>臨場</mark> した医師が行う。	- 1211 - 10016	時点修正
211	4	13	2		6 遺体の処理 (1) 遺体の処置等 遺体の識別及び人道上の見地から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消 毒、一時保存等の処置を実施し、番号、氏名等記載の死体票を棺に貼付す る。所持金品は、ビニール袋等に詰めて袋に番号を記載し、死体と共に保管 して紛失防止に努め、鑑別資料とする。	6 遺体の処理 (1) 遺体の処理 (1) 遺体の処置等 遺体の識別及び人道上の見地から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を実施し、「遺体処理票」及び「火葬・埋葬台帳」を 作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。所持金品は、ビニール袋に詰め、番号を付し、棺の上に載せ、鑑別資料とする。	時点修正

頁(個正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
21	4	13	2		6 遺体の処理 (2) 身元の確認 検視資料等により身元確認作業を行う。身元が判明していない遺体につ いては、 <mark>警察、歯科医師会等</mark> の関係機関及び、町内会・自治会等の協力を得 て、遺体の <mark>身元確認</mark> と身元引受人の発見に努める。	6 遺体の処理 (2) 身元の確認 検視資料等により身元確認作業を行う。身元が判明していない遺体につ いては、 <mark>警察等</mark> の関係機関及び、 <u>町会</u> ・自治会等の協力を得て、遺体の <u>身元</u> の確認と身元引受人の発見に努める。	時点修正等
21	4	13	2		(3) 身元が明らかになった遺体の引渡し等 区長は、警察による遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、 身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は、 遺体の引き渡し作業を協力して行う。なお、外国人の遺体については、警察が領事館へ通報する。 (4) 身元不明遺体の取扱い 区長は、警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、後日の識別に備え、遺体の検視・調査等で得た遺体及び所持品の写真、人相・着衣・特徴等の記録並びに遺留品等を保管し、協定葬祭業者等と連携し、行旅死亡人として処理する。なお、外国人の身元不明遺体については、警察が推定される国籍の領事館へ事情を説明し、参考通報する。	区長は、警察による遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、 身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は、 遺体の引き渡し作業を協力して行う。 <u>(新設)</u> (4) 身元不明遺体の取扱い 区長は、警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、 <u>遺体及び所持品の写真撮影、人相・着衣・特徴等の記録を行った上で、遺留品等を保管</u> し、協定葬祭業者等と連携し、行旅死亡人として処理する。なお、外国人の	時点修正
212	2 4	13	3		第3節 火葬【健康福祉局生活衛生 <mark>担当</mark> 、建設緑政局霊園事務所】 (略) 1 火葬の実施場所 火葬の実施場所は、次の場所とする。 (表中) 火葬能力 かわさき南部斎苑 <u>60</u> 体(1日) かわさき北部斎苑 <u>80</u> 体(1日)	第3節 火葬【健康福祉局生活衛生 <mark>課</mark> 、建設緑政局霊園事務所】 (略) 1 火葬の実施場所 火葬の実施場所は、次の場所とする。 (表中) 火葬能力 かわさき南部斎苑 <u>72</u> 体(1日) かわさき北部斎苑 <u>96</u> 体(1日)	時点修正
214	4	14	1		第1節 学校施設の応急対策【教育委員会】 (削除)校長及び教育長は、災害時における応急対策を万全なものとする ため、教育施設・設備について次により措置を図るものとする。 1 事前措置 (1) (削除)校長は、学校の施設及び消防設備の定期点検を実施する。 (2) (削除)校長は、可燃物を適切に管理し、冷暖房・調理用器具の定期点検を実施する。 (3) (削除)校長は、施設内備品等の転倒・落下防止措置を実施する。 (4) (削除)校長は、プール・貯水槽への貯水をできる限り実施する。 2 応急措置 (1) (削除)校長は、被害状況等をすみやかに把握し、教育長に報告するものとする。	第1節 学校施設の応急対策【教育委員会】 学校長及び教育長は、災害時における応急対策を万全なものとするため、 教育施設・設備について次により措置を図るものとする。 1 事前措置 (1) 学校長は、学校の施設及び消防設備の定期点検を実施する。 (2) 学校長は、可燃物を適切に管理し、冷暖房・調理用器具の定期点検を実施する。 (3) 学校長は、施設内備品等の転倒・落下防止措置を実施する。 (4) 学校長は、ブール・貯水槽への貯水をできる限り実施する。 2 応急措置 (1) 学校長は、被害状況等をすみやかに把握し、教育長に報告するものとする。	標記の統一

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
214	4	14	2		災害の発生若しくは発生のおそれがあり、授業等の実施が困難な場合、(削除)校長は教育長からの指示により、又はその指示を受けることが不可能なときは(削除)校長の判断により、次の措置をとるものとする。1 児童・生徒の措置(1)(削除)校長は、児童・生徒等が在校中に、川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合は、小学校、特別支援学校においては、すべての児童・生徒を保護者に直接引き渡すことを原則とする。また、中学校、高等学校ではあらかじめ保護者と合意した方法により下校させる。保護者以外の者への引き渡し、震度5弱以下の場合の下校方法、大規模停電等の地震以外の予期しない災害が発生した場合の下校方法については、各	委員会】 災害の発生若しくは発生のおそれがあり、授業等の実施が困難な場合、学校長は教育長からの指示により、又はその指示を受けることが不可能なときは学校長の判断により、次の措置をとるものとする。 1 児童・生徒の措置 (1) 学校長は、児童・生徒等が在校中に、川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合は、小学校、特別支援学校においては、すべての児童・生徒を保護者に直接引き渡すことを原則とする。また、中学校、高等学校ではあらかじめ保護者と合意した方法により下校させる。保護者以外の者への引き渡し、震度5弱以下の場合の下校方法、大規模停	時点修正等

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
					(2) <u>(削除)</u> 校長は、児童・生徒が学校にいるときに、大規模な地震が発生した場合は、学校の立地を踏まえて津波の発生や校庭の液状化等を警戒した適切な避難措置を講じる。 (略) (4) 教育長及び <u>(削除)</u> 校長は、学校において児童・生徒を一時保護する場	避難措置を講じる。 (略)	標記の統一
214	4	14	2		合に必要となる食料や生活必需品等の備蓄に努めるものとする。	要となる食料や生活必需品等の備蓄に努めるものとする。	
215	4	14	2		3 応急教育の実施 (1) <u>(削除)</u> 校長は、教職員及び教材等の確保を行い、教育活動の実施に支障がないよう努めるものとする。 (2) <u>(削除)</u> 校長は、被災の実情、復旧期間を勘案して、状況に応じた教育活動を実施する。	いよう努めるものとする。	標記の統一
215	4	14	5		第5節 学校用品等の調達・支給【教育委員会】 1 住家の倒壊、焼失、浸水等により被害を受け、教材・学用品をそう失又はき損した児童・生徒等に対し、その調達及び給与について次のとおり定めるものとする。 (1) 教育長は、被災した児童・生徒等について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を教材納入業者の協力を得 <u>るなどして</u> 調達する。 (2) 学用品の給与については、災害救助法に定める限度額を基準に教育長が支給する。 2 学校施設の管理運営に必要な物品等は、復旧計画とあわせて処理する。	第5節 学用品等の調達・支給【教育委員会】 住家の倒壊、焼失 <u>(新設)</u> 等により被害を受け、教材・学用品をそう失又はき損した児童・生徒に対し、その調達及び給与について次のとおり定めるものとする。 1 教育長は、被災した児童・生徒について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を教材納入業者の協力を得て調達する。 2 学用品の給与については、災害救助法に定める限度額を基準に教育長が支給する。 3 学校施設の管理運営に必要な物品等は、復旧計画とあわせて処理する。	
216	4	14	6		<u>除)</u> 簡易給食を実施する。 2 (削除) 校長又は学校給食センター長は、次のいずれかの事項に該当し	第6節 学校給食の対応【教育委員会】 1 学校長又は学校給食センター長は、学校給食の施設・設備の被害の程度及び給食用物資の状況から、通常の給食の実施が困難な場合は、教育長からの指示により簡易給食を実施する。 2 学校長又は学校給食センター長は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は教育長からの指示により、給食中止の措置をとる。	風水害対策編との整合等
216	4	14	8		第8節 文化財の保護【教育委員会】 所有者及び管理者は、災害発生時における文化財の保護及び見学者等の安全確保について、次の措置を実施する。	第8節 文化財の保護【教育委員会】 文化財の保護について、次の措置を実施する。	風水害対策編との整合

頁(修 (2) 部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
21	7 4	15	;		第15章 応急住宅対策 災害救助法に基づき、市は被災者の居住の安定を図るため、被災した住宅の応急 修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与を実施する。 (削除) また、被災者の一時的な居住先として、公営住宅等を提供する。	第15章 応急住宅対策 災害救助法に基づき、市は被災者の居住の安定を図るため、被災した住宅の応急 修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与を実施する。なお、それぞれの救助の 程度、期間、救助を行うのに必要な費用等については、川崎市告示に定める基準に よる。ただし、市長は、当該基準によっては救助の適切な実施が困難と認めるとき は、必要に応じて神奈川県及び他の救助実施市と連携を図り、適時、内閣総理大臣 に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等の基準を定める。 また、被災者の一時的な居住先として、公営住宅等を提供する。	風水害対策編との整合
21	7 4	15	1		第1節 被災した住宅の応急修理【まちづくり局住宅整備推進課】 災害により被災した住宅が応急的に修理すれば居住可能となる場合に、必要最小限度の修理を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。 1 対象者 原則として以下の要件を満たす者 (削除) (1) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度 (準半壊) の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 (2) 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度 (大規模半壊) に住家が半壊した者 なお、応急修理期間において賃貸型応急住宅を使用する場合は、災害のため住家が半壊又は半焼し、応急修理の期間が災害発生の日から1カ月を超えると見込まれる者であること。 (略) 3 期間 原則として、災害発生の日から3か月以内(国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)に完了すること。 なお、応急修理期間における賃貸型応急住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、6カ月以内とすること。 4 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対して、合成樹脂シートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。	第1節 被災した住宅の応急修理【まちづくり局住宅整備推進課】 災害により被災した住宅が応急的に修理すれば居住可能となる場合に、必要最小限度の修理を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。 1 対象者 原則として以下の要件を満たす者(世帯) (1) 災害のため半壊若しくは半焼又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者 (2) 自らの資力では応急修理をすることができない者 (3) 応急修理を行うことによって応急仮設住宅等を利用しないと見込まれる者 (略) 3 期間 原則として、災害発生の日から1か月以内に完了すること。 (新設) (新設)	風水害対策編との整合等

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
217	4	15	2		第2節 障害物の除去 (略) 1 対象者 原則として以下の要件を満たす者 (1) 災害のため半壊、半焼又は床上浸水の住家であって、住居又はその周辺に運 ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では障害物の 除去をすることができない者 (削除) (2) 障害物の除去を行うことによって応急仮設住宅を利用しないと見込まれる者	第2節 障害物の除去 (略) 1 対象者 原則として以下の要件を満たす者(世帯) (1) 災害のため半壊、半焼又は床上浸水の住家 <u>被害を受け、当面の日常生活が営み得ない状態にある者</u> (2) 自らの資力では障害物の除去をすることができない者 (3) 障害物の除去を行うことによって応急仮設住宅等を利用しないと見込まれる 者	風水害対策編との整合
218	4	15	3		1 建設型応急住宅 (1) 対象者 原則として以下の要件を満たす者 ア 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者 イ (削除) 応急修理及び障害物の除去の適用を受けない者 (2) 住宅仕様 神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、(削除) 仕様を定める。 (略) (4) 供与期間 建築工事完了後、2年以内とする。(削除) 2 賃貸型応急住宅 (1) 対象者 建設型応急住宅と同じ。ただし、応急修理期間において賃貸型応急住宅を使用する場合は、災害のため住家が半壊又は半焼し、応急修理の期間が災害発生の日から 1 カ月を超えると見込まれる者であること。 (2) 借上げ条件・ 神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、(削除) 家賃額等の具体的な借上げ条件を設定する。 (3) 供与期間 賃貸借契約による。(最長2年間の定期借家契約。) なお、応急修理期間における賃貸型応急住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、6カ月以内とすること。	1 建設型応急住宅 (1) 対象者 災害による被災者(罹災証明書が発行された者又は発行が見込まれる者)で、原 則として次のいずれかの項目に該当する者 ア 住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力 で住宅を得ることができない者 イ 二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住宅が全焼、全壊又は流 出し、居住する住宅がない者と同等と見なす必要がある場合であって、自らの資力 で住宅を得ることができない者(災害救助法に基づく、応急修理及び障害物の除去 の適用を受けない者) (2) 住宅仕様 神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、必要に応じて内閣総理大 臣と協議し、仕様を定める。 (略) (4) 供与期間 建築工事完了後、2年以内とする。(内閣総理大臣との協議により、変更される場合あり) 2 賃貸型応急住宅 (1) 対象者 建設型応急住宅と同じ。(新設) (2) 借上げ条件 神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、必要に応じて内閣総理大 臣と協議し、家賃額等の具体的な借上げ条件を設定する。 (3) 供与期間 賃貸借契約による。(最長2年間の定期借家契約。ただし、内閣総理大臣との 協議により、変更される場合あり)	風水害対策編との整合
219	4	15	3		(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書(神奈川県建設重機共同組合)) (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書(日本ムービングハウス協会))	(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書(神奈川県建設重機共同組合)) (新設)	時点修正

頁(傾正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
					第4節 下水道施設応急対策【上下水道局】 (略) 4 非常用ポンプ 非常用ポンプとして可搬式自吸水ポンプを保管する。 5 応援要請 市長は、災害が発生し、本市のみでの応急対策又は応急復旧の対応が困難 な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請する。	第4節 下水道施設応急対策【上下水道局】 (略) 4 非常用ポンプ 非常用ポンプとして可搬式自吸水ポンプを保管する。 (新設)	時点修正
223	4	16	4		(資料編 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール) (資料編 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール) (資料編 災害時における下水道管きょの応急復旧対策の協力に関する協定 (川崎市環境整備事業協同組合)) (資料編 災害時等における災害復旧業務に関する協定書(全国上下水道コンサルタント協会)) (資料編 川崎市・日本下水道事業団災害支援協定(日本下水道管路管理業協会)) (資料編 災害時における復旧支援協力に関する協定書(日本下水道事業団))		
225	4	17			第17章 災害救助法【 <mark>危機管理本部</mark> 】	第17章 災害救助法【 <u>総務企画局危機管理室</u> 】	組織改正に伴う修正
225	4	17	1		(参考) これまでの適用事例(救助実施市に指定されて以降に限る。) 年月日 種別 適用時期・場所 適用基準 令和元年10月12日~13日 風水書 (令和元年東日本台風) 令和元年10月12日23時・全区 4号		時点修正
225	4	17	2		第2節 災害救助法の適用基準 <u>災害救助法第2条</u> に基づく本市における災害救助法の適用基準は次のとお りである。 (略) <u>3 災害が発生するおそれがある場合</u> <u>災害が発生するおそれがある場合</u> <u>災害が発生するおそれがある場合において、内閣府に災害対策本部が設置</u> され、その所管区域の告示に本市が含まれるとき。	第2節 災害救助法の適用基準 <u>災害救助法施行令第1条</u> に基づく本市における災害救助法の適用基準は次 のとおりである。 (略) <u>(新設)</u>	風水害対策編との整合

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
226	4	17	3		第3節 被害程度の認定基準 1 滅失世帯の算定 住家が滅失した世帯数の算定に <u>当たって</u> は、住家が半壊し、又は半焼する 等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の <mark>堆積</mark> 等 により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。	第3節 被害程度の認定基準 1 滅失世帯の算定 住家が滅失した世帯数の算定に <u>あたって</u> は、住家が半壊し、又は半焼する 等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の <mark>たい積</mark> 等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもっ てそれぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。	字句修正
226	4	17	3		(3) 床上浸水 前記(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水が床上に達した程度のも の、又は土砂、 <u>竹木の堆積等</u> により一時的に居住することができない状態と なったもの。	(3) 床上浸水 前記(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水が床上に達した程度のも の、又は土砂、 <u>竹木等のたい積</u> により一時的に居住することができない状態 となったもの。	字句修正
227	4	17	5		2 応急救助の実施方法等 (略) (表中) 第4部 第4章 医療救護・福祉対応	2 応急救助の実施方法等 (略) (表中) 第4部 第4章 医療救護	
229	5	1			第1章 民生安定のための緊急措置【 <u>危機管理本部</u> 、健康福祉局、財政局、 まちづくり局、こども未来局、経済労働局、区、関係局】	第1章 民生安定のための緊急措置【 <mark>総務企画局</mark> 、健康福祉局、財政局、 まちづくり局、こども未来局、経済労働局、区、関係局】	組織改正に伴う修正
229	5	1			災害時には、多くの市民の負傷、家や家財等の喪失、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。このため、防災関係機関等と協力し混乱を速やかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講ずる。なお、市は、必要に応じて庁内システム等も活用し、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の状況に応じ、関係団体と連携して必要な支援を実施する体制を確保する。また、発災時に被災者への支援を迅速に行うため、平時から被災者支援制度の情報の把握・整理などに努めるとともに、職員研修等を通じて被災者支援に関する職員の制度の理解や事務の習熟を図る。	災害時には、多くの市民の負傷、家や家財等の喪失、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。このため、防災関係機関等と協力し混乱を速やかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講ずる。 なお、(新設)必要に応じて(新設)、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 (新設)	防災基本計画を踏まえた修正 等
229	5	1	2		第2節 義援金等の配分【健康福祉局 <u>地域包括ケア推進室</u> 】 (略) 第3節 弔慰金・見舞金等の支給 (略) 1 災害弔慰金【健康福祉局 <u>地域包括ケア推進室</u> 】	第2節 義援金等の配分【健康福祉局 <u>庶務課</u> 】 (略) 第3節 弔慰金・見舞金等の支給 (略) 1 災害弔慰金【健康福祉局 <u>庶務課</u> 】	組織改正に伴う修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
230	5	1	3		 2 災害障害見舞金【健康福祉局地域包括ケア推進室】(略) 3 災害見舞金及び弔慰金【健康福祉局地域包括ケア推進室】(略) (2) 災害見舞金及び弔慰金の額ア 住家の被害 50,000 円以内イ 死亡者又は重傷者 100,000 円以内 	 2 災害障害見舞金【健康福祉局<u>庶務課</u>】 (略) 3 災害見舞金及び弔慰金【健康福祉局<u>庶務課</u>】 (略) (2) 災害見舞金及び弔慰金の額ア住家の被害 50,000円以内イ死亡者又は重<u>篤</u>者 100,000円以内 	字句修正
230	5	1	3		4 災害遺児等福祉手当【こども未来局 <u>児童家庭支援・虐待対策室</u> 】	4 災害遺児等福祉手当【こども未来局 <u>こども家庭課</u> 】	組織改正に伴う修正
231	5	1	4		据 置 期 間 3年 (特別の事情のある場合は5年) 償 還 期 限 10 年 (据置期間を含む)	第4節 資金の貸付 (中略) 1 災害援護資金【健康福祉局 <u>庶務課</u> 】 (略) (4)貸付条件 (表中) 利 率 <u>年3% (据置期間は無利子)</u> 据 置 期 間 3年 (特別の事情のある場合は5年) 償 還 期 限 10 年 (据置期間を含む) 償 還 方 法 <u>年賦又は半年賦</u> 2 生活福祉資金【神奈川県社会福祉協議会】 (略) (1)貸付対象 <u>軽費</u> 等 災害を受けたことにより臨時に必要となる <u>軽費</u> (原則として官公署の発行 する被災証明書が必要、被災より6か月以内の申込) (略) (3)貸付限度等 ア 貸付限度 1,500,000 円 (上限目安額)	条例改正に伴う修正等

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
233	5	1	4		3 災害復興住宅融資【まちづくり局住宅整備推進課】 災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行い、居住の安定を図るため、(削除) 住宅相談窓口を設置し、住宅金融支援機構法、同施行令及び「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書」に基づき、住宅金融支援機構が、(削除) 住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報を提供するとともに、資金の融資を行う。 (1) 融資対象者及び融資限度額 ア 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者 (7) 建設資金 土地を取得する場合(※) 5.500万円 ※土地を取得する場合とは、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいう。 (4) 購入資金 5,500万円 (前除) イ 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者 植物で 全別 大きのの方円 地の所有権 と取得する場合をいう。 (4) 職入資金 5,500万円 (1) 職入資金 5,500万円 (2) 融資条件 ア 金利 (独) 住宅金融支援機構が定める金利が適用される。 イ 返済期間 最長35年以内 (削除)	3 災害復興住宅資金【まちづくり局住宅整備推進課】 災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行い、居住の安定を図るため、市内に住宅相談窓口を設置し、住宅金融支援機構法、同施行令及び「大規模災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融支援機構が市内に住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報を提供するとともに、資金の融資を行う。 (1) 融資対象者及び融資限度額 ア (新設) 住宅が「全壊」、「大規模半壊」 (新設) 又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者 (7) 建設資金	時点修正
234	5	1	4		5 天災資金融資【経済労働局都市農業振興センター】	5 農林漁業災害関連融資 【経済労働局都市農業振興センター】 災害により著しい被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体 に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るものと する。 (1) 融資対象者 ア 市内において1年以上継続して同一農林漁業を営み、市税を完納している 者 イ 市内で農林漁業を営む者で、災害により直接被害を受けた者 (2) 実施内容 実施時期、融資条件等については、市長が別途定める。	時点修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正		 	修正理由
234	5	1	5		環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)の定めるところにより、期限の延長、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。 (1) 期限の延長 被災により市税等についての納付、申告等が期限までにできないと市長が認めるときは、次におる場合、市長が職権により適用の地域、期限の延長日等を指定する。ア 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用の地域、期限の延長日等を指定する。(2) 徴収猶予 被災により、納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。(2) 徴収猶予 被災により、納税義務者等が市税等を一時に納付又は納入することができないと認めるときは、申請に基づき徴収を猶予する。(3) 減免 被災した納税義務者に対し、市税条例第34条及び第49条並びに森林環境税及び森林環境接与税に関する法律第11条の規定により、該当する各税目について次により減免を行う。ア 減免の範囲及び税額 災害により被災した納税義務者の市民税(県民税を含む)及び固定資産税並びに森林環境税は、次表により減免する。イ 市税等の減免については市税事務所、その他保険料等の減免についてはごと役所に備え付けの減免申請書に、その理由及び被害状況を記し、それを証する書類を添付し申請する。	適宜実施するものとする。 (1) 期限の延長 被災により市税 (新設) についての納付、申告等が期限までにできないと 市長が認めるときは、次により期限を延長する。 ア 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用の地域、期限の延長日等を指定する。 イ 被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。 (2) 徴収猶予 被災により、納税義務者等が市税 (新設) を一時に納付又は納入することができないと認めるときは、申請に基づき徴収を猶予する。 (3) 減免 被災した納税義務者に対し、市税条例第34条及び第49条 (新設) の規定により、該当する各税目について次により減免を行う。 ア 減免の範囲及び税額 災害により被災した納税義務者の市民税(県民税を含む)及び固定資産税(新設) は、次表により減免する。 イ 税の減免については市税事務所、その他保険料等の減免については区役所に備え付けの減免申請書に、その理由及び被害状況を記し、それを証する書類を添付し申請する。	法令の制定に伴う修正
236	5	1	5	表や図の修 正あり(別 添)	(表・図28)	(表・図)	・森林環境税の創設に伴う修 正 ・川崎市市税条例施行規則の 改正に伴う修正
237	5	1	5		2 市国民健康保険【健康福祉局 <u>医療保険課</u> 】	2 市国民健康保険【健康福祉局 <u>収納管理課、保険年金課</u> 】	組織改正に伴う修正
238	5	1	5		3 後期高齢者医療保険【健康福祉局 <mark>医療保険課</mark> 】	3 後期高齢者医療保険【健康福祉局 <mark>長寿・福祉医療課</mark> 】	組織改正に伴う修正
238	5	1	5		5 国民年金保険料【健康福祉局 <u>国民年金・福祉医療課</u> 】	5 国民年金保険料【健康福祉局 <u>保険年金課</u> 】	組織改正に伴う修正

頁(修 正後)	部	章	節(①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
239	5	1	6	第6節 罹災証明書の発行【財政局、区、消防署】 (略)また、罹災証明書の交付にあたっては、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制の確保や応援の受入れ体制の構築等に努め、発災時に担当部局が緊密に連携し、遅延なく建物被害認定調査等を実施し、罹災証明書の交付を行うこととする。 1 発行手続 罹災証明書の交付申請が被害者からあった場合、建物被害認定調査や被災に係わる調書(確認できないものについては申請者の立証資料)等に基づき発行する。 2 建物被害認定調査 被災が建物被害に及ぶ場合には、担当部局が連携して建物被害認定調査を実施する。 3 証明書発行者 罹災証明書は原則、区長が発行し、火災に関する被災については、消防署長が発行する。 4 証明の範囲(略) (1) 住家、住家以外の建造の被害ア全壊・全焼イ 大規模半壊 ウ 中規模半壊 ウ 中規模半壊 生 ・ 半焼 土 床上浸水 力 床下浸水 準半壊 (一部損壊) (2) 住家等に付帯する工作物、動産、その他	(略)また、罹災証明書の交付にあたっては、各種の支援措置を早期に実施するため、(新設)平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制の確保に努め、発災時に遅延なく住家等の被害の程度を調査することとする。 1 交付手続 罹災証明書の交付申請が、被災者から提出された場合、被災に関わる調書(確認できないものについては、申請者の立証資料)等に基づき、区長が交付する。 2 証明書文付者 罹災証明書は原則、区長が交付し、火災に関する被災については、消防署長が交付する。 3 証明の範囲(略)	時点修正
239	5	1	7	第7節 被災者生活再建支援金の支給【健康福祉局 <u>危機管理担当</u> 】 被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を支援することを目的としたものである。 1 対象となる自然災害 (暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象により生ずる被害) (1) 市内で災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当するものを含む。)が発生した自然災害 (2) 市内で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害 (3) 神奈川県内で100世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害	第7節 被災者生活再建支援金の支給【健康福祉局 <u>庶務課</u> 】 被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の生活の再建を支援し、その生活の安定と速やかな復興を目指すものである。市は、被災規模が支援金制度の支給対象となった場合は、遅滞なくその旨の周知広報を行う。 1 対象となる自然災害 次に該当する被害が発生した場合の自然災害 (暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象)を対象とする。 (1) 市内で災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当するものを含む。)が発生した市区町村の区域に係る自然災害(第4部 災害応急対策計画第17章災害救助法 第2節災害救助法の適用基準参照) (2) 市内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 (3) 神奈川県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害	風水害対策編との整合等

頁(修正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
240	5	1		表や図の修	2 対象世帯 1 の自然災害により (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯) 3 支援金(削除) 支援金は、次の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) (表) (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) (表・図29)	2 対象となる被災世帯 1の自然災害により (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯(新設)(新設) 3 支援金の支給額 支援金は、住宅の被害程度に応じる分と、住宅を再建等する場合に、住宅の再建方法に応じる分の2つの合計額となる。なお、単身世帯の場合は、それぞれの該当額の4分の3の額となる。 ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)(表) イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)(表・図)	風水害対策編との整合等
240	5	1		表や図の修 正あり(別 添)	4 支援金の支給申請 (削除) (表・図30)	4 支援金の支給申請 支援金の支給申請は、被災世帯の世帯主が必要書類を添え、申請期間内に 当該世帯主の住所を管轄する区役所に申請する。 (1) 申請時の必要書類 ア 基礎支援金の場合: 申請書、罹災証明書、住民票、通帳の写し等 イ 加算支援金の場合: 契約書(住宅の建設・購入、補修及び賃借の証拠書類)等 (2) 申請期間 ア 基礎支援金の場合: 災害発生日から13か月以内 イ 加算支援金の場合: 災害発生日から37か月以内 5 支援金の支給方法 市は、各区で受付けた申請書類を取りまとめ、県を経由して被災者再建支援法人である、公益財団法人都道府県会館に提出し、同法人の審査によって支給が決定される。承認された場合は被災者の口座に支給される。	風水害対策編との整合
245	5	3			第3章 復興体制【総務企画局、 <mark>危機管理本部</mark> 、まちづくり局、関係局】	第3章 復興体制【総務企画局、 <u>総務企画局危機管理室</u> 、まちづくり局、関係局】	組織改正に伴う修正
247	6				第6部 南海トラフ地震に係る対応 (川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)第6部 のとおり)	第6部 東海地震に係る事前対策計画 (東海地震に係る事前対策計画は資料編へ移行)	南海トラフ地震に係る対応の 整備

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正					修正後											1	多正前					修正理由
263	7	2		表や図の修 正あり(別 添)	(表・図					(表・図)						時点修正										
266	7	3	2		電話番号 045-212-	東日本電信電話株式会社神奈川事業部 電話番号 045-212-8945 <u>(削除)</u>				東日本電信電話株式会社神奈川事業部 電話番号 045-212-8945 夜間 休日 1 1 3 番					時点修正											
268	7	4	4			(2)駅・区(所)災害本部は、駅・区(所)長を本部長とし、 <mark>統括センタ</mark> の実勢に応じて構成する。			<u>/ター</u>	(2) 駅・区(所) 災害本部は、駅・区(所) 長を本部長とし、 <u>地区センター</u> の実勢に応じて構成する。				ンター	組織改正に伴う修正											
269	7	4	4		4 避難誘導 (略) イ 広域避難場所への避難 <mark>情報</mark> があった場合及び一時避難場所が危険のお れがある場合、広域避難場所に案内する。			おそ	4 避難誘導 (略) イ 広域避難場所への避難 <u>勧告・指示</u> があった場合及び一時避難場所が危険 のおそれがある場合、広域避難場所に案内する。				ぶ危険	法令改正に伴う修正												
273	7	5	-		第5章	<u> </u>	式会社防	災計画							第5章 東京急行電鉄株式会社防災計画						社名変更					
						.								7	l		1			0.0223	197		1.20	121 129803250	1	誤記修正
					路		東横線	1	黒線		都市線		井町線	-	l —	路線		東横線	1001	日黒浦		田園都		大井町線		
					l	区分 個所勢			延長(m)		延長(m)		延長(m)	-			箇月				延長	箇所数	延長 627 m	箇所数 延長		
					橋り		563m	<u>21</u>	556m	25	883m	18	519m	-	l	橋りょう高架橋			110 m	19	389 m	25	1,971 m	18 282 m 4 1,637 m		
273	7	5	2		高架		2,676m	<u>6</u>	1,862m	5	1,981m 561m	4	1,647m	-		市米間ずい道		12 2, 0		12	1,954 m	6	1,971 m	4 1,637 m	13	
					線路	-	3,580m		580m		592m	1	2, 162m	-	l	線路延長		3,580 m		3, 580	m	6, 679		2, 138 m		
					R.		(鉄骨)		鉄骨)		<u>552m</u> 鉄骨)		(鉄骨)	1		駅 舎		3 (鉄	骨)	8005100100	(鉄骨)	2074-073-03-0	(鉄骨)	3 (鉄骨)		
					その他		電所2	-	電所2		電所3		変電所1	1		その他施設		変電所2		変電所				変電所1		
273	7	5	3		全車両及 絡と通報 運行に支	無線の設置び全線になの迅速を障があると事故を未然	ったり列車 3り、円泊 : 認められ	骨な運行 1る場合	・設置し、 <u>行管理を行う、一斉</u>	<u>列車</u> <u>行うと</u> 指令に	乗務員と ともに、 より全	と運輸 災害 災害 の	司令所と が発生し <u>緊急</u> 停止	り の連 列車 を行	その他施設 変電所2 変電所2 変電所3 変電所1				也上	時点修正						

頁(修 正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
274	7	5	4		2 地震時における緊急措置 (1) 運転規制の内容 (運輸司令所長の取扱い) 震度 4 ・直ちに全列車の停止を指令する。 ・震動停止後、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置または規制区間の終端まで25㎞/ル以下の注意運転を指令する。 ・運転より進路等に異常がない旨、及び構造物等に異常がない旨確認後、速度規制を解除する。 ・運転より進路等に異常がない旨、及び構造物等に異常がない旨確認後、速度規制を解除する。 ・電気司令長より、電力管理システムにより、き電線、高圧配電線の送電に異常がない旨、および規制区間内の駅長・区長から運転に関わる施設等に異常がない旨報告を受けたのち、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置また規制区間内の終端まで25㎞/h以下の注意運転を指令する。 ・運転士より進路等に異常がない旨、及び電力司令長より構造物等に異常がない旨の報告を受けたのち、速度規制を解除する。 ・電気司令長より、規制区間内の構造物等に異常がない旨、及び巡回係員等による安全確認のうえ異常がない旨、並びに規制区間内の駅長・区長から構造物等に異常がない旨の報告を受けたのち、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置また規制区間内の終端まで25㎞/h以下の注意運転を指令する。・運転士より進路等に異常がない旨の報告を受けたのち、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置また規制区間内の終端まで25㎞/h以下の注意運転を指令する。・運転士より進路等に異常がない旨の報告を受けたのち、注意運転を解除す	2 地震時における緊急措置 (1) 運転規制の内容 (運輸司令所長の取扱い) 震度 4 ・直ちに全列車の停止を指令する。 ・震動停止後、2 5 km/h以下の注意運転を指令する。 ・構造物等に異常がない旨確認後、平常運転に復する。 ・電気司令長より送電設備、駅長・区長から運転に関わる施設等に異常のない旨報告を受けたのち、1 5 km/h以下の注意運転で、先行列車があった場所まで運転する。 ・乗務員及び駅長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は、2 5 km/h以下の注意運転を指令する。 ・電力司令長及び保線区長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は、平常運転に復する。 ・電力司令長及び保線区長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は、平常運転に復する。 ・電気司令長から構造物等に異常がない旨、巡回係員等の安全確認完了、報告を受け指示した場所まで時速25km/h以下の注意運転を指示、乗務員より異常がある旨の報告がない場合は平常運転に復する。	時点修正
274	7	5	4		る。 (2) 乗務員の対応 運転士は、強い揺れを感知したとき、または早期地震警報システムを受報したとき、及び運輸司令所長から地震が発生し列車を停止させるよう指示を受けたときは、橋梁、盛土部、隧道等をなるべく避け速やかに停止する。列車停止後、運輸司令所長から運転に関する指示がない場合は、周辺状況をよく確認し、最も安全と認められる取り扱いをする。	(2) 乗務員の対応 運転士は、進行中強い地震を感知した時、又は、運輸司令所長から停止指令 を受けた時。 ア 地上部においては、橋梁、盛土部、随道等をなるべく避けて直ちに停止す る。 イ 地下部においては、速度を25km/h以下まで低下させ駅に進入する。	時点修正
275	7	5	5		第5節 応急復旧計画 本社 <u>に事故・災害対策本部</u> を設置し、あらかじめ定められた組織に従い、 本部長の指示により復旧計画、輸送計画、情報の収集と発表、事故原因の究 明等を行い、早期復旧と適正対処を期する。	第5節 応急復旧計画 本社 <u>並びに現場に対策本部</u> を設置し、あらかじめ定められた組織に従い、本部長の指示により復旧計画、輸送計画、情報の収集と発表、事故原因の究明等を行い、早期復旧と適正対処を期する。	時点修正
276	7	6	2		1 路線の概況 当社の鉄道線は、本線(泉岳寺〜浦賀間)及び支線の空港線(京急蒲田〜羽田空港 <u>第1・第2</u> ターミナル間)、大師線(京急川崎〜小島新田間)、逗子線(金沢八景〜 <mark>逗子・葉山</mark> 間)、久里浜線(堀ノ内〜三崎口間)からなっており、その営業キロは、延長87.0kmである。このうち川崎市内に敷設された鉄道は約7kmである。	1 路線の概況 当社の鉄道線は、本線(泉岳寺〜浦賀間)及び支線の空港線(京急蒲田〜羽田空港 <mark>国内線</mark> ターミナル間)、大師線(京急川崎〜小島新田間)、逗子線(金沢八景〜 <u>新逗子</u> 間)、久里浜線(堀ノ内〜三崎口間)からなっており、その営業キロは、延長87.0kmである。このうち川崎市内に敷設された鉄道は約7kmである。	時点修正

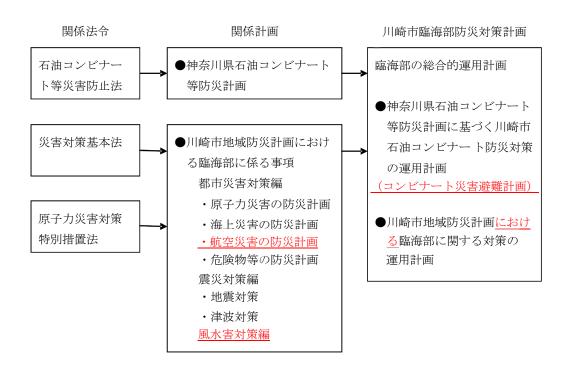
頁(正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
27	6 7	6	2		高架橋 10 (本10 大 0 1250m 大 0 m	高架橋 10 (本10 大0 1190m (大0 m)	時点修正
27	7 7	6	3		5 防災教育および各種訓練 (訓練項目) (1)列車の一旦停止訓練 (2)列車の減速運転訓練 (3)情報伝達訓練 (4)対策本部設置訓練 (5)安否登録訓練 (6)路切道改良促進法施工規則14条3項に基づく連絡訓練 (7)その他の教育訓練 (実施時期・回数) 9月に鉄道本部全体で防災訓練を実施するとともに、関係自治体等が実施する各種訓練等に参加する他、各種運動期間中に各職場ごとで訓練を実施する。 その他の教育訓練として、鉄道事故総合対応訓練、テロ対策訓練、津波避難誘導訓練、津波避難受入訓練を年1回実施する。	5 防災教育および各種訓練 (訓練項目) (1)通信訓練 (2)列車の一旦停止訓練 (3)列車の減速運転訓練 (4)非常招集訓練 (5)避難誘導訓練 (6)牧助訓練 (7)列車防護訓練 (8)情報伝達訓練 (9)対策本部設置訓練 (10)安否登録訓練 (11)鉄道事故復旧訓練 (12)その他 (実施時期・回数) 9月に鉄道本部全体で防災訓練を実施するとともに、関係自治体等が実施する各種訓練等に参加する他、各種運動期間中に各職場ごとで訓練を実施する。その他の訓練として、(新設)テロ対策訓練、津波避難誘導訓練、津遊難受入訓練を年1回実施する。	時点修正
27	7 7	6			_(第4節削除)_	<u>第4節 警戒宣言対策</u>	他の項目との整合
27	7 7	6	4		第 <u>4</u> 節 災害応急対策	第 <u>5</u> 節 災害応急対策	番号修正

頁(修正後)	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
281	7	6	5		第 <u>5</u> 節 応急復旧対策 (略) 2 防災機関および地域防災組織との連絡方法 <u>(削除)</u> 主に, <u>本章末資料2連絡系統図により実施する。</u>	第6m 応急復旧対策 (略) 2 防災機関および地域防災組織との連絡方法 判定会招集、警戒宣言発令等の情報収集は、主に、東京都から防 災行政無線による情報ならび報道機関からの情報とする。(本章 末資料2参照)	時点修正
282	7	6		正あり(別 添)	第6章 京浜急行電鉄株式会社防災計画 (表・図32)	第6章 京浜急行電鉄株式会社防災計画 (表・図)	時点修正
283	7	6		正あり(別 添)	第6章 京浜急行電鉄株式会社防災計画 (表・図33)	第6章 京浜急行電鉄株式会社防災計画 (表・図)	時点修正
284	7	7	2	正あり(別 添)	第7章 京王電鉄株式会社防災計画 (表・図34)	(表・図)	時点修正
286	7	7	5	表や図の修 正あり(別 添)	第7章 京王電鉄株式会社防災計画 (表・図35)	第7章 京王電鉄株式会社防災計画 (表・図)	時点修正
287	7	8	3		第3節 事前対策 1 各施設の耐震性強化等整備計画 構造物の設計は、社内制定の鉄道技術実施基準に基づくほか、関係法令を 準拠して実施する。 また、構造物、建築物及び設備等の点検は、社内制定の鉄道技術実施基準 に基づき定期的に実施し、機能の維持に努める。 2 早期地震警報システムの運用 早期地震警報システムを運輸司令所に設置しており、当社鉄道施設への被 害を予測した場合、緊急信号を発報し列車を停止させる。 (略) 4 通信(連絡) 手段の確保 自社設備の列車無線、(削除) 鉄道内線電話、専用回線電話、現場携帯端 子電話及び外部設備の衛星携帯電話、NTT固定電話、携帯電話を配置する。	第3節 事前対策 1 各施設の耐震性強化等整備計画 構造物の設計は、社内制定の鉄道技術実施基準に基づくほか、関係法令を 準拠して実施する。 また、構造物、建築物及び設備等の点検は、社内制定の鉄道技術実施基準 に基づき定期的に実施し、健全性の確保 に努める。 2 早期地震警報システムの運用 早期地震警報システムを運輸司令所に設置しており、緊急地震速報を受信した場合、緊急信号を発報し列車を停止させる。 (略) 4 通信(連絡) 手段の確保 自社設備の列車無線、保守無線、鉄道内線電話、専用回線電話、現場携帯端子電話及び外部設備の衛星携帯電話、NTT災害時優先電話、携帯電話を配置する。	時点修正等

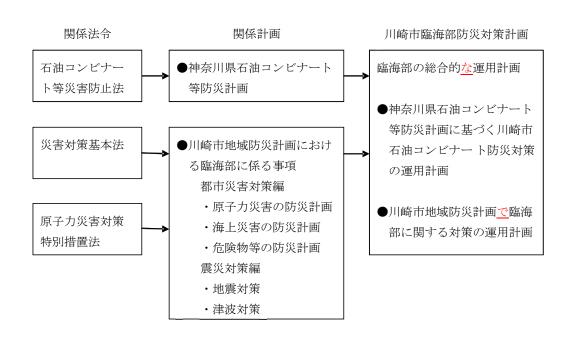
頁(修正後	部	章	節	①表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
288	3 7	8	4		2 発災直後における運転取扱 (略) (2) 地震計の計測値が40ガル以上99ガル以下の場合 (略) ④ 異常を認めない区間より平常運転に復す。	2 発災直後における運転取扱 (略) (2) 地震計の計測値が40ガル以上99ガル以下の場合 (略) <u>(新設)</u>	時点修正
290	7	8		表や図の修 正あり(別 添)	第8章 小田急電鉄株式会社防災計画 (表・図36)	第8章 小田急電鉄株式会社防災計画 (表・図)	時点修正

(表・図1)

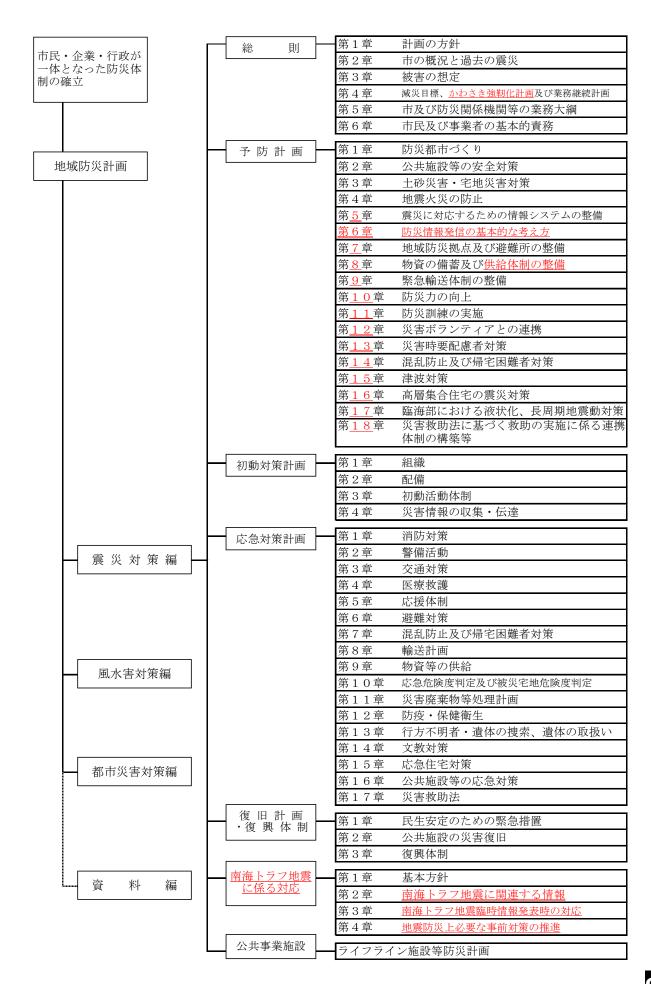
【修正後】



【修正前】



【修正後】



	総則	- 第1章	計画の方針
「民・企業・行政が	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	第2章	市の概況と過去の震災
-体となった防災体 の確立		第3章	被害の想定
」びが能立。		第4章	減災目標、地震防災戦略及び業務継続計画
		第5章	市及び防災関係機関等の業務大綱
		第6章	市民及び事業者の基本的責務
	- rt 31 -	竺 1 辛	『十((**** 士 ご /) N
	予防計画	第1章	防災都市づくり
地域防災計画		第2章	公共施設等の安全対策
		第3章	土砂災害・宅地災害対策
		第4章	地震火災の防止
		第5章	震災に対応するための情報システムの整備
		第 <u>6</u> 章	地域防災拠点及び避難所の整備
		第 <u>7</u> 章	物資の備蓄及び <mark>協定</mark>
		第 <u>8</u> 章	緊急輸送体制の整備
		第 <u>9</u> 章	防災力の向上
		第 <u>10</u> 章	防災訓練の実施
		第 <u>11</u> 章	災害ボランティアとの連携
		第 <u>12</u> 章	災害時要配慮者対策
		第 <u>13</u> 章	混乱防止及び帰宅困難者対策 津波対策
		第 <u>14</u> 章	77 10 27 47 77
		第 <u>15</u> 章	高層集合住宅の震災対策 臨海部における液状化、長周期地震動対策
		第 <u>16</u> 章 第17章	災害救助法に基づく救助の実施に係る連
		70 <u>1 1 </u>	体制の構築等
	初動対策計画	第1章	組織
		第2章	配備
		第3章	初動活動体制
		第4章	災害情報の収集・伝達
	応急対策計画	第1章	消防対策
最似 4 然 炉	78 78 73 7 K H I E	第2章	警備活動
─ 震災対策編 ─		第3章	交通対策
		第4章	医療救護
		第5章	応援体制
		第6章	避難対策
		第7章	混乱防止及び帰宅困難者対策
		第8章	輸送計画
			Han 1/27 1/27 1/27 1/27 1/27 1/27 1/27 1/27
周水宝分等短		第9章	物資等の供給
		第9章 第10章	物質等の供給 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定
風水害対策編		21.	
風水害対策編		第10章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定
— 風水害対策編		第10章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画
— 風水害対策編		第10章 第11章 第12章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画 防疫・保健衛生
		第10章 第11章 第12章 第13章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画 防疫・保健衛生 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い
風水害対策編 都市災害対策編		第10章 第11章 第12章 第13章 第14章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画 防疫・保健衛生 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い 文教対策
		第10章 第11章 第12章 第13章 第14章 第15章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画 防疫・保健衛生 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い 文教対策 応急住宅対策
	復旧計画	第10章 第11章 第12章 第13章 第14章 第15章 第16章 第17章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画 防疫・保健衛生 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い 文教対策 応急住宅対策 公共施設等の応急対策 災害救助法
	復 旧 計 画 ・復 興 体 制	第10章 第11章 第12章 第13章 第14章 第15章 第16章 第17章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画 防疫・保健衛生 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い 文教対策 応急住宅対策 公共施設等の応急対策 災害救助法 民生安定のための緊急措置
		第10章 第11章 第12章 第13章 第14章 第15章 第17章 第17章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画 防疫・保健衛生 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い 文教対策 応急住宅対策 公共施設等の応急対策 災害救助法 民生安定のための緊急措置 公共施設の災害復旧
	・復興体制	第10章 第11章 第12章 第13章 第14章 第15章 第16章 第17章 第1章 第1章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画 防疫・保健衛生 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い 文教対策 応急住宅対策 公共施設等の応急対策 災害救助法 民生安定のための緊急措置 公共施設の災害復旧 復興体制
都市災害対策編	・復興体制	第10章 第11章 第12章 第13章 第14章 第15章 第17章 第17章 第1章 第1章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画 防疫・保健衛生 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い 文教対策 応急住宅対策 公共施設等の応急対策 災害救助法 民生安定のための緊急措置 公共施設の災害復旧 復興体制
	・復興体制	第10章 第11章 第12章 第13章 第14章 第15章 第17章 第17章 第1章 第1章 第1章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画 防疫・保健衛生 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い 文教対策 応急住宅対策 公共施設等の応急対策 災害救助法 民生安定のための緊急措置 公共施設の災害復旧 復興体制 基本方針 東海地震に関連する情報及び警戒宣言
都市災害対策編	・復興体制	第10章 第11章 第12章 第13章 第14章 第15章 第17章 第17章 第1章 第1章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画 防疫・保健衛生 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い 文教対策 応急住宅対策 公共施設等の応急対策 災害救助法 民生安定のための緊急措置 公共施設の災害復旧 復興体制 基本方針 東海地震に関連する情報及び警戒宣言 東海地震に関連する調査情報発表から警戒宣
都市災害対策編	・復興体制	第10章 第11章 第12章 第13章 第14章 第15章 第17章 第17章 第15章 第17章 第1章章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画 防疫・保健衛生 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い 文教対策 応急住宅対策 公共施設等の応急対策 災害救助法 民生安定のための緊急措置 公共施設の災害復旧 復興体制 基本方針 東海地震に関連する情報及び警戒宣言 東海地震に関連する調査情報発表から警戒宣 発令(東海地震予知情報発表)までの対応措置
都市災害対策編	・復興体制	第10章 第11章 第12章 第13章 第14章 第15章 第17章 第17章 第1章 第1章 第1章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画 防疫・保健衛生 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い 文教対策 応急住宅対策 公共施設等の応急対策 災害救助法 民生安定のための緊急措置 公共施設の災害復旧 復興体制 基本方針 東海地震に関連する情報及び警戒宣言 東海地震に関連する調査情報発表から警戒宣 発令(東海地震予知情報発表)までの対応措置
都市災害対策編	・復興体制	第10章 第11章 第12章 第13章 第14章 第15章 第15章 第2章 第3章 第3章 第3章 第4章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画 防疫・保健衛生 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い 文教対策 応急住宅対策 公共施設等の応急対策 災害救助法 民生安定のための緊急措置 公共施設の災害復旧 復興体制 基本方針 東海地震に関連する情報及び警戒宣言 東海地震に関連する調査情報発表から警戒宣 発令(東海地震予知情報発表)までの対応措置 警戒宣言発令(東海地震予知情報発表)時の 応措置
都市災害対策編	・復興体制	第10章 第11章 第12章 第13章 第14章 第15章 第17章 第17章 第15章 第17章 第1章章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 災害廃棄物等処理計画 防疫・保健衛生 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い 文教対策 応急住宅対策 公共施設等の応急対策 災害救助法 民生安定のための緊急措置 公共施設の災害復旧 復興体制 基本方針 東海地震に関連する情報及び警戒宣言 東海地震に関連する調査情報発表から警戒宣 発令(東海地震予知情報発表)までの対応措置

(表•図3)

【修正後】

削除(以下の記載を資料編に移行)

人口・世帯数の推移

各年10月1日現在

/ ن الل	, H	人口	1116 111 **/-	
年別	人口	実 数	増加率(%)	世帯数
令和2年	1,538,262	-*	-*	747,452
3年	1,540,340	2,078	0.14	755,433
4年	1,540,890	550	0.04	762,765
5年	1,545,604	4,714	0.31	772,375
6年	1,551,788	6,184	0.40	784,086

※令和 2 年度は国勢調査結果の数値であり、前年との増減数、増加率を計算することができないため「-」と表記しています。

区別面積と人口

令和6年10月1日現在

区	面積(k㎡)	人口 (人)	人口密度(人/k㎡)
川崎区	40. 25	231, 748	5, 758
区役所	6.17	103,241	16,733
大師支所	22.85	77,684	3,400
田島支所	11.23	50,823	4,526
幸区	10. 09	173, 848	17, 230
区役所	5.98	105,266	17,603
日吉出張所	4.11	68,582	16,687
中原区	14. 81	267, 917	18, 090
高津区	17. 10	235, 744	13, 786
区役所	10.73	139,811	13,030
橘出張所	6.37	95,933	15,060
宮前区	18. 60	234, 713	12, 619
区役所	11.02	166,232	15,085
向丘出張所	7.58	68,481	9,034
多摩区	20. 39	227, 464	11, 156
区役所	14.93	170,883	11,446
生田出張所	5.46	56,581	10,363
麻生区	23. 11	180, 354	7, 804
計	144.35	1,551,788	10,750

[※]この世帯数と人口は国勢調査を基数とし、以後の住民基本台帳の増減を加減して推算したものです。 また、人口密度の算出に使用している面積は、川崎市が公表している数値です。

参考 この表は、工業専用地域を含む町丁の面積及び人口を除いている

令和6年9月末日現在

区	面積(㎢)	人口 (人)	人口密度(人/kui)
川崎区	14. 68	231, 925	15, 796
区役所	5.82	103,855	17,835
大師支所	6.17	77,451	12,556
田島支所	2.69	50,619	18,810

※面積は、「町丁別面積 (総務省統計局「地図で見る統計 (統計 GIS)」の数値)」による。 ※人口は、住民基本台帳人口による。

【修正前】

人口・世帯数の推移

各年10月1日現在

左 即		人口均	世帯数	
年 別	人口	実 数	増加率(%)	世帝毅
25 年	1, 448, 196	9, 032	0.63	678, 310
26 年	1, 461, 043	12, 847	0.89	687, 843
27 年	1, 475, 213	- ₩	-※	691, 837
28 年	1, 489, 477	14, 264	0. 97	703, 945
29 年	1, 503, 690	14, 213	0. 95	716, 470

※平成27年度は国勢調査結果の数値であり、前年との増減数、増加率を 計算することができないため「一」と表記しています。

区別面積と人口

平成 29 年 10 月 1 日現在

区	面積(㎢)	人口 (人)	人口密度(人/ km²)
川崎	40. 25	229, 653	5, 706
幸	10. 09	165, 974	16, 449
中原	14. 81	254, 156	17, 161
高津	17. 10	230, 507	13, 480
宮前	18. 60	229, 481	12, 338
多摩	20. 39	216, 681	10, 627
麻生	23. 11	177, 238	7, 669
計	144. 35	1, 503, 690	10, 417

(表・図4)

【修正後】

【かわさき強靭化計画における減災目標】

項目	<u>目標(令和7年度)</u>
<u>地震による</u> <u>死者</u>	川崎市直下の地震 (平成 21 年度想定) で想定される死者の数 (約 1,140人) を約 480人とする
<u>津波による</u> <u>死者</u>	慶長型地震において想定される津波による死者の数(約5,820人)を ゼロとする

【かわさき強靭化計画の概要】

- 1 基本目標
- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興
- 2 リスクシナリオ等

事前に備えるべき目 標 _(カテゴリー)_		<u>リスクシナリオ</u> <u>(起きてはならない最悪の事態)</u>	
1	直接死を防ぐ	<u>1-1</u>	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設 の倒壊による死傷者の発生
		<u>1-2</u>	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者 の発生
		<u>1-3</u>	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
		<u>1-4</u>	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生
		<u>1-5</u>	土砂災害等による死傷者の発生
	救助・救急、医療 活動が迅速に行 われるとともに、 被災者等の健康・ 避難生活環境を 確実に確保する	<u>2-1</u>	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギ 一供給の停止、被災による治安の悪化
9		2-2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2		2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		<u>2-4</u>	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー 供給の途絶による医療機能の麻痺

<u>事前に備えるべき目</u> <u>標</u>		<u>リスクシナリオ</u> _(起きてはならない最悪の事態)_	
(<u>カテゴリー)</u> 		
		2-5	被災地域における疾病・感染症等の大規模発生、新たな感染症の感染拡
		2 5	<u>大</u>
			劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・
		<u>2-6</u>	死者の発生
	 必要不可欠な行		
<u>3</u>	政機能は確保す		 市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下
<u> </u>			TO KATALO E KATA WEEK 1 V IKAN 1 1 KATALO WILL VALUE WEEK 1
	<u>5.</u>		叶似。似点相点,以更为这是 / x 之 a a c c c c c c c c c c c c c c c c c
	必要不可欠な情	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止、テレビ・ラジオ
4	報通信機能・情報		放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
_	サービスは確保	4-2	必要な情報収集・発信の不備・遅延等により、住民の避難行動や救助が遅
	<u>する。</u>	12	<u>れる事態</u>
		<u>5-1</u>	サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下
		- o	<u>エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持へ</u>
	経済活動を機能 不全に陥らせな い	<u>5-2</u>	の甚大な影響
<u>5</u>		<u>5-3</u>	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		<u>5-4</u>	海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響
		<u>5-5</u>	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		<u>5-6</u>	工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	<u>ライフライン、燃</u>	C 1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・
		<u>6-1</u>	LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	料供給関連施設、	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	交通ネットワー	<u> </u>	上が足すったが同じった。
<u>6</u>	ク等の被害を最	<u>6-3</u>	<u>汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</u>
	小限に留めると		基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停
	ともに、早期に復	<u>6-4</u>	上
	旧させる		<u> </u>
		<u>6-5</u>	<u>防災インフラの長期間にわたる機能不全</u>
7	制御不能な複合	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による死傷者の発生
	災害・二次災害を	1 1	<u>他成に正ノ中国地ツ八州共八火ツガエによる先陽有ツガエ</u>
	発生させない	<u>7-2</u>	海上・臨海部の広域複合災害の発生

事前に備えるべき目 標 (カテゴリー)		<u>リスクシナリオ</u> (起きてはならない最悪の事態)	
			沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没によ <u>る交通麻痺</u>
		<u>7-4</u>	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による死傷者 の発生
		<u>7-5</u>	有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃
		<u>8-1</u>	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		<u>8-2</u>	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8	り強靱な姿で復 興できる条件を 整備する	<u>8-3</u>	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・ 復興が大幅に遅れる事態
		<u>8-4</u>	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有 形・無形の文化の衰退・損失
		<u>8-5</u>	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		<u>8-6</u>	風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚 大な影響

【修正前】

【<u>川崎市地震防災戦略</u>における減災目標】

<u>項 目</u>	<u>減 災 目 標</u>
<u>死者</u>	計画期間 (平成 32 年度まで) のできるだけ早期に、川崎市直下の地震 (平成 21 年度想定) で想定される死者数の概ね半減 約1,140人 ⇒ (平成 27 年度時点 849 人) ⇒ 約 570 人
津波被害	<u>慶長型地震で想定される津波による死者数ゼロを目標とする。</u> 約5,820 人 ⇒ 約0人

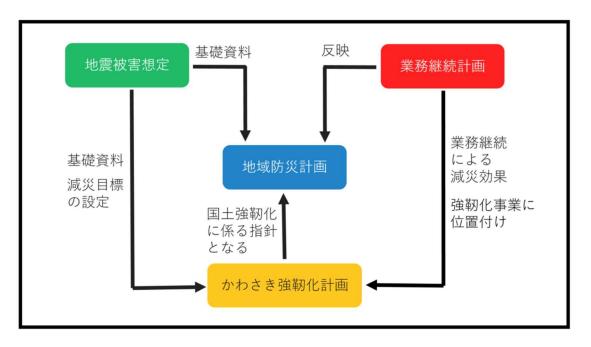
【川崎市地震防災戦略における具体的な取組】

基本目標	施策の柱	<u>行動計画</u>
地震に強いまちづくりの推進	I 耐震化の推進	1 一般建築物の耐震化促進
《人的被害・直接経済被害の減		2 学校施設の耐震化
少》		3 公共施設の耐震化
2 "		4 公共構造物の耐震化
		5 上下水道施設の耐震化
		6 造成地の耐震化
	Ⅱ 消防署所等の整備	7 消防署所等の整備
	Ⅲ 防災住環境の整備	8 地域の不燃化促進
		9 身近な危険回避対策
		10 交通障害の防止
		11 高層住宅対策
	IV 臨海部等の安全対策	12 コンビナート対策
		<u>13 液状化対策</u>
		14 長周期地震動対策の推進
地域防災力の向上	V 地域における防災環境の整	15 地域防災力・活動実効力の向
《被害軽減を促進するための防	<u>備</u>	<u>上</u>
災力の向上》		16 企業防災の促進
	VI 企業等との連携強化	17 企業との連携
		18 ボランティアとの連携
	Ⅵ 防災意識の醸成	19 地震防災に関する調査・研究
		の実施
		20 防災教育活動の推進
		21 防災研修環境の整備
市民生活の安定と都市復興	Ⅷ 行政機能の保持	22 行政の業務継続力の向上
《震災からの回復力の向上》		23 情報収集処理・広報の強化・
		<u>運用</u>
		24 受援体制の整備
		25 燃料供給対策
	IX 医療救護体制の整備	26 医療救護体制の強化・運用
	X 避難対策の推進	27 応急危険度判定体制の整備

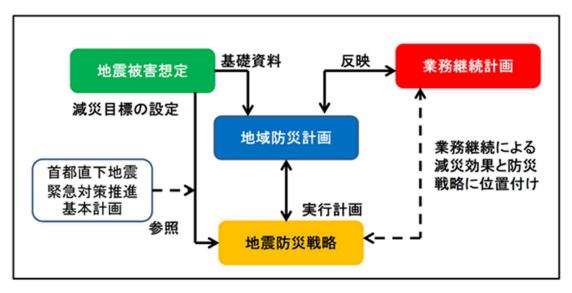
 1	
	28 空地・避難路の確保
	29 避難所等の施設の確保
	30 津波対策の推進
	31 土砂災害避難対策等の推進
	32 避難所運営体制の整備
	33 帰宅困難者対策の推進
XI 災害時要援護者対策の推	34 災害時要援護者対策の推進
<u>進</u>	
X II 生活安定対策の推進	35 生活環境の確保
	36 飲料水・食料等の確保
	37 遺体取扱の体制確立
	38 廃棄物処理体制の確立
<u>XⅢ</u> 都市の復興	39 復興に向けた取組の推進

(表・図5)

【修正後】



【修正前】



(表・図6)

【修正後】

第1節 川崎市

- 1 地震対策計画の策定
- 2 地震防災に関する施設及び組織の整備
- 3 防災知識の普及及び教育
- 4 防災訓練の実施
- 5 南海トラフ地震臨時情報の収集伝達及び広報
- 6 自主防災組織等地域防災体制の整備推進
- 7 避難対策及び児童生徒等の保護対策
- 8 被害の拡大防止対策
- 9 罹災者の救助、救護及び医療
- 10 清掃及び防疫
- 11 障害物の除去及び輸送
- <u>12</u> 遺体の処理
- 13 飲料水、食料及び生活必需品の確保
- <u>14</u> 文教対策
- 15 災害救助法に基づく被災者の救助
- 16 災害用物資、資機材の備蓄及び整備
- 17 住宅対策
- 18 その他震災応急対策の準備及び実施

川崎

市

【修正前】

第1節 川崎市

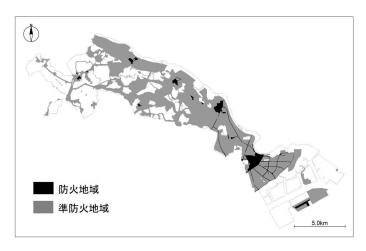
- 1 地震対策計画の策定
- 2 地震防災に関する施設及び組織の整備
- 3 防災知識の普及及び教育
- 4 防災訓練の実施
- 5 <u>警戒宣言発令前の東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報等</u>の収集伝達及 び広報
- 6 地震防災応急計画の作成指導、届け出の受理
- 7 自主防災組織等地域防災体制の整備推進
- 8 避難対策及び児童生徒等の保護対策
- 9 被害の拡大防止対策
- 10 罹災者の救助、救護及び医療
- <u>11</u> 清掃及び防疫
- 12 障害物の除去及び輸送
- <u>13</u> 遺体の処理
- 14 飲料水、食料及び生活必需品の確保
- <u>15</u> 文教対策
- 16 災害救助法に基づく被災者の救助
- 17 災害用物資、資機材の備蓄及び整備
- <u>18</u> 住宅対策
- 19 その他震災応急対策の準備及び実施

川崎

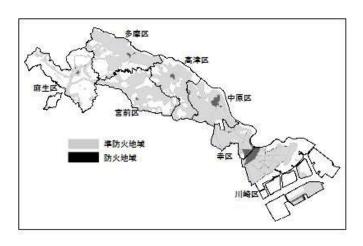
市

(表・図7)

【修正後】



【修正前】



(表・図8)

資料 川崎市都市計画概要表

【修正後】

ア市域面積	14, 435 ha
イ 都市計画区域	14, 435 ha
(ア) 市街化区域	12, 728 ha
(4) 市街化調整区域	1,707 ha
ウ 用途地域等指定面積及び割合	
(7) 用途地域	
a 第一種低層住居専用地域	2,749 ha (21.6 %)
b 第二種低層住居専用地域	15 ha (0.1 %)
c 第一種中高層住居専用地域	2, 209 ha (17.3 %)
d 第二種中高層住居専用地域	432 ha (3.5 %)
e 第一種住居地域	<u>1,394</u> ha (11.0 %)
f 第二種住居地域	942 ha (7.4 %)
g 準住居地域	632 ha (5.0 %)
h 近隣商業地域	<u>621</u> ha (4.9 %)
i 商業地域	806 ha (6.3 %)
j 準工業地域	<u>683</u> ha (5.3 %)
k 工業地域	<u>461</u> ha (3.7 %)
1 工業専用地域	1,782 ha (14.0 %)
(イ) 防火地域及び準防火地域	
a 防火地域	<u>552</u> ha
b 準防火地域	<u>6,888</u> ha
(ウ) 高 度 地 区	
a 第1種高度地区	<u>2, 765</u> ha
b 第2種高度地区	<u>2,640</u> ha
c 第3種高度地区	<u>3,924</u> ha
d 第4種高度地区	<u>461</u> ha
(工)都市計画道路	
a 自動車専用道路 3路線延長	23, 150 m
b 幹 線 街 路 <u>74</u> 路線延長	<u>274, 710</u> m
c 区 画 街 路 11 路線延長	3,890 m
d 特殊 街路 14 路線延長	3,810 m
(オ)都市計画公園 緑地	

<u>令和6</u>年<u>4</u>月現在

a公園320 箇所面積197.65 hab緑地39 箇所面積797.9 ha(カ) その他

【修正前】 資料

川崎市都市計画概要表

ア市域面積	14, 435 ha
イ 都市計画区域	14, 435 ha
(7) 市街化区域	12, 728 ha
(4) 市街化調整区域	1,707 ha
ウ 用途地域等指定面積及び割合	
(7) 用途地域	
a 第一種低層住居専用地域	2,753 ha (21.6 %)
b 第二種低層住居専用地域	15 ha (0.1 %)
c 第一種中高層住居専用地域	<u>2,205</u> ha (17.3 %)
d 第二種中高層住居専用地域	442 ha (3.5 %)
e 第一種住居地域	<u>1,397</u> ha (11.0 %)
f 第二種住居地域	938 ha (7.4 %)
g 準住居地域	632 ha (5.0 %)
h 近隣商業地域	<u>623</u> ha (4.9 %)
i 商業地域	802 ha (6.3 %)
j 準工業地域	<u>673</u> ha (5.3 %)
k 工業地域	465 ha (3.7 %)
1 工業専用地域	1,782 ha (14.0 %)
(イ) 防火地域及び準防火地域	
a 防火地域	<u>549</u> ha
b 準防火地域	<u>6,887</u> ha
(ウ) 高 度 地 区	
a 第1種高度地区	2,769 ha
b 第2種高度地区	<u>2,647</u> ha
c 第3種高度地区	<u>3,915</u> ha
d 第4種高度地区	<u>465</u> ha
(エ) 都市計画道路	
a 自動車専用道路 3路線延長	23, 150 m
b 幹 線 街 路 <u>73</u> 路線延長	<u>274, 720</u> m
c 区 画 街 路 11 路線延長	3,890 m
d 特 殊 街 路 14 路線延長	3,810 m
(オ)都市計画公園 緑地	
a 公 園 <u>321</u> 箇所 面積	<u>198</u> ha

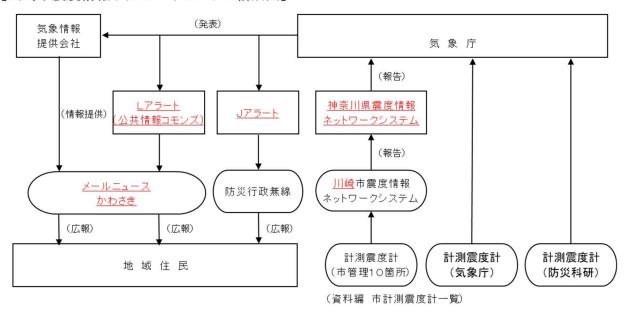
<u>平成 29</u>年 <u>12</u>月現在

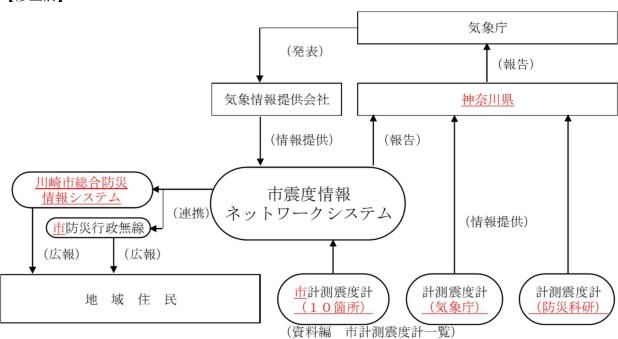
b 緑 地 39 箇所 面積 (カ) そ の 他 <u>797</u> ha

(表・図9)

【修正後】

【川崎市震度情報ネットワークシステム構成図】

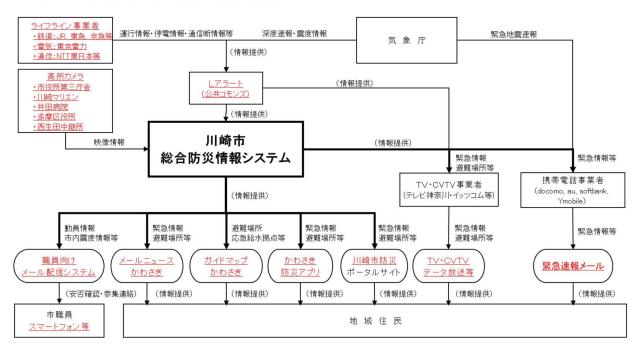


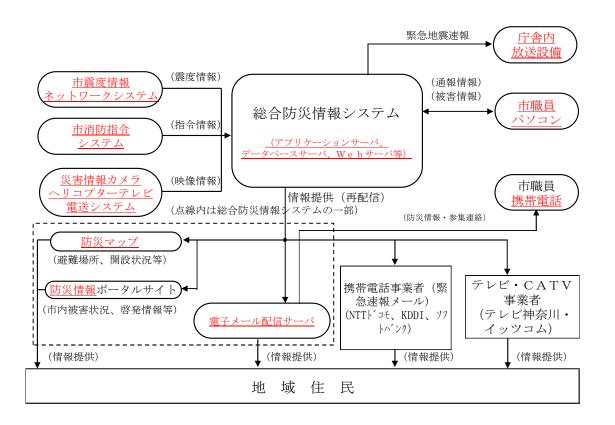


(表・図10)

【修正後】

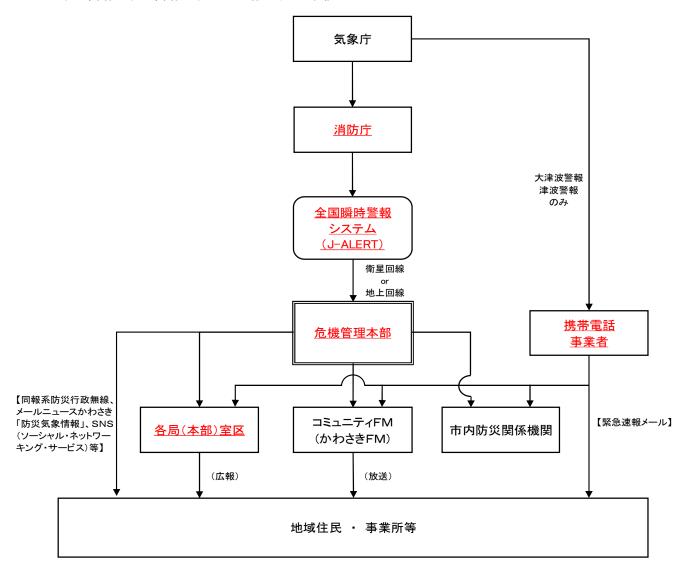
【川崎市総合防災情報システム構成図(震災対策用)】

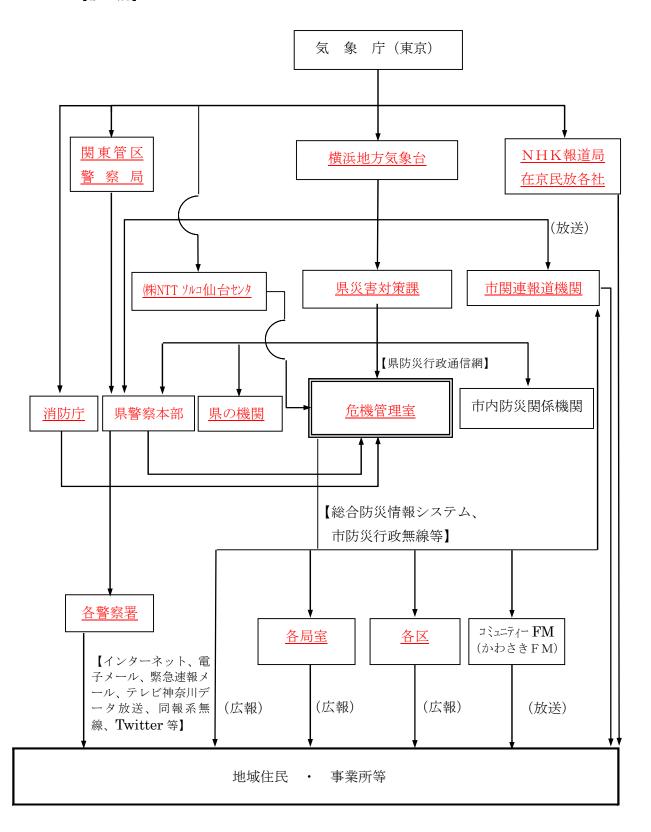




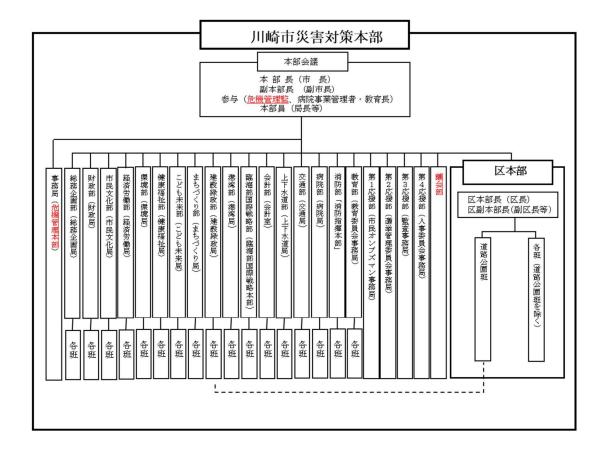
(表・図11)

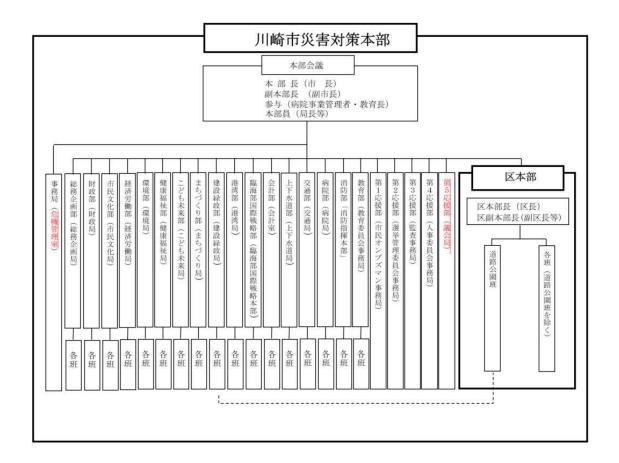
<大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統図>





(表・図12)





(表・図13)

【修正後】

(1) 配備体制及び基準

名 称	基準	配備区分	参集	備 考
		予め指定された <u>危機管理本部員</u>		・被害はほとんど発 生しないと想定さ
川崎市災	川崎市内で震度 5弱の地震があったとき(※)	指示を受けた ・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員 ・応急対策要員 ・避難所運営要員	指示による参 集	れるが、情報収集 体制と市民からの 問合せ等の対応を 強化する。
崎市災害警戒体制	川崎市内で震度	・ <u>危機管理本部員</u> ・予め指定された 本部要員及び区 本部要員	自動参集	・被害状況の把握と
	5強の地震があったとき(※)	指示を受けた ・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員 ・応急対策要員 ・避難所運営要員	指示による参 集	市民からの陳情等への対応を強化する。
災害対策本部	川崎市内で震度 6弱以上の地震 があったとき (※)	全 職 員	自動参集	・物資拠点運営要員 については、情報 収集等の後、本部 長の指示により指 定された地域内輸 送拠点等に参集

^{※「}川崎市内で震度〇〇の地震があったとき」とは、市内観測所の1箇所以上で当 該震度を計測したとき

南海トラフ地震臨時情報発表時

<u>名 称</u>	<u>基</u> 準	配備区分	<u>参集</u>	<u>備 考</u>
災害警戒体制	南海トラフ地震 臨時情報発表時	予め指定された 危機管理本部員	自動参集	

大津波警報・津波警報・津波注意報発表時

名 称	基準	配備区分	参集	備考
災害警戒体	津波予報区「東京 湾内湾」に津波注	予め指定された <u>危機管理本部員</u>	自動参集	・情報収集体制と市民か
体制	戒 体 制意報が発表され たとき指示を受 ・本 ・区 ・区		指示による 参集	らの問合せ等の対応 を強化する。
	津波予報区「東京湾内湾」に津波警報が発表され	・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員 ・選難所運営要員 ただし、中原区、高津区、 宮前区、多摩区、麻生区 内に参集する要員を除 く	自動参集	
川崎市災害対策本部	たとき	中原区、高津区、宮前区、 多摩区、麻生区の予め指 定された区本部要員		
		上記以外の職員	指示による 参集	
	津波予報区「東京 湾内湾」に大津波 警報が発表され たとき	全 職 員	自動参集	・物資拠点運営要員については、情報収集等の後、本部長の指示により指定された地域内輸送拠点等に参集

(1) 配備体制及び基準

名 称	基	準	配備区分	参集	備考	
			予め指定された <u>危機管理室員</u>	自動参集	・被害はほとんど 発生しないと想	
川崎市災			指示を受けた ・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員 ・応急対策要員 ・避難所運営要員	指示による 参集	定されるが、情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。	
市災害警戒体制	川崎市広	で雲帝	 ・<u>危機管理室員</u> ・予め指定され た本部要員及 び区本部要員 		・被害状況の把握	
1129	川崎市内で震度 5強の地震があったとき(※)	指示を受けた ・本部要員 ・区本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員 ・応急対策要員 ・避難所運営要員	指示による 参集	と市民からの陳 情等への対応を 強化する。		
災害対策本部	川崎市内 6弱以上 があった (※)	の地震	全職員	自動参集		

^{※「}川崎市内で震度○○の地震があったとき」とは、市内観測所の1箇所以上で 当該震度を計測したとき

東海地震に関連する情報発表時

<u>名 称</u>	基準	配備区分	<u>参集</u>	備考
災害警戒体制	東海地震に関連 する調査情報 (臨時)発表時	<u>予め指定された</u> <u>危機管理室員</u>	自動参集	

東海地震警戒本部	東海地震 注意情報発表時	・本部要員・区本部要員	自動参集	
災害対策本部	東海地震 予知情報発表時	・本部要員・区本部要員・区業務継続要員	自動参集	
部	警戒宣言発令時	上記以外の職員	<u>指示による</u> <u>参集</u>	

※令和元年5月31日より気象庁により「南海トラフ地震臨時情報」が発表される仕組みが運用されたことに伴い、当面の間、表中の「東海地震に関連する調査情報(臨時)」は「南海トラフ地震臨時情報」に読み替えて運用するものとする。

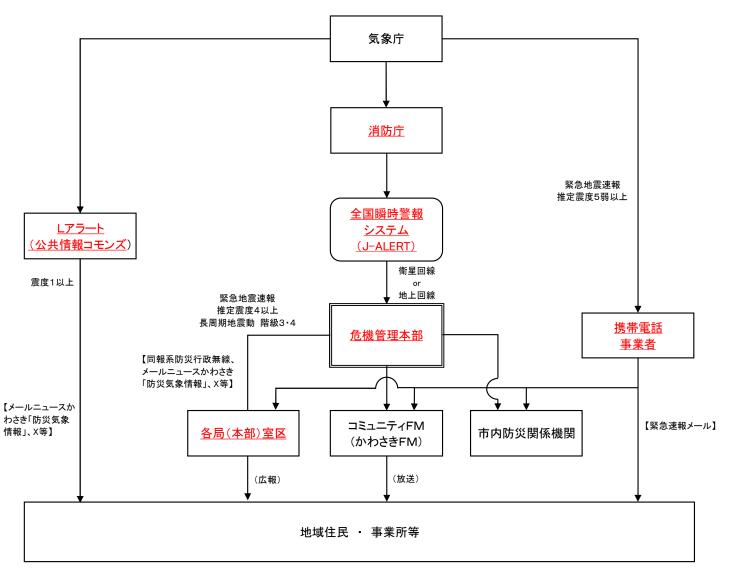
大津波警報・津波警報・津波注意報発表時

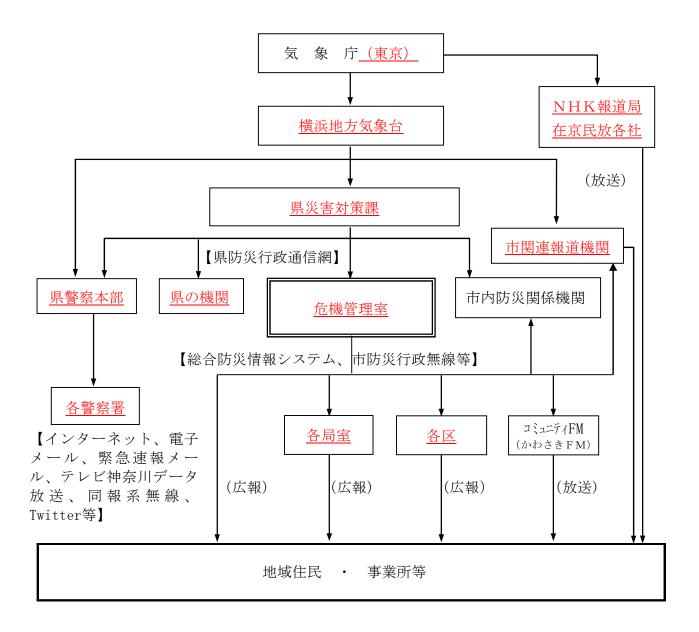
名 称	基準	配備区分	参集	備	考
災害警戒体	 津波予報区「東京 湾内湾」に津波注	予め指定された <u>危機管理室員</u>	白		制と市民か
体制	意報が発表され たとき	指示を受けた ・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員	指示による 参集	らの問合。を強化する	せ等の対応 。
川崎市災害対策本部	津波予報区「東京 湾内湾」に津波 警報が発表され たとき	宮前区、多摩区、麻生区	自 動 参 集		
部		中原区、高津区、宮前区、 多摩区、麻生区の予め指 定された区本部要員			

	Ŀ	記以外の職員	指示による 参集	
津波予報 湾内湾」に 警報が発 たとき	大津波	職員	自動参集	

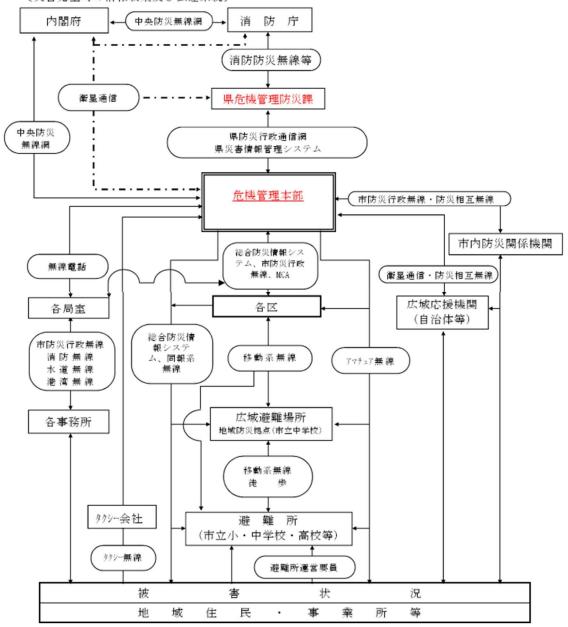
(表・図14) 【修正後】

<地震関連情報等の伝達系統図>

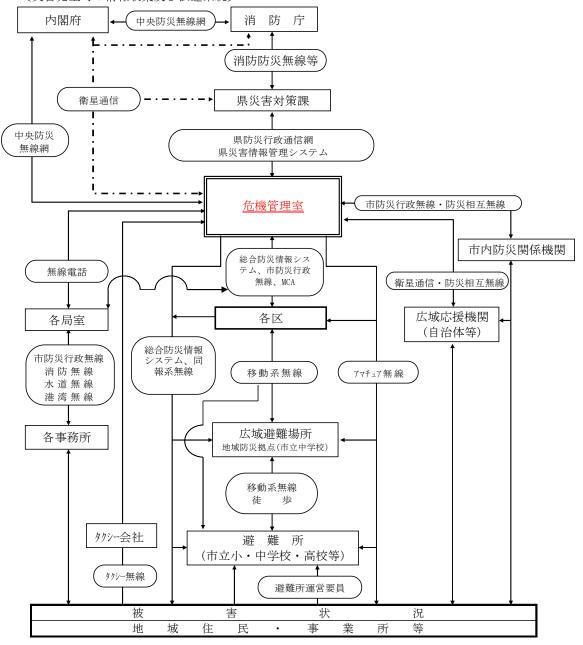




[災害発生時の情報収集及び伝達系統]







(表・図15)

【修正後】

放送手段	<u>自動放送</u>	<u>手動放送</u>	放送内容
<u>緊急地震速報</u> (推定震度4以上または長周期 地震動階級3・4)	O		<u>緊急地震速報。地震がきます。ご注意く</u> <u>ださい。</u>
<u>津波注意報</u>	Q		津波注意報が発表されました。ただちに 海や川から離れてください。注意報が解 除されるまで、海や川には近づかないで ください。
津波警報	Q		津波警報が発表されました。高い津波が 予想されます。ただちに海や川から離れ てください。津波避難施設やビルなど3階 以上に避難してください。津波は繰り返し 襲ってきます。警報が解除されるまで、安 全な場所から離れないでください。
大津波警報	Q		大津波警報が発表されました。高い津波が予想されます。ただちに海や川から離れてください。津波避難施設やビルなど3階以上に避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。
ライフライン関係		<u>O</u>	(大規模事故等)
誤報		<u>O</u>	(自動放送の誤動作に伴う訂正放送)
南海トラフ地震に関連する情報		0	(臨時情報)

放送手段	手動	放送	自動放送 (全市一斉)
被害有無通報区分	被害:多数	被害:無・少	
震度4	(選択ボタン:全市一斉) 震度情報・被害情報		
震度 5 弱			安全確認情報 「ただいま、川崎市内に
震度5強	(選択ボタン:全市一斉) 震度情報、被害情報		強い地震がありました。 火の元や身の安全に気を つけ、落ち着いて行動し てください。」
震度 6 弱以上	(選択ボタン:緊急一斉) 震度情報、被害情報、避難に 情報 (地震発生後は、サイレン)	注意喚起情報 「ただいま、大変強い 地震がありました。火を 消してください。あわて て、外に飛び出さないで ください。落ち着いて行動してください。」	
津 波	(選択ボタン:川崎区、対象・津波注意報・大津波・津波警報(サイキ音声とする)		
ライフライン	(選択ボタン:対象地区一 ・「大規模事故に係る防災		
誤 報	(選択ボタン:対象地区一 誤報訂正情報(自動放送の		
東海地震 予知情報 南海トラフ地震に	(選択ボタン:全市一斉)・東海地震注意情報・東海地震予知情報・警戒宣言(サイレン吹鳴する)(選択ボタン:全市一斉)		
関連する情報	・臨時情報		

(表・図16)

市内の災害拠点病院(<u>令和 6</u>年<u>4</u>月現在)

医療機関名	所在地	許可病床数	救命 救急 センター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場 (病院との距離)
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	713	0	0	0	川崎病院専用ヘリポート (屋上)
関東労災病院	中原区木月住 吉町 1-1	610		0		関東労災病院専用へ リポート (屋上)
市立井田病院	<u>中原区井田 2</u> <u>-27-1</u>	383		<u>O</u>		井田病院専用へリポ <u>ート (屋上)</u>
日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町 1- <u>383</u>	372	0	0	0	日本医科大学武蔵小杉病院専用ヘリポート (屋上)
帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区溝口 3-8-3	400		0		諏訪河川敷(1500m)
聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	1, 208	0	0	0	聖マリアンナ医科大学病院専用ヘリポート (屋上)
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	376		0		多摩病院専用ヘリポ ート(屋上)

市内の災害拠点病院(<u>平成29</u>年<u>10</u>月現在)

医療機関名	所在地	許可病床数	救命 救急 tンター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場 (病院との距離)
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	713	0	0	0	川崎病院専用ヘリポート (屋上)
関東労災病院	中原区木月住 吉町1-1	610		0		関東労災病院専用へ リポート (屋上)
日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町 1- <u>396</u>	372	0	0	0	日本医科大学グラン ド (100m)
帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区二子 5-1-1	400		0		諏訪河川敷 (1500m)
聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	1, 208	0	0	0	明治製菓百合丘総合 センター (1600m)
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	376		0		多摩病院専用ヘリポート (屋上)

(表・図17)

市内の災害拠点病院(<u>令和6</u>年<u>4</u>月現在)

医療機関名	所在地	許可病床数	救命 救急 センター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場(病院との距離)
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	713	0	0	0	川崎病院専用ヘリポート (屋上)
関東労災病院	中原区木月住 吉町 1-1	610		0		関東労災病院専用へ リポート (屋上)
市立井田病院	<u>中原区井田 2</u> <u>-27-1</u>	<u>383</u>		<u>O</u>		<u>井田病院専用ヘリポ</u> <u>ート(屋上)</u>
日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町 1- <u>383</u>	372	0	0	0	日本医科大学武蔵小杉病院専用ヘリポート (屋上)
帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区溝口 3-8-3	400		0		諏訪河川敷(1500m)
聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	1, 208	0	0	0	聖マリアンナ医科大学病院専用ヘリポート (屋上)
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	376		0		多摩病院専用ヘリポ ート(屋上)

市内の災害拠点病院(<u>平成29</u>年<u>10</u>月現在)

医療機関名	所在地	許可病床数	救命 救急 tンター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場 (病院との距離)
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	713	0	0	0	川崎病院専用へリポート (屋上)
関東労災病院	中原区木月住 吉町1-1	610		0		関東労災病院専用へ リポート (屋上)
日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町 1- <u>396</u>	372	0	0	0	日本医科大学グランド (100m)
帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区二子 5-1-1	400		0		諏訪河川敷 (1500m)
聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	1, 208	0	0	0	明治製菓百合丘総合 センター (1600m)
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	376		0		多摩病院専用ヘリポート (屋上)

(表・図18)

【修正後】

発 令 者	根拠法令			
市長	災害対策基本法第60条			
(水防管理者)	水防法第 29 条			
警察官	災害対策基本法第61条			
音	警察官職務執行法第4条			
海上保安官	災害対策基本法第61条			
知事(又はその命	災害対策基本法第60条			
を受けた者)	水防法第 29 条			
を支げた有)	地すべり等防止法第 25 条			
自 衛 官	自衛隊法第 94 条			

発 令 者	勧告・指示の区分	根拠法令	
市長	知生,也 字	災害対策基本法第60条	
(水防管理者)	<u>勧告・指示</u>	水防法第 29 条	
警察官	世 元	災害対策基本法第61条	
音	<u>指 示</u>	警察官職務執行法第4条	
海上保安官 <u>指</u> 示		災害対策基本法第 61 条	
知事(又はその命		災害対策基本法第60条	
を受けた者)	勧告・指示	水防法第 29 条	
を支げた有)		地すべり等防止法第 25 条	
自 衛 官	指 示	自衛隊法第 94 条	

(表・図19)

【修正後】

- 1 発令日時
- 2 発令者
- 3 対象地域及び対象者
- 4 避難すべき理由

伝達内容

- 5 状況、危険の度合い
- 6 避難情報の種別
- 7 避難の時期(避難開始時期及び完了時期)
- 8 避難場所
- 9 避難の経路(又は、通行できない経路)
- 10 住民の取るべき行動や注意事項
- 11 担当部署及び連絡先

【修正前】

- 1 発令日時
- 2 発令者
- 3 対象地域及び対象者
- 4 避難すべき理由、状況、危険の度合い

伝達内容

- 5 避難勧告、避難指示の別
- 6 避難の時期(避難開始時期及び完了時期)
- 7 避難場所
- 8 避難の経路(又は、通行できない経路)
- 9 住民の取るべき行動や注意事項
- 10 担当部署及び連絡先

伝達方法

- 1 同報系防災行政無線による放送
- 2 広報車、消防車両による放送
- 3 自主防災組織、町内会長等による電話・FAX、又は口頭伝達
- 4 サイレンの吹鳴による注意喚起
- 5 ラジオ・テレビ等による放送
- 6 市ホームページのトップページ及び川崎市防災ポータルサイトへの掲載
- 7 メールニュースかわさき「防災気象情報」のメール送信
- 8 緊急速報メールの送信
- 9 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)による配信
- 10 L アラート(公共情報コモンズ)への配信
- 11 テレビ神奈川データ放送の実施
- 12 コミュニティFM(かわさきFM)による放送
- 13 消防ヘリコプターによる広報

【修正前】

- 1 同報系防災行政無線による放送
- 2 広報車、消防車両による放送
- 3 自主防災組織、町内会長等による電話・FAX、又は口頭伝達
- 4 サイレンの吹鳴による注意喚起
- 5 ラジオ・テレビ等による放送
- 6 市ホームページのトップページ及び防災情報ポータルサイトへの掲載
- 7 防災気象情報メールの送信
- 8 緊急速報メールの送信
- 9 Twitter による配信
- 10 L アラート(公共情報コモンズ)への配信
- 11 テレビ神奈川データ放送の実施
- 12 コミュニティFM(かわさきFM)による放送
- 13 消防ヘリコプターによる広報

伝達方法

津波警報に伴う避難対象町丁名 (慶長型地震の場合)

警報の種類 避難対象地域(町丁名)		避難対象地域(町丁名)
<u>避難指示</u> <u>※1</u>	川崎区	浅田1丁目、浅田2丁目、浅田4丁目、浅野町、旭町2丁目、池上新町1丁目、池上新町2丁目、池上新町3丁目、池上町、伊勢町、浮島町、江川1丁目、江川2丁目、榎町、追分町、扇町、大川町、扇島、大島1丁目、大島2丁目、大島3丁目、大島4丁目、大島5丁目、大島上町、小田1丁目、小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、小田5丁目、小田6丁目、小田7丁目、小田栄1丁目、小田栄2丁目、貝塚1丁目、貝塚2丁目、川中島2丁目、観音1丁目、観音2丁目、鋼管通1丁目、鋼管通2丁目、鋼管通3丁目、銀音2丁目、鋼管通5丁目、小島町、境町、桜本1丁目、桜本2丁目、塩浜1丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、昭和2丁目、白石町、新川通、大師河原1丁目、田町2丁目、田町3丁目、日島町、田辺新田、田町1丁目、田町2丁目、田町3丁目、千鳥町、出来野、殿町1丁目、殿町2丁目、展町3丁目、平島2丁目、中島3丁目、浜町1丁目、栗島2丁目、東原前3丁目、東京1丁目、東京1丁目、藤崎1丁目、渡田3丁目、渡田3丁目、渡田1丁目、渡田3丁目、渡田3丁目、渡田4丁目、渡田3丁目、渡田4丁目、渡田新町1丁目、渡田新町1丁目、渡田東町、渡田1丁目、渡田町1丁目、渡田新町3丁目、渡田東町、渡田向町、多摩川の河川敷
	<u>幸区</u> <u>中原区</u>	多摩川の河川敷(河口から丸子橋上流の調布堰(調布取水所) まで)※2

※1避難指示の地域

慶長型地震の津波浸水予測において、浸水深が<u>0センチメートルより上</u>の地域とする。

※<u>2</u>多摩川の河川敷

川崎区、幸区、中原区の河口から調布堰 (調布取水所)までの河川敷を避難指示の対象地域とする。

津波警報に伴う避難対象町丁名 (慶長型地震の場合)

	榎町、宮前町、新川通、
避難勧告 1 ※1 1 2 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 4 1 4 1 5 1 6 1 7 1 8 1 8 1 9 1 1 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 3 1 4 1 5 1 6 1 7 1 8 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 2 1 3 1 4 1 4 1 5 1 6 1 7 1 8 1 <td< th=""><th></th></td<>	
幸区 多摩川の河川敷(河口から丸子橋上流中原区 まで)※3	の調布堰(調布取水所)
選難指示 ※2 川崎区 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一	丁目、小島町、江川1丁 師河原2丁目、昭和2丁 、田町3丁目、日ノ出1 浜2丁目、塩浜3丁目、 、夜光3丁目、台町、四 他上新町2丁目、池上新 2丁目、藤崎1丁目、藤 中島2丁目、 大島3丁目、大島4丁 丁目、浜町1丁目、浜町 野町、富士見2丁目、境 目、渡田2丁目、渡田3 町、小田栄1丁目、小田 管通2丁目、鋼管通3丁 島町、南渡田町、田辺新

※1避難勧告の地域

慶長型地震の津波浸水予測において、浸水深が50センチメートル未満の地域とする。

※2避難指示の地域

慶長型地震の津波浸水予測において、浸水深が<u>50センチメートル以上</u>の地域とする。

※3多摩川の河川敷

川崎区、幸区、中原区の河口から調布堰(調布取水所)までの河川敷を避難動告の対象地域とする。

(表・図21)

【修正後】

令和6年4月現在

名 称	水量	所 在 地
長沢配水池	20, 311 m³	多摩区長沢5-1-1
生田配水池	23, 849 m³	多摩区生田5-30-1
潮見台配水池	<u>13, 631</u> m³	宮前区潮見台4-1
鷺沼配水池	54, 804 m³	宮前区土橋3-1-2
末吉配水池	<u>38, 579</u> m³	鶴見区上末吉1-4-1
高石配水塔	3, 140 m³	多摩区西生田5-28-1
黒川高区配水池	666 m³	麻生区黒川1643
黒川配水池	<u>4, 061 m³</u>	麻生区黒川313
<u>宮崎配水塔</u>	<u>1,567 m³</u>	<u>宮前区鷺沼4-11-6</u>
災害対策用貯水槽等	4, 930 m ³	災害対策用貯水槽 市内35億所
貯水量合計	<u>165, 538</u> m³	

【修正前】

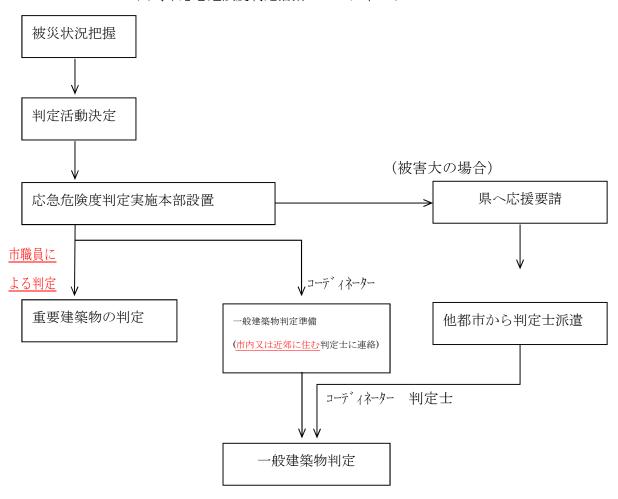
平成29年4月現在

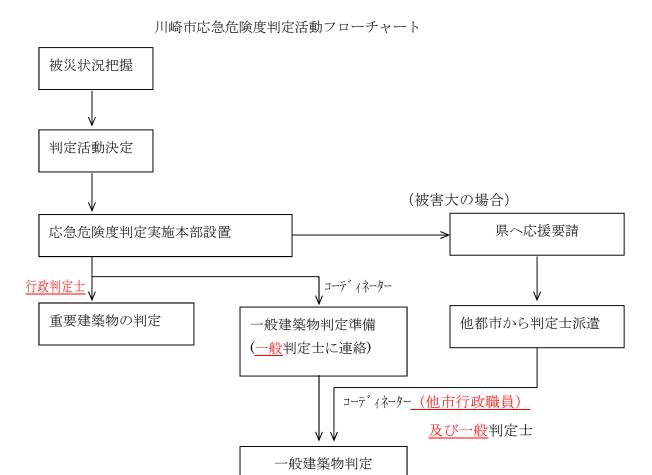
名 称	水量	所 在 地
長沢配水池	20, 311 m³	多摩区長沢5-1-1
生田配水池	23, 849 m ³	多摩区生田5-30-1
潮見台配水池	<u>13, 920</u> m³	宮前区潮見台4-1
鷺沼配水池	54, 804 m ³	宮前区土橋3-1-2
末吉配水池	<u>36, 180</u> m³	鶴見区上末吉1-4-1
高石配水塔	3, 140 m ³	多摩区西生田5-28-1
黒川高区配水池	666 m³	麻生区黒川1643
災害対策用貯水槽等	4, 930 m ³	災害対策用貯水槽 市内31億所
貯水量合計	<u>157, 800</u> m³	

(表・図22)

【修正後】

川崎市応急危険度判定活動フローチャート





(表・図23)

【修正後】

別表1 判定拠点等一覧

区名	判定拠点	倉庫名	所在地
<u>川崎区・幸区</u>	川崎競輪場	川崎競輪場詰所109	川崎区富士見2-1-6
中原区	中原区役所	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245
高津区・宮前区	高津区役所	高津区役所内倉庫	高津区下作延2-8-1
多摩区	多摩区役所	多摩区役所内倉庫	多摩区登戸1775-1
麻生区	麻生区役所	麻生区役所内倉庫	麻生区万福寺1-5-1

【修正前】

別表 1 応急危険度判定資機材の配置倉庫一覧

区名	倉 庫 名	所 在 地
川崎区	<u>第4庁舎B1Fシャワー室</u>	川崎区宮本町3-3
幸区	幸区備蓄倉庫	幸区下平間357-3 (幸区道路公園センター内)
中原区	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245
高津区	高津区役所内倉庫	高津区下作延2-8-1
宮前区	宮前区役所内倉庫	宮前区宮前平2-20-5
多摩区	多摩区役所内倉庫	多摩区登戸1775-1
麻生区	麻生区役所内倉庫	麻生区万福寺1-5-1

災害廃棄物等対策組織及び分担業務

(組 織) (分担業務) ①職員の参集状況の確認と人員配置 当 総 務 班 総 務 担 ②災害対策本部との連絡 ③区本部との連絡 (班長) 総務部長 (担当課) 庶務課 ④ボランティア団体との連絡 廃棄物政策担当 ⑤災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 減量推進課 ⑥ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 環境対策推進室課 ⑦住民・事業者への広報と相談の受付 企画課 8県及び他市町村との連絡 脱炭素戦略推進室 ⑨支援の要請 ⑩国庫補助に関する事務体制の準備と実施 ①ごみ収集計画の更新 ごみ・し尿等 廃 棄 物 ②災害用トイレ設置計画の更新 収集計画担当 収 集 班 ③災害用トイレ設置の基本方針 ④し尿等収集計画の更新 (班長) 生活環境部長 (担当課) 収集計画課 ①職員の参集状況の確認と人員配置 環 生活環境事業所 ②災害用トイレの設置及び運搬 境 隊 ③収集車両の整備 部 (担当課) 生活環境事業所④ごみ・し尿等の収集 長 ごみ・し尿等 廃 棄 物 環 ①ごみ処理計画の更新 処理計画担当 処 理 班 境 ②し尿等処理計画の更新 副 (担当課) 処理計画課 局 (班長)施設部長 部 長 ①職員の参集状況の確認と人員配置 長 ごみ・し尿等 ②処理施設の整備 処理業務担当 ③ごみ・し尿等の処理 総 (担当課) 処理センター 務 クリーンセンター 部 ①職員の参集状況の確認と人員配置 長 施設修繕担当 ②被災施設の把握と報告 ③施設の修繕 (担当課) 施設整備課 施設建設課 ①災害廃棄物発生量の推計 災害廃棄物 災害廃棄物 ②災害廃棄物処理実行計画の策定 処理計画担当 処 理 班 (担当課) 廃棄物指導課 (班長) 廃棄物政策担当 生活環境部担当部長 ①倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 (廃棄物政策担当) 倒壊家屋解体撤 ②建物確認·調査 去事務担当 ③業者への発注・作業管理 ④支払い等の経理 (担当課) 施設整備課 施設建設課、 庶務課 ①仮保管場所の開設準備 仮保管場所担当 ②仮保管場所の運用 (担当課) 庶務課、廃棄物政策担当 処理計画課、(処理センター 収集計画課、(生活環境事業所) ①災害廃棄物の市処理施設(中間処理施 災害廃棄物 設) での処理 ②災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 処 理 担 当 ③災害廃棄物の有効利用先の検討 (担当課) 廃棄物指導課 ④再使用・再資源化、中間処理、最終処分の

処理計画課

進捗状況の把握

災害廃棄物等対策組織及び分担業務

(組 織) (分担業務) ①職員の参集状況の確認と人員配置 総 務 務 担 当 班 ②災害対策本部との連絡 ③災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 (班長) 総務部長 (担当課) 庶務課 ④ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 廃棄物政策担当 ⑤住民・事業者への広報と相談の受付 減量推進課 6県及び他市町村との連絡 大気環境課 (7)支援の要請 8国庫補助に関する事務体制の準備と実施 ①ごみ収集計画の更新 廃 ごみ・し尿等 棄 物 ②災害用トイレ設置計画の更新 収集計画担当 収 集 班 ③災害用トイレ設置の基本方針 ④し尿等収集計画の更新 (班長) 生活環境部長 (担当課) 収集計画課 ①職員の参集状況の確認と人員配置 環 生活環境事業所 ②災害用トイレの設置及び運搬 境 隊 ③収集車両の整備 部 (担当課) 生活環境事業所④ごみ・し尿等の収集 長 ごみ・し尿等 廃 棄 物 環 ①ごみ処理計画の更新 処理計画担当 処 理 班 境 ②し尿等処理計画の更新 副 (担当課) 処理計画課 局 (班長)施設部長 部 長) ①職員の参集状況の確認と人員配置 長 ごみ・し尿等 ②処理施設の整備 処理業務担当 ③ごみ・し尿等の処理 総 (担当課) 処理センター 務 クリーンセンター 部 ①職員の参集状況の確認と人員配置 長) 施設修繕担当 ②被災施設の把握と報告 ③施設の修繕 (担当課) 施設整備課 施設建設課 ①災害廃棄物発生量の推計 災害廃棄物 災害廃棄物 ②災害廃棄物処理実行計画の策定 処理計画担当 処 理 (担当課) 廃棄物指導課 (班長) 廃棄物政策担当 生活環境部担当部長 ①倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 (廃棄物政策担当) 倒壊家屋解体撤 ②建物確認·調査 去事務担当 ③業者への発注・作業管理 ④支払い等の経理 (担当課) 施設整備課 庶務課 ①仮保管場所の開設準備 仮保管場所担当 ②仮保管場所の運用 (担当課) 処理計画課 ①災害廃棄物の市処理施設(中間処理施 設) での処理 災害廃棄物 処 理 担 ②災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ③災害廃棄物の有効利用先の検討 (担当課) 廃棄物指導課 ④再使用·再資源化、中間処理、最終処分 処理計画課

の進捗状況の把握

3 業務の着手時期

3 業務の着手時期		
初動期 (発災後3日以内)	応急期 (発災後3日~1月以内)	復旧・復興期 (発災後1月以降)
【総務班】(庶・政・減) ○総務担当(庶・政・減) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ・災害対策本部との連絡 ・区本部との連絡 ・ボランティア団体との連絡 ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ・住民・事業者への広報と相談の受付 ・県及び他市町村との連絡 ・支援の要請	【総務班】(庶・政・減・対) ○総務担当(庶・政・減・対) ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・住民・事業者への広報と相談の受付・国庫補助に関する事務体制の準備と実施	【 総務班 】(庶·政·減· <mark>対</mark>) ○総務担当 (庶·政·減· <u>対</u>)
【廃棄物収集班】(収·生) ○ごみ・し尿等収集計画担当(収) ・ごみ収集計画の更新 ・災害用トイレ設置計画の更新 ・災害用トイレ設置か基本方針 ・し尿等収集計画の更新	【廃棄物収集班】(収·生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収)	【廃棄物収集班】(収·生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収)
○生活環境事業所隊(生) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ・災害用トイレの設置及び運搬 ・収集車両の整備及び燃料の確保 ・ごみ・し尿等の収集	○生活環境事業所隊(生)	○生活環境事業所隊(生)
【 廃棄物処理班 】(処・整・建・セ・ク)	【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク)	【 廃棄物処理班 】(処・整・建・セ・ ク)
○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ・職員の参集状況の確認と人員配 置	○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等の処理	○ごみ・し尿等処理計画担当(処)○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク)
・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等処理業務 ○施設修繕担当(整・建) ・職員の参集状況の確認と人員配 置 ・被災施設の把握と報告 ・施設の修繕	○施設修繕担当(整・建) ・施設の修繕	○施設修繕担当(整・建) ・施設の修繕
【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建) ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ・災害廃棄物処理計画担当(政・指) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・	【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・ 建) ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定	【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建) ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策 定
庶 <u>・建</u>) ・職員の参集状況の確認と人員配 置	○倒壊家屋解体撤去事務担当(整·庶<u>・</u> 建) ・倒壊家屋の解体撤去に関する申請 受付	○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・ 庶・建)・倒壊家屋の解体撤去受注業者 への支払い等経理
○仮保管場所担当(処) ○災害廃棄物処理担当(指·処)	・建物確認・調査 ・業者への発注・作業管理 ○仮保管場所担当(処) ・仮保管場所の開設準備 ○災害廃棄物処理担当(指・処) ・災害廃棄物の有効利用先の検討	○仮保管場所担当(処) ・仮保管場所の運用 ○災害廃棄物処理担当(指・処) ・災害廃棄物の市処理施設(中間 処理施設)での処理 ・災害廃棄物の民間事業者への 処理委託の調整 ・災害廃棄物有効利用先の検討 ・再使用・再資源化、中間処理、 最終処分の進捗状況把握と報 告
☆、☆▽☆== <u>↓し、==しな.↓しな.↓しゃ</u> ==	斌:減量推准钾 (四:1四焦計画)钾 性	

庶:庶務課、対:環境対策推進課、減:減量推進課、収:収集計画課、指:廃棄物指導課、

政:廃棄物政策担当、生:生活環境事業所、処:処理計画課、整:施設整備課、建:施設建設課、

セ:処理センター、ク:クリーンセンター

3 業務の着手時期

3 業務の看手時期 		
初動期 (発災後3日以内)	応急期 (発災後3日~1月以内)	復旧・復興期 (発災後1月以降)
【総務班】(庶・政・減) ○総務担当(庶・政・減) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ・災害対策本部との連絡 ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ・住民・事業者への広報と相談の受付 ・県及び他市町村との連絡	【総務班】(庶・政・減・大) ○総務担当(庶・政・減・大) ・災害廃棄物等対策の全体進行管理 と調整 ・住民・事業者への広報と相談の受付 ・国庫補助に関する事務体制の準備と 実施	【 総務班 】(庶·政·減· <u>大</u>) ○総務担当 (庶·政·減· <u>大</u>)
・支援の要請 【廃棄物収集班】(収·生) ○ごみ・し尿等収集計画担当(収) ・ごみ収集計画の更新 ・災害用トイレ設置計画の更新 ・災害用トイレ設置の基本方針 ・し尿等収集計画の更新	【廃棄物収集班】(収·生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収)	【廃棄物収集班】(収·生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収)
・し 保守収集計画の 受利 (生) ・ 職員の参集状況の確認と人員配置 ・ 災害用トイレの設置及び運搬 ・ 収集車両の整備及び燃料の確保 ・ ごみ・し尿等の収集	○生活環境事業所隊(生)	○生活環境事業所隊(生)
【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク)	【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク)	【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・
○ごみ・し尿等処理計画担当(処)・ごみ・し尿等処理計画の更新○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク)・職員の参集状況の確認と人員配置・処理施設の整備	○ごみ・し尿等処理計画担当(処)・ごみ・し尿等処理計画の更新○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク)・処理施設の整備・ごみ・し尿等の処理	ク)○ごみ・し尿等処理計画担当(処)○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク)
・ごみ・し尿等処理業務 ○施設修繕担当(整・建) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ・被災施設の把握と報告 ・施設の修繕	○施設修繕担当(整・建) ・施設の修繕	○施設修繕担当(整・建) ・施設の修繕
【 災害廃棄物処理班 】(庶·政·指·処·	【 災害廃棄物処理班 】(庶·政·指·処·整)	【 災害廃棄物処理班 】(庶·政·指·
整) ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定	○災害廃棄物処理計画担当(政·指)・災害廃棄物発生量の推計・災害廃棄物処理実行計画の策定	処・整)○災害廃棄物処理計画担当(政・指)・災害廃棄物発生量の推計・災害廃棄物処理実行計画の策定
○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・ 庶) ・職員の参集状況の確認と人員配 置	○倒壊家屋解体撤去事務担当(整·庶) ・倒壊家屋の解体撤去に関する申請 受付 ・建物確認・調査	○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・ 庶) ・倒壊家屋の解体撤去受注業者
○仮保管場所担当(処)	・業者への発注・作業管理 ○仮保管場所担当(処)	への支払い等経理
○災害廃棄物処理担当(指·処)	・仮保管場所の開設準備 ○災害廃棄物処理担当(指·処) ・災害廃棄物の有効利用先の検討	○仮保管場所担当(処) ・仮保管場所の運用 ○災害廃棄物処理担当(指・処) ・災害廃棄物の市処理施設(中間 処理施設)での処理 ・災害廃棄物の民間事業者への 処理委託の調整 ・災害廃棄物有効利用先の検討 ・再使用・再資源化、中間処理、 最終処分の進捗状況把握と報 告

(表・図26)

【修正後】

第4節 各班の主な業務

班	担当	業務内容
総	総務担当	① 職員の参集状況の確認と人員配置
務		② 災害対策本部との連絡
		③ 区本部との連絡
班		④ ボランティア団体との連絡
		⑤ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整
		⑥ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告
		① 住民・事業者への広報と相談の受付
		県及び他市町村との連絡 はなるでは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ
		⑨ 支援の要請
_		<u>⑩</u> 国庫補助に関する事務体制の準備と実施
廃	一ごみ・し尿等収集計画担当	① ごみ収集計画の更新
棄		② 災害用トイレ設置計画の更新 ③ 災害用トイレ設置の基本方針
物		④ 火音用ドイレ設直の基本力量
収	│ │各区本部生活環境事業所隊	① 職員の参集状況の確認と人員配置
	谷区本部生冶块块事未则除	② 災害用トイレの設置及び運搬
集		③ 収集車両の整備及び燃料の確保
班		④ ごみ・し尿等の収集
廃	ごみ・し尿等処理計画担当	① ごみ処理計画の更新
棄		② し尿等処理計画の更新
	ごみ・し尿等処理業務担当	① 職員の参集状況の確認と人員配置
物		② 処理施設の整備
処		③ ごみ・し尿等の処理
理	施設修繕担当	① 職員の参集状況の確認と人員配置
班		② 被災施設の把握と報告
		③ 施設の修繕
災	災害廃棄物処理計画担当	① 災害廃棄物発生量の推計
害		② 災害廃棄物処理実行計画の策定
廃	倒壊家屋撤去事務担当	① 倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付
棄		② 建物確認・調査
		③ 業者への発注・作業管理 ④ 支払い等の経理
物	└────── │仮保管場所担当	① 仮保管場所の開設準備
処	似体目场别担目	② 仮保管場所の運用
理		① 災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理
班	人日冼来物龙生造马	② 災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整
		③ 災害廃棄物の有効利用先の検討
		④ 再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況の把
		握と報告

第4節 各班の主な業務

<u> </u>	日班の工格条例	
班	担当	業務内容
総	総務担当	① 職員の参集状況の確認と人員配置
務		② 災害対策本部との連絡
班		③ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整
IJI		④ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告
		⑤ 住民・事業者への広報と相談の受付
		<u>⑥</u> 県及び他市町村との連絡
		<u>⑦</u> 支援の要請
		⑧ 国庫補助に関する事務体制の準備と実施
廃	ごみ・し尿等収集計画担当	① ごみ収集計画の更新
棄		② 災害用トイレ設置計画の更新
物		③ 災害用トイレ設置の基本方針
		④ し尿等収集計画の更新
収	各区本部生活環境事業所隊	① 職員の参集状況の確認と人員配置
集		② 災害用トイレの設置及び運搬
班		③ 収集車両の整備及び燃料の確保
_		④ ごみ・し尿等の収集 ① ごみ処理計画の更新
廃	ごみ・し尿等処理計画担当	① ごみ処理計画の更新 ② し尿等処理計画の更新
棄		① 職員の参集状況の確認と人員配置
物	一ごみ・し尿等処理業務担当	② 処理施設の整備
処		③ ごみ・し尿等の処理
1	├────── │施設修繕担当	① 職員の参集状況の確認と人員配置
理	心改修帶担当	② 被災施設の把握と報告
班		③ 施設の修繕
災		① 災害廃棄物発生量の推計
		② 災害廃棄物処理実行計画の策定
害	—————————————————————————————————————	① 倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付
廃		② 建物確認・調査
棄		③ 業者への発注・作業管理
物		④ 支払い等の経理
処	仮保管場所担当	① 仮保管場所の開設準備
		② 仮保管場所の運用
理	災害廃棄物処理担当	① 災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理
班	-	② 災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整
		③ 災害廃棄物の有効利用先の検討
		④ 再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況の把
		握と報告

(表・図27)

【修正後】

〇災害廃棄物処理可能量推計

被災時に本市焼却処理施設が被災し、処理能力が不足した場合には、必要となる補完処理能力を検討する。

- 1 要災害廃棄物処理能力
 - (1) 焼却が必要となる災害廃棄物の量

廃棄物量 582,567 t

(2) 処理に要する期間(災害廃棄物の処理が完了するまでの期間)

3つの区分(1年、2年、3年)を仮定

(3) 要災害廃棄物処理能力の算出

1年: 582, 567t ÷ 365 日 = 1,597 t /日 2年: 582, 567t ÷ 730 日 = 799 t /日 3年: 582, 567t ÷ 1,095 日 = 533 t /日

- 2 補完が必要となる焼却処理能力
 - (1) 処理施設の処理能力

各施設稼動時の処理能力を次に示す

浮島処理センター : <u>597</u>t/日 (一般廃棄物 <u>498</u>t/日、災害廃棄物 <u>99</u>t/日) <u>橘</u>処理センター : <u>470</u>t/日 (一般廃棄物 <u>392</u>t/日、災害廃棄物 <u>78</u>t/日) 王禅寺処理センター : 34<u>4</u>t/日 (一般廃棄物 28<u>7</u>t/日、災害廃棄物 57t/日)

※一般廃棄物については<u>、過去の実績</u>処理量<u>等</u>を引用し、一般廃棄物の最大 20%を災害廃棄物の処理に充てるものと仮定

(2) 算出パターン

本市焼却処理施設である3処理施設の被災有無により想定されるパターンは8つあるため、それぞれについて検討

処理施設の被災有無による検討パターン

検討パターン	浮島処理センター	<u>橘</u> 処理センター	王禅寺処理センター
1	稼働	稼働	稼働
2	稼働	<u>稼働</u>	被災
3	稼働	被災	<u>稼働</u>
4	<u>被災</u>	<u>稼働</u>	<u>稼働</u>
5	<u>稼働</u>	被災	被災
6	被災	<u>稼働</u>	被災
7	被災	被災	<u>稼働</u>
8	被災	被災	被災

- 1:3処理施設とも稼働
- 2: <u>工禅寺</u>処理センターが被災し、他の2処理施設で処理
- 3: 極処理センターが被災し、他の2処理施設で処理
- 4: 浮島処理センターが被災し、他の2処理施設で処理
- 5: <u>橘・王禅寺</u>処理センターが被災し、<u>浮島処理センターのみ</u>で処理
- 6: 浮島・<u>工禅寺</u>処理センターが被災し、<mark>橘</mark>処理センターのみで処理
- 7: 浮島・<mark>橘</mark>処理センターが被災し、<u>王禅寺</u>処理センターのみで処理

8:3処理施設とも被災

(3) 補完が必要となる焼却処理能力

本市焼却処理施設の被災パターン毎に、処理に要する期間が1年、2年、3年の場合の、焼却 処理施設の不足する処理能力を次の表に示す。

不足する処理能力 (t/日)

検討パターン	処理能力	災害時に	上必要となる	処理能力	不足す	る処理能力	*
作品 ハグニノ	合計	1年	2年	3年	1年	2年	3年
1	<u>234</u>				1, <u>363</u>	<u>565</u>	<u>299</u>
2	1 <u>77</u>				1, 4 <u>20</u>	6 <u>22</u>	3 <u>56</u>
3	1 <u>56</u>				1, 4 <u>41</u>	6 <u>43</u>	3 <u>77</u>
4	1 <u>35</u>	1 507	799	533	1, 4 <u>62</u>	6 <u>64</u>	<u>398</u>
5	9 <u>9</u>	1, 597	199	000	1, <u>498</u>	70 <u>0</u>	4 <u>34</u>
6	<u>78</u>				1, 5 <u>19</u>	7 <u>21</u>	4 <u>55</u>
7	<u>57</u>				1, 5 <u>40</u>	7 <u>42</u>	4 <u>76</u>
8	0				1, 597	799	533

[※]不足する処理能力:要災害廃棄物処理能力-処理能力合計

3 市の処理施設で処理出来ない場合、能力が不足する場合 補完を検討する。また、他自治体又は民間事業者に処理協力を要請する。

〇災害廃棄物処理可能量推計

被災時に本市焼却処理施設が被災し、処理能力が不足した場合には、必要となる補完処理能力を検討する。

- 1 要災害廃棄物処理能力
 - (1) 焼却が必要となる災害廃棄物の量

廃棄物量 582,567 t

(2) 処理に要する期間(災害廃棄物の処理が完了するまでの期間)

3つの区分(1年、2年、3年)を仮定

(3) 要災害廃棄物処理能力の算出

1年: $582,567t \div 365 日 = 1,597 t/日$ 2年: $582,567t \div 730 日 = 799 t/日$ 3年: $582,567t \div 1,095 日 = 533 t/日$

- 2 補完が必要となる焼却処理能力
 - (1) 処理施設の処理能力

各施設稼動時の処理能力を次に示す

浮島処理センター : <u>610</u>t/日 (一般廃棄物 <u>509</u>t/日、災害廃棄物 <u>101</u>t/日) <u>堤根</u>処理センター : <u>225</u>t/日 (一般廃棄物 <u>188</u>t/日、災害廃棄物 <u>37</u>t/日) 王禅寺処理センター: 342t/日 (一般廃棄物 285t/日、災害廃棄物 57t/日)

※一般廃棄物については<u>平成 28 年度平均</u>処理量を引用し、一般廃棄物の最大 20%を災害廃棄物の処理に充てるものと仮定

(2) 算出パターン

本市焼却処理施設である3処理施設の被災有無により想定されるパターンは8つあるため、それぞれについて検討

処理施設の被災有無による検討パターン

検討パターン	浮島処理センター	<u> </u>	王禅寺処理センター
1	稼働	稼働	稼働
2	稼働	被災	<u>稼働</u>
3	稼働	<u>稼働</u>	被災
4	<u>稼働</u>	<u>被災</u>	被災
5	被災	<u>稼働</u>	<u>稼働</u>
6	被災	被災	<u>稼働</u>
7	被災	<u>稼働</u>	被災
8	被災	被災	被災

- 1:3処理施設とも稼働
- 2: <u>堤根</u>処理センターが被災し、他の2処理施設で処理
- 3:王禅寺処理センターが被災し、他の2処理施設で処理
- 4: 堤根・王禅寺処理センターが被災し、浮島処理センターのみで処理
- 5: 浮島処理センターが被災し、他の2処理施設で処理
- 6: 浮島・<mark>堤根</mark>処理センターが被災し、<u>工禅寺</u>処理センターのみで処理
- 7:浮島・王禅寺処理センターが被災し、堤根処理センターのみで処理
- 8:3処理施設とも被災

(3) 補完が必要となる焼却処理能力

本市焼却処理施設の被災パターン毎に、処理に要する期間が1年、2年、3年の場合の、焼却処理施設の不足する処理能力を次の表に示す。

不足する処理能力 (t/日)

+◆⇒+×° h.)/	処理能力	災害時に	上必要となる	処理能力	理能力 不足する処理能力		*
検討パターン	合計	1年	2年	3年	1年	2年	3年
1	<u>195</u>				1, <u>402</u>	<u>604</u>	<u>338</u>
2	1 <u>58</u>				1, 4 <u>39</u>	6 <u>41</u>	3 <u>75</u>
3	1 <u>38</u>				1, 4 <u>59</u>	6 <u>61</u>	3 <u>95</u>
4	1 <u>01</u>	1 507	799	533	1, 4 <u>96</u>	6 <u>98</u>	<u>432</u>
5	9 <u>4</u>	1, 597	199	000	1, <u>503</u>	70 <u>5</u>	43 <mark>9</mark>
6	<u>57</u>				1, 5 <u>40</u>	7 <u>42</u>	4 <u>76</u>
7	<u>37</u>				1, 5 <u>60</u>	7 <u>62</u>	4 <u>96</u>
8	0				1, 597	799	533

※不足する処理能力:要災害廃棄物処理能力-処理能力合計

3 市の処理施設で処理出来ない場合、能力が不足する場合 補完を検討する。また、他自治体又は民間事業者に処理協力を要請する。

(表・図28)

【修正後】

区分	減免する範囲			減免額
	ただし、当該納利	災害により納税者が死亡した場合 ただし、当該納税者の <u>当該災害が発生した日の属する年の</u> 前年の合計 所得金額が 10,000,000 円を超える場合を除く。		
	災害により納税者 ただし、当該納利 所得金額が10,00	ーー 说者の <u>当該災</u>	<u> 害が発生した日の属する年の</u> 前年の合計	10 分の 9
			<u>当該災害が発生した日の属する年の</u> 前 年の合計所得金額が 5,000,000 円以下 であるとき。	全額
個人の 市民税	/// 	損害の程度 が 10 分の 5以上のと き <u>。</u>	<u>当該災害が発生した日の属する年の</u> 前年の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下であるとき。	2分の1
(県民税を含む)	(県民税 者 <u>の</u> 所有する住 を含む) を含む) を (その方の居 住に係るものに 限る。) 又は家財 <u>に損害を受けた</u> 場合 損害 が 3 リカウ	<u> </u>	<u>当該災害が発生した日の属する年の</u> 前 年の合計所得金額が 7,500,000 円を超 え 10,000,000 円以下であるとき。	4分の1
		損害の程度	<u>当該災害が発生した日の属する年の</u> 前 年の合計所得金額が 5,000,000 円以下 であるとき。	2分の1
		が 10 分の 3 以上 10 分の5未満	<u>当該災害が発生した日の属する年の</u> 前年の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下であるとき。	4分の1
		のとき <u>。</u>	<u>当該災害が発生した日の属する年の</u> 前年の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下であるとき。	8分の1
		災害による	10分の7以上	全額
固定資産税	土地	地形の変形	10分の5以上	10分の7
	四人只生儿	程度	10分の3以上	10分の5
			10分の2以上	10分の3
都市計画税	家屋	災害による	10分の7以上 10分の5以上	全額 10 分の 7
	償却資産	被害の程度	10分の3以上	10分の7 10分の5
			1.77.00.1	10 /4 - / 0

10分の2以上	10 分の 3
10 分の 1 以上	10 分の 1

区分	減免する範囲			<u>減免額</u>
	災害により納税者 災害により納税者			
森林環境税	災害により納税者の所有する住	が 10 分の 1	当該災害が発生した日の属する年の前 年の合計所得金額が 5,000,000 円以下 であるとき。	<u>全額</u>
主又は家	空又は家財に損 害を受けた場合	<u>損害の程度</u> が 10 分の <u>5以上のと</u> き。	当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 5,000,000 円を超え7,500,000 円以下であるとき。	

*減免の事由に該当することとなった日の属する年度(当該年度の1月1日以後にその事由に該当することとなった場合は、当該年度及び翌年度)においてその事由に該当することとなった日以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

区分		減	免する範囲	減免額
		災害により納税者が死亡した場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える 場合を除く		
	災害により納税者が特別障害者となった場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える 場合を除く。			10分の9
個人の市民税	納税者が所有 する住宅(そ	損害の程	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき	全額
(県民税	の方の居住に 係るものに限	度が10分 の5以上	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え 7,500,000 円以下であるとき	2分の1
を含む)	る。)又は家財 <u>が被災した</u> 場	のとき	前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき	4分の1
	合	損害の程 度が10分	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき	2分の1
		の3以上10分の5	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え 7,500,000 円以下であるとき	4分の1
		未満のと	前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき	8分の1
		(() 内) マト	10分の7以上	全額
	上 地	災害による地形の	10 分の 5 以上	10分の7
		変形程度	10 分の 3 以上	10 分の 5
固定資産税		<i>炎</i> ///	10 分の 2 以上	10分の3
			10 分の 7 以上	全額
 都市計画税	家屋	災害によ	10 分の 5 以上	10分の7
	家 屋 償却資産	る被害の	10分の3以上	10分の5
	(B) (A) (A) (A)	程度	10分の2以上	10分の3
			10 分の 1 以上	10分の1

(表・図29)

【修正後】

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の 被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	=

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額 (中規模半壊以外)	200 万円	100 万円	50 万円
<u>支給額</u> (中規模半壊)	100 万円	<u>50 万円</u>	<u>25 万円</u>

【修正前】

<u>ア</u> 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の	全 壊	解体	長期避難	大規模半壊
被害程度	(2の(1)に該当)	(2の(2)に該当)	(2の(3)に該当)	(2の(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

△ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃 借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	5 0 万円

(表・図30)

【修正後】

4 支援金の支給申請

	申請期間	申請書類	
基礎支援金	災害発生日から13か月以内	罹災証明書、住民票等	
加算支援金	災害発生日から37か月以内	契約書(住宅購入、賃借等)等	

支援金支給のしくみ



【修正前】

4 支援金の支給申請

支援金の支給申請は、被災世帯の世帯主が必要書類を添え、申請期間内に当該世帯主の住所を管轄する区役所に申請する。

(1) 申請時の必要書類

ア 基礎支援金の場合: 申請書、罹災証明書、住民票、通帳の写し等

イ 加算支援金の場合: 契約書(住宅の建設・購入、補修及び賃借の証拠書類)等

(2) 申請期間

ア 基礎支援金の場合: 災害発生日から13か月以内

イ 加算支援金の場合: 災害発生日から37か月以内

(表・図31)

【修正後】

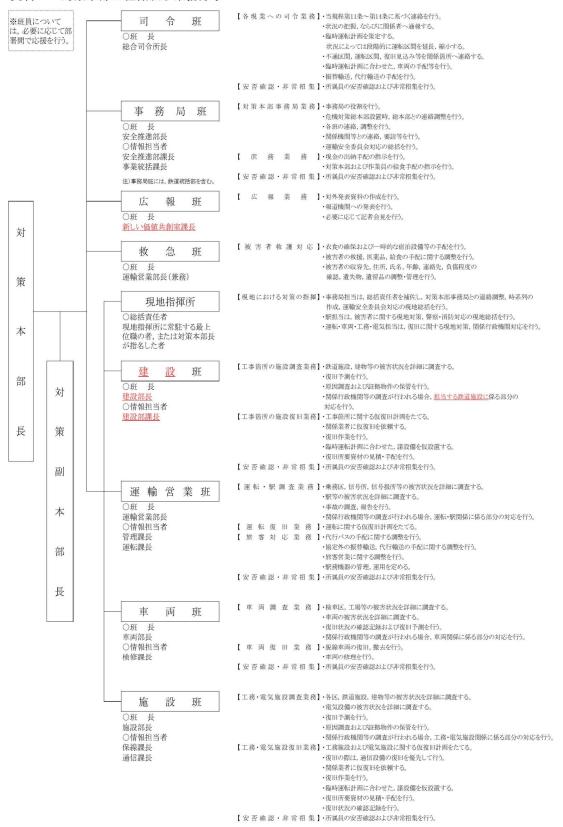
体制区分	適用条件
第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1. 震度 5 強の地震が発生した場合、その他必要な場合
	2. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えら
	れる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合
	3. 地震警戒宣言等(東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情
	報、北海道・三陸沖後発地震注意報)が発表された場合
	1. 震度 6 弱以上の地震が発生した場合
	2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロック
 第二次非常体制	を供給停止した場合
另一八升市 中间	3. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと
	考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場
	<u></u>

【修正前】

体制区分	適用条件	
第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合	
第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合	
	2. 供給支障となる期間が24時間以内の地震以外の自然災害が	
	<u>発生、または非常事態が発生した場合</u>	
第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合	
	2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロック	
	を供給停止した場合	
	3. 地震警戒宣言(東海地震予知情報)が発表された場合	
	4.供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の自然災	
	害が発生、または非常事態が発生した場合	

【修正後】

資料1 対策本部の組織及び業務分掌



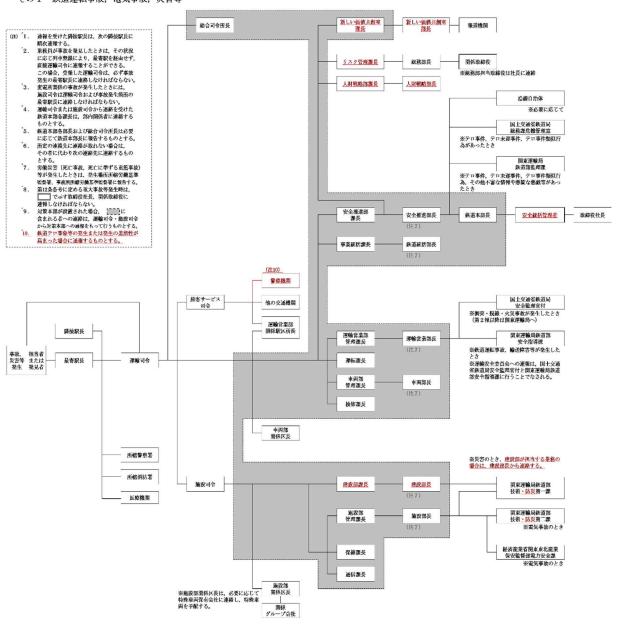
資料1 対策本部の組織及び業務分掌



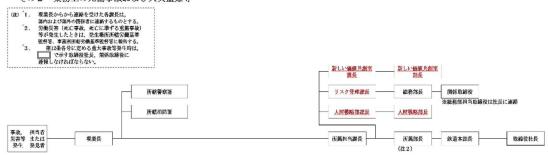
【修正後】

資料2 連絡系統図

その1 鉄道運転事故,電気事故,災害等

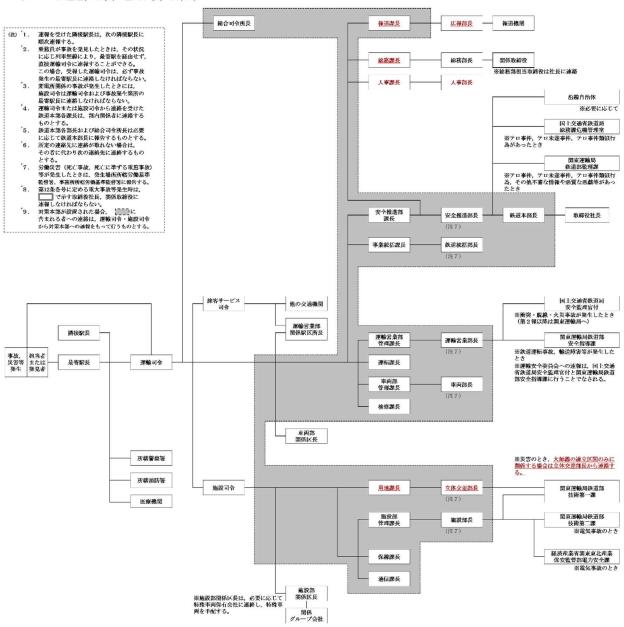


その2 業務上の死傷事故および火災盗難等

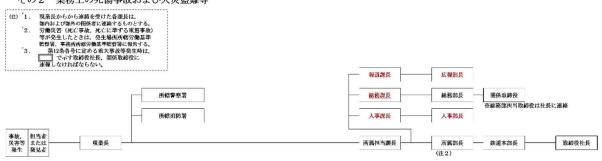


資料2 連絡系統図

その1 鉄道運転事故,電気事故,災害等



その2 業務上の死傷事故および火災盗難等



(表・図34)

【修正後】

第2節 施設の現況

京王電鉄全線84.7kmのうち、川崎市内に敷設してある 2.927kmの施設の現況は、次のとおりである。

施設名 区分	箇 所 数	延 長 (m)	摘要
橋梁	1	1 <u>46</u>	
高 架 橋	<u>6</u>	1, <u>762</u>	
トンネル	1	<u>73</u>	
盛土	<u>4</u>	<u>611</u>	若葉台構内~トンネル
駅 舎	2		京王稲田堤駅:高架鉄骨造 若葉台駅:高架ブロック造

【修正前】

第2節 施設の現況

京王電鉄全線84.7kmのうち、川崎市内に敷設してある 3.018kmの施設の現況は、次のとおりである。

施設名 区分	箇 所 数	延 長 (m)	摘 要
橋梁	1	1 <u>58</u>	
高 架 橋	<u>3</u>	1, <u>807</u>	
トンネル	1	<u>80</u>	
盛土	<u>1</u>	<u>973</u>	若葉台構内~トンネル
駅舎	2		京王稲田堤駅:高架鉄骨造 若葉台駅:高架プロック造

(表・図35)

【修正後】

[本社災害対策本部]

<u>本社</u>

本社災害対策本部長 鉄道事業本部長

鉄道事業<u>本部</u>副本部長

本社災害対策本部員

計画管理部長

鉄道営業部長

工務部長

車両電気部長

連絡・調整班計画管理部企画管理担当災害調査班安全推進部安全推進担当

 旅客対策班
 鉄道営業部
 営業課

 運転対策班
 "
 運転課

死傷者対策班 安全推進部 鉄道テロ・災害対策課

工 務 部 保線課 軌道対策班 土木対策班 IJ 土木課 建築対策班 IJ 建築課 電力対策班 車両電気部 電力課 通信対策班 IJ 通信課 車両対策班 IJ 検車課

[現地対策本部]

指令本部

運輸指令所長 各部課長

京王線東部地区災害対策本部

本部長…桜上水乗務区長または関係部長 (課長)

京王線西部地区災害対策本部

本部長…高幡不動乗務区長または関係部長 (課長)

相模原線地区災害対策本部

本部長…若葉台乗務区長または関係部長(課長)

井の頭線地区災害対策本部

本部長…富士見ヶ丘乗務区長または関係部長(課 長)

(本社災害対策本部)

本社災害対策本部長 鉄道事業本部長 鉄道事業副本部長

本社災害対策本部員 安全推進部長 鉄道営業部長 工務部長 車両電気部長

運輸指令所

連絡・調整班 計画管理部 管理担当 災害調査班 安全推進部 安全推進担当 鉄道営業部 旅客サービス課 旅客対策班 運転対策班 IJ 運転課 死傷者対策班 営業企画課 軌道対策班 工 務 部 保線課 十木対策班 十木課 建築対策班 IJ 建築課 電力対策班 車両電気部 電力課

通信課

検車課

IJ

IJ

[現地対策本部]

通信対策班

車両対策班

京王線東部地区災害対策本部

本部長…桜上水乗務区長または関係部長 (課長)

京王線西部地区災害対策本部

本部長…高幡不動乗務区長または関係部長(課 長)

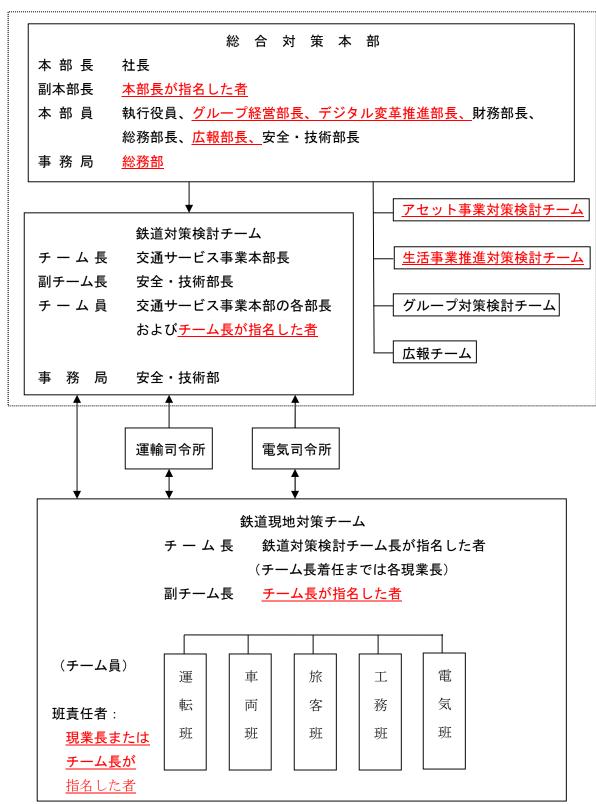
相模原線地区災害対策本部

本部長…若葉台乗務区長または関係部長 (課長)

井の頭線地区災害対策本部

本部長…富士見ヶ丘乗務区長または関係部長(課 長)

総合対策本部組織



総合対策本部組織

